刑政第47巻第8号

矯正図書館

刑政

第四十七卷　八月號　第八號

行刑事業の歸屬點（卷頭言）	正木亮	2
少年犯人に對する行刑教育	正木亮	5
情願にあらはれた收容者の情苦（一）	小川太郎	16
行刑改良二十三ヶ條	デー・アル・マーセル	38
海外時報		45
刑務所訪問委員（名譽職）の設定を提唱す	印南於菟吉	51
雜報		57

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



新行刑局長　岩松玄十氏



前行刑局長　鹽野季彦氏

暑中御見舞

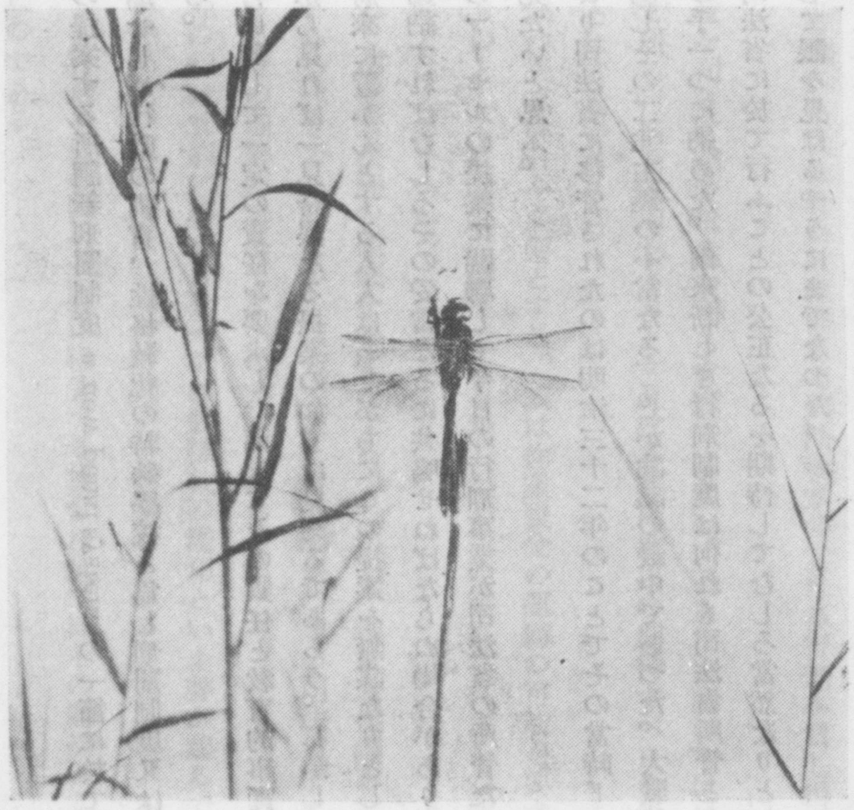
財團法人　刑務協會

岩松玄十

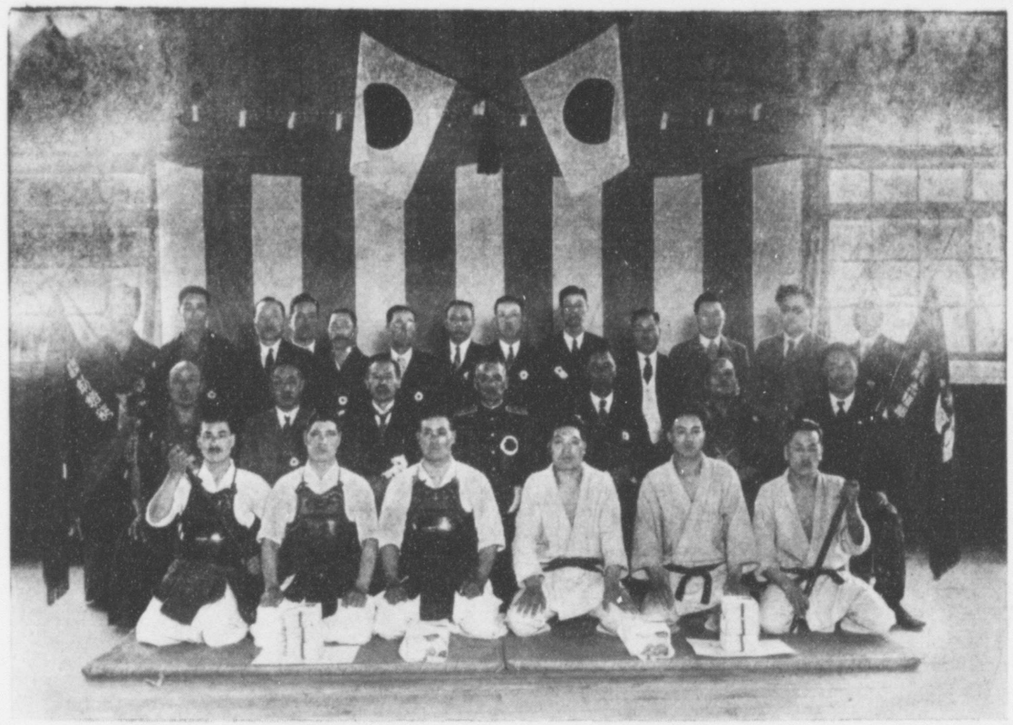
外職員一同

矯正図書館

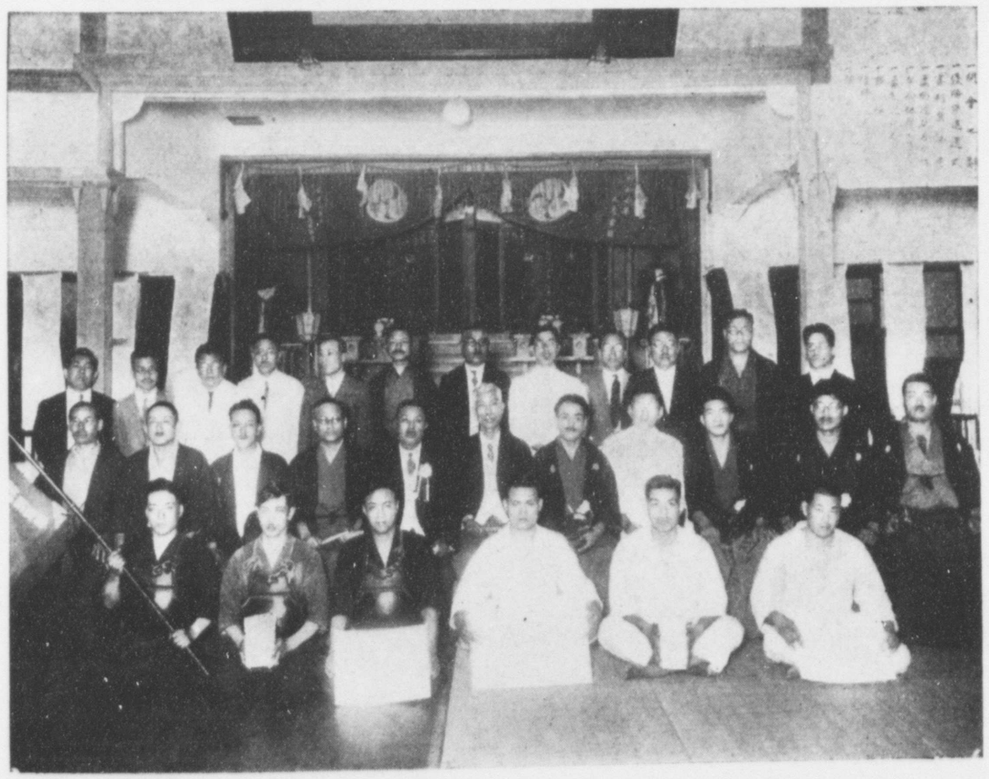
刑政



第四十七巻
第八號



第一區第八回武道會記念



第二區第八回武道會記念

行刑事業の歸屬點

マーセルといふ人の提案する所謂新刑罰制度 a new penal system の一節に於て少年少女を收容する感化學校は之を敎務省に屬せしめ行動の訓育、性格敎化の特殊學校と爲し刑罰制度又は感化制度として扱ふべからずと主張されて居る。

この主張は苟も犯行に對して一定の責任と敎育的事實との間に儼然たる區別を設けようとする人人から見れば一見奇異なる提案の如くに見えるであらう。しかし、刑と感化處分との實質を實驗しその目的を將來に置かんとする人人はあながちにこの提案を無謀なりとして笑ふものではない。否それからの實質より歸納すればむしろその妥當なるに共鳴せねばならぬ場合があり得る。

わたくしは玆にそのマーセルの提案に關聯して今日の行刑事業が司法省の所管たるを妥當とするや否やに關して一應檢討して見たいと思ふ。

抑も行刑が內務省より司法省に移管されたのは明治三十二年のことでその當時ドイツでは猶行刑が內務省と司法省との兩面に屬しその二元主義の不當なることが論議の最中であつた。大戰後に於てドイツはこの二元主義を竟に司法省の手一つに納めた。爾來新しき行刑制度は何れも司法省所管として少しもあやしむところなく又刑の執行を司法省に於て行ふことの公正なるを期待してむしろ當然なりとしイギリスの內務省所管なることを一奇異として眼を見はるやうにまでなつた。

行刑を司法省所管として存置することは稍もすれば封建的になり易い內務省で行ふよりも公正が期待出來

ることには間違ひない。しかし、反面に於て行刑の社會的職能例へば刑務作業の經營、例へば釋放者保護事業の經營等を基本として考へるとわれわれは必しも司法省が妥當なる行刑を爲し得るの地位にあるとは考へない。

司法省は本來司法行政を司る官廳で事業を司る官廳ではない。そんな官廳の下に於て行刑上事業官廳たるの性質を義務づけられて居る行刑を運用しようとすればそこに進出の期待すべきものなく事業の合理化の庶期すべきもののないことは當然である。

われわれは經驗上作業の獨立會計を必要とする。或は作業資金の運轉の可能を要求することが久しい。之は事業官廳の衝に當るものとしては當然の要望であるがしかしその容れられざるの所以は行刑が司法の蔭にかくされて居る結果からではあるまいか。

又行刑はその結論として釋放者保護の徹底を必要とする。しかし、釋放者保護事業は複雜せる世態人情の間を縫つて初めて達成せらるべきであるにかかはらず之と最も關係の薄い司法省下に於て之を營まうとするところに保護事業に對する世の理解が容易でないのではなからうか。

或人は憂ふ。行刑を他の行政官廳に移すときそこに假釋放の濫用といふ弊が起るであらうと。しかし、わたくしは假釋放の成果を納めんが爲めには假釋放に關する刑務委員會の設立を必要とするといふことに付いて從來屢々述べた。而して行刑を他の行刑官廳に移管する場合に於てはその前提として玆に此の委員會の設立を條件とせねばならぬのである。

かかる場合に於てこの委員會と方面委員制度との密接なる關係は當然に招來し假釋放の適正はむしろ今日

以上の結果を得るであらうことが推知され得るのである。

彼此綜合すれば、今日の行刑は最早之を今日のままに司法官廳の下に放置すべきに非ざることが考慮せられねばならなくなつたのである。內務省に屬せしむか。文部省に移すか。乃至省外局とするか。とにかく行刑を今日の儘に放置すればいつまで經つても世の理解を受けるに都合のわるいことだけは事實である。

さやうな意味からマーセルが感化監を敎務省に移管せよと叫んだやうにわたくしは玆に行刑局を省外局にする必要あることを叫んで置き度い。

昭和九年七月二十一日夜

正木亮

少年犯人に對する行刑敎育

——少年行刑敎育令の精神を述べて鹽野行刑局長を送る——

正木亮

目次

一 はしがき
二 少年犯人に對する敎育目的
三 少年犯人に對する學育と社會應化處置
四 けつろん

一 はしがき

この度わたくしどもは、鹽野行刑局長を送別することになつた。わたくしは玆に鹽野氏が僅々三年有半の間に殘された數多き業績殊に累進處遇令、假釋放審査規程及び少年行刑敎育令の中未だ批判の筆を染めなかつたその最後のものを取り立てゝ之を檢討することにより送別の辭に代へようと思ふ。

鹽野氏はその行刑局長在職中われ〳〵に示敎されたところは常に敎育刑主義であつた。氏

の曰く「今日行刑は教育なりとの觀念が普及せられたのは學問的に育まれつゝ自由刑執行の結果要望されるに至つた所産である。私は玆に行刑が教育であらねばならぬといふ理論に付て多く言ふ必要はない。私が行刑局長たるの立場よりすれば、よし行刑が教育なりや否やに關して議論があるとしても之を肯定せねばならぬのである。肯定して以て私の行刑方針を斷行せねばならぬ」と。(一) 氏の此の思想の具體化したものが卽ち右三令規であつたのである。而して、その三令規中の少年行刑教育令に關して氏は如何なる態度に基いて之を制定せられたか、換言すれば、氏は行刑局長として少年犯人に如何なる思想の下に對應しようとして居られたかを明かにするが爲めに氏は次の如くいつて居られるのである。

「私は從來の少年受刑者に對する教育方法に飽き足らぬものがあつたのであります。卽ち、從來の少年受刑者に對する教育方法は監獄法施行規則に規定されたやうに小學校令による教育に準じて而も非なるものであつたのであります。しかし、今日の教育方法は漸く進化の歩を進め明治四十一年時代の教育方法とは全く趣きを異にしたのであります。殊に、我々は今日の學校教育が社會教育化しつゝあることを否定することが出來ない。又今日の學校教育が漸次勞作教育化しつゝある事實をも否定することが出來ないのであります。然るに從來の少年受刑者の教育は只讀書と算術とを教へれば、それで役目が濟むかの如く取扱はれて居たのであります。けれども、たとひ少年受刑者に致しましても犯人である以上それに對する教育はその第一義として合法的社會生活への復歸を教育の中心と爲さねばならぬのでありまして少年受刑者の困難なる點は合法的社會生活への馴致と智的教育方法との調和を如何にするかといふ點にあるのであります」といひ、次いで、この調和を圖る爲めに我々は少年受刑者の教育に對しては小學校教育よりも以上に勞作教育の精神を加へ、社會教育方法を十分に加味する必要を認めるのであります。出來ることなら、最近ベルギーの少年行刑に於て試みられて居るコテージ・システムを前提とする家庭教育より累進して社會教育に至るの方法をも採用して見たいと思ふのでありますが、今日の法規及び財政の點に於ては未だかゝる制度を是認するの餘裕を持ち得ないのでありまして、甚だ殘念ではありますが、許す範圍に於て上述したところの最近の教育上の趨勢を參酌して玆に過日少年行刑教育令を公布して之を實行に移したのであります」(二)と述べて居られるが、之によれば氏の少年行刑教育の基本精神はむしろ學育よりも家庭教育と社會教育とに置かれて居るやうに見えるが、とにかく今日の法規と財政との範圍に於て少年行刑教育の方針を定めるとすれば學育に手をつける以外に方法がなかつたことを表示されたのである。

故に、この點を理解して考察するとこの少年行刑教育令におのづからその精神のあらはれて居ることが否定出來ないと思ふ。

一 鹽野季彥氏監修「最新行刑令釋義」第一頁

二 同氏「行刑一年の回顧と展望」(刑政第四六卷第一一號第一一頁以下)。

二 少年犯人に對する教育目的

少年犯人に對する教育目的は從來いろ〳〵なる語法によつて表示せられて居つた。例へばかのサン・ミケーレに於て示された言葉によれば二つの目標が明かにされて居る。その一は「惡人を適當なる手段に依つて改善せられざる場合に之を罰に依つて懲らしめんとするは價値なし」[一]といふのであるが、之は當時たとひ少年犯人であつても惡人である以上は惡人のやうに取扱ふ必要があるとされて居た[二]、その世想に對して蒙を啓かうとしたものであつた。たとひ監獄內で教育行刑を爲さうとしても世想が之を否定する以上その教育行刑は到底成功するものでない。さやうな前提の下に少年に對する刑罰思想の變更を企劃しようとしたのがこの言葉であつたのである。

その二の言葉は「犯人と雖、感化及び教育に依つて國家團體の有用なる一員となさるべきものなり」[三]といふのであつた。少年に對する行刑の基礎觀念を此處に置かうとしたことは必ずしもサン・ミケーレが始めてではなかつた。かのアムステルダムに於て一六一一年頃に少年に對する世俗的學育 Ein wesentlicher Unterricht が定められ、冬の日に夕やみせまる薄暮より午後七時まで、日曜日には朝の六時から八時まで讀み書きを教へて居たが如き事例は[四]既にその時代に之を見ることが出來て居たのである。

しかし、少年犯人に對する感化教育の思想が特に世の共鳴を受けるやうになつたのはサン・ミケーレ以後であると思ふ。一七五六年のロンドン海員協會 Marin Society 一七八六年の感化船 training ship 等は何れも少年犯人を感化教育することによつて社會の有用なる一員にしようとする目的から成立したものであつた。殊に、犯罪的環境に置かれて居る無教育の不良少年を收容したロンドンの貧民學校 ragged school の如きは少年兒童の道德的、精神的及び職業的向上を試み將來自分の手によつて高潔なる生活を營み得しめようといふことが、その最高の目的であることが明かにされた[五]。

歷史的過程に於て何故に少年犯人にのみは然く教育的處遇を行ひ來つたか。その理由としてわたくしは三つの點を擧げ得ると思ふ。その一は少年時代は惡風に感染し易く之を成年と分離するの必要にせまられたからである。サン・ミケーレのブーベン・ハウスが出來上つたのは實にその點に由來したのであつた。その二は少年が發育期にあることから特に他の犯人と處遇上區別するの必要に迫られたからである。かのアメリカに於ける少年犯罪者に關する諸制度が肉體的、精神的、智的並職業的訓練を包含する教化法だといはれるのは[六]少年のこの特性に基くものである。その三は少年が知能の發達期にあるといふ點から學育が施され來たつたのであつた。

この三點は少年犯罪者の處遇に付いては各國共によく理解せられ、殊に、二十世紀になつてからはその精神は竟に少年法なるものを獨立せしめるに至つたのである[七]。而して少年法の獨立は少くとも少年に對する刑罰は感化教育をその本旨とするといふ歷史的事實が是認せらるゝに至つたのである。而して感化教育の本體は敍上せる如く國家團體の有用なる一員となし、道德的、精神的及び職業的向上といふことを目的とするのであるから此の點に於て少年行刑教育

は小學校令第一條に於ける「小學校ハ兒童ノ身體發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」といふ點と合致する。

さやうな歴史的、教育方法的觀察より歸納すれば鹽野氏の殘された少年行刑教育令は吾人に少年行刑は純然たる教育として觀念すべきことを指示せられたるものとして特に意義が深いとわたくしは思ふ。(八)

一 拙稿「自由刑に於ける累進制度」(法學協會雜誌第五二卷第五號第九頁)。

二 拙稿「少年犯罪の防壓對策」(法律時報第六卷第二號第四頁)に於て十六世紀に至るまでの苛酷なる少年行刑の略史を述べた。

三 拙稿「自由刑に於ける累進制度」仝上仝頁。

四 拙稿「少年犯罪の防壓對策」仝上第五頁。

五 拙稿仝上仝頁。

六 Louis Robinson, Penology in the United States 1922, p 99 et seq

七 一九二三年のドイツ少年法、一九二五年のオーストリヤ少年法、一九二七年のブラジル少年法、大正十一年のわが少年法の如き皆然りである。

八 少年行刑教育令第二條「本令ノ教育ハ專ラ其ノ身體及個性ニ留意シテ人格ヲ陶冶シ國民精神ヲ涵養シ且社會生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」。この解釋に就ては岡司法書記官「少年行刑教育令釋義」(鹽野氏監修最新行刑令釋義昭和九年第二一一頁以下)に詳述されて居るがその刑事政策的見地よりすればわたくしの敍上の點を看却することが出來ない。

三 少年犯人に對する學育と社會應化處置

少年犯人に對する教化方法として從來特に學育が重く用ゐられた。監獄法第三十條に「十八歳未滿ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ」と規定されて居るが、その教育といふ文字は監獄法施行規則に於ては之を學育に限定して考へられて居た(施行規則第八十五條)。しかし、かやうな傾向は教育學の進歩と社會觀念の變遷とに從ひ決して不變に終るべきではなかつた。先づ第一に教育は個人知識を發達せしめるのが目的なのか乃至は人そのものの向上發達を目的とするものなのか、その何れに重きを置くべきかといふことが考へられねばならなかつた。前者に力をそゝぐときそこに學育の組織方法といふものが特に研究されねばならないのであるが、しかし學育に偏して人そのものの向上發達を閑却すれば稍もすれば全面的な人生陶冶といふことは到底期待出來るものではないといふことが漸次認識されるやうになつた。その意味から今日の學校制度には或る程度の反對論さへ生れるやうになつたのである。かのスパルタ教育が追慕せられ、或は寺小屋制度が再考せられねばならぬといはれる所以のものは實に理由を玆に存するのである。(二) 即ち、スパルタ教育といひ寺小屋教育といふものは要するに學育に偏することなく同時に社會應化の力を養ふことに意がそゝがれたのであつた。社會應化の爲めの教育方法としては吾人は家庭教育を閑却することが出來ない。又同時に社會教育を避けるわけに行かないのである。

青木教授の言葉を藉りていへば「教育はいはば價値實現の助成である。卽ちよりよき人生を迎へようとする心の動きを刺戟し、これを助けてやがてこの心の動きを達せしめようとする努力である。從つて教育は强制されて成しとげられる企てではない。どこまでも一つの自發的な、よりよき人生に向つて動くを豫想しなくてはならないのである」[二]とのことであるが、さすれば學育は價値實現の助成法としては極めて僅かな領野を司るに過ぎなくなるのである。而して學育の司る領野が狹くなればそれほど他の教育方法が併せ用ゐられねばならなくなるのであつて玆に社會教育とか勞作教育といふ概念が吾人の認識の上にあらはれて來たのである。

わが少年行刑教育令第三條に於ては「教育ハ普通科及實科ニ分チテ之ヲ爲ス」と規定し、その解釋に關しては立案者たる岡司法書記官の筆によつて「行刑教育は社會の普通人としての生活を爲すに必須なる知識技能を賦與するを以て目的とするものであり、現在の社會生活の狀態に於て刑務所に於ける學科教育については國民義務教育の程度卽ち尋常小學教の程度を以て足るべく、それ以上の教育を必要とする者が尠い。(中略)。それよりも寧ろ社會生活上直接の影響を持つところの職業教育にこそ重點を置かねばならぬことであつて、本教育令に特に實科を設けたるはその爲めに他ならぬ」[三]とされた點によれば鹽野氏の時代に於ては少くとも少年行刑教育の重點が學育よりもむしろ勤勞教育乃至生活教育に置かれたことが明かにされたと見るべきである。

岡書記官のいはれるが如く現在の社會生活の狀態に於て學科教育については尋常小學教の

程度で十分であるとわたくしは考へない。否むしろ、今日の世相に於ては出來るならばそれ以上の教育を與へることの必要に迫られて居るのではないかとも思ふ。されば監獄法施行規則第八十五條第二項の補習教育はむしろ今日に於ては最も利用されねばならぬと思ふが、岡書記官は反對に之を例外的に扱つて居られるのである。曰く「かかる者(普通科及び實科の科程を卒りたる者)に對しては(中略)職業教育、勞作教育に重點を置いて補習教育を施すべきであること勿論である」[四]と。

岡書記官のこの說明はその本旨とされる行刑教育の基本觀念たる教育思想と結び付けようとされる結果に外ならないと思ふ。岡書記官は根本思想に於て囚人の改化遷善は獨立獨行の精神を養ふこと、常に額に汗することによつて達し得ることを考へて居らるるやうであるが、その點と補習教育とを混同せられて居るやうである。

しかし、とにかくこの點から見てもこの行刑教育令の基本精神を爲すものが職業教育、勞作教育に置かれて居ることを否定することは出來ない。又同書記官の「行刑教育に於て特に職業教育、勞作教育を重要視せねばならぬ點は實に茲に存するのであつて本令に於て實科を設けたる所以亦茲にあるのである」[五]と說明されるところにより一層明かにされ得ると思ふ。

岡書記官は職業教育、勞作教育といふ觀念に關して別に說明をされて居らない。しかし、もしもその觀念が所謂勞作教育學派 Arbeitsschule の主張するところのそれであるなればわが少年行刑教育令は人生陶冶法として實に偉大なる進步をあらはしたものといひ得ようと思ふ。卽

ち、その精神を貫くに於ては普通科の教育と雖徒らに注入的であるべきでなく、むしろ應用的、自發的でなくてはならぬといふことになるのである。

鹽野氏はかつて自力の原理といふことを高調されたが(六)、自力の原理とは換言すれば、働かざるものは須く食ふべからずといふ原理と合致しペスタロッチー以來の勞作主義の教育思想と合致するのである。岡書記官の説明と鹽野氏の主張とを綜合して見るとこの少年行刑教育令は形の上は單なる學育規程に過ぎないやうであるが實は行刑累進處遇令と結び付いて囚人を社會に應化せしめようとする教育方法であるといふことを理解することが出來るのである。

一 吉田熊次博士「教育學原論」(昭和二年)第一四八頁以下。
二 青木教授「累進處遇の教育的基調」(刑政第四七巻第二第第五二頁)。
三 岡書記官前掲第二一四頁以下。
四 岡書記官仝上第二一五頁。
五 岡書記官仝上第二一八頁。
六 鹽野氏「行刑一年の回顧と展望」(刑政第四六巻第一一號第一〇頁以下)。

四 けつろん

鹽野氏の編制された三令中に於てその嶄新性は少年行刑教育令が一番乏しい。しかし、監獄法施行規則第八十五條に於て示され且現に實施しつつある學育制度を現代教育學の傾向に從つて統制しようとされたその試みを有過すべきでない。

鹽野氏は前に述べたやうにコテージ教育より社會教育への累進編制を試みて見たいといふことを明かにして居られた。その思想よりすれば學育は單に人生教育の一段階にして而もその教育法は他の教育法を考慮せねばならぬことが豫約されて居るのである。その考慮を實科といふ點に於て表示されたこの教育令は從來の學育方法よりも正に一新規を劃したものだといひ得ようと思ふ。

しかし、わたくしはこの教育令を以て決して完全なものと考へては居ない。否むしろこゝまで編制された以上更に進んで恰も刑法に對立して少年法が出來た如く監獄法に對立して少年行刑法が獨立すべきであつたと思ふ。少年犯人の感化を學育だけ規律して達しようなぞといふことは少年感化の妙諦に觸れたものといふべきでない。それに觸れる教育令はむしろ少年の生活の全般に觸れたものを規律したものでなくてはならぬのであるが、今やわたくしはその わたくしの願望を容れらるべき鹽野氏と別れねばならぬことになつたのである。

刑政第47巻第8号
矯正図書館

情願にあらはれた收容者の情苦（一）

小川太郎

目次

一 序
二 情願者（以上本號）
三 情願
四 結語

一

『人間は誰でも、たとへどんな人間でもどんなに零落した人間でも、無意識にしろ、本能的にしろ、兎に角人間としての自分の價値に對する尊敬を要求するものである。囚人は自分自身彼が囚人であることを知つてゐる。併し、どんな烙印を以てしても、足枷を以てしても、彼にその人間であることを忘れさせることは出來ないのであらう……』

『人間としての扱ひは、その人にとつては既に餘程前から神の像（すがた）が朧ろになつてゐる人をすら、人間とすることが出來るものである……』(一)

人間としての扱ひ——「人たるに値ひする存在」の保障は行刑史を今日にまで繰り展げたところの一つの動因である。(二) 刑が教育でなければならぬと云ふ行刑史の今日の結論は、或意味に於ては、此の「人たるに値ひする存在」の「極大」の保障と解すべきである。眞實の意味に於ける此の「極大」の保障の存するところ、斷じて累犯はあり得ない。と同時に、此の「極小」の——最低の人間的存在の保障も破綻したところ、其處に事故と暴動と累犯との集積がある。(三)

囚人に於ける「人間」の發見は、幾度か國々の行刑史を、大きく旋回せしめた。今又、それは一つの世界的傾向を作らうとしてゐる。卽ち監獄法を囚人のマグナ・カルタ的な基礎におかうとする企てである。囚人の人間的存在を保障する一つの方法として、囚人と國家・刑務官との關係を、國家・刑務官の惠恤に委すことなしに、法律を以て關係付け、尠くとも、最低の人間的生活は之を法律を以て保護しようとするのである。(四)

我國に於ては、此の事業は明治四十一年、監獄法の制定に依つて形式的には達成された。だが然し、それは人間的存在の保障と云ふ點では疑はしい所の過去の遺物を存してゐる。のみならず與へられてゐる保障の破壞に對しては、——卽ち刑務官吏の監獄法規の違反に對しては何等救濟の方途が講ぜられず、直接にはたゞ、職務違反といふ官吏法上の責任が云爲されるのみで、實質に於ては、單に刑務官の職務規範たる意味しかもつてをらぬ。(五) 然し、間接ではあるが兎も角、我國に於ては監獄法が若干の保障的機能を有するが故に、「刑務所の不當なる處置」といふ法律的觀念が生ずる。現行法は此の不當なる處置に對して、情願を爲し得ることを認める。保障の曖昧さに對應して、保障の破綻に對して又保障の役割を爲すべきところの情願も亦、補的存在たることを失はぬが、(六) 尠くとも、それに依つて、囚人は刑務官の個人的な專恣からは解放される可能性を有する。かくて監獄法は實質的に囚人の生活を保障するのではなく、たゞそれを保障するであらうと宣言するにとゞまるものと解すべきであらう。

國々には、其の國々の色彩がある。保障が精密に法律化されようと、宣言に止まらうと、事實に於て、人たるに値ひする、囚人の生活があるならば、囚人の法律的地位云々の問題は、尠くとも、ことの我國に關する限りは今日の議題たり得ない。果して然るか？ 收容者の情苦を調べることは、此の問題に對する解答の一つの資料となる。(七)

行刑の改良を收容者の種々な意味の「手記」に求めようとする一つの傾向がある。一面に於て行刑の改良を、實證的基礎におかうとするのであると同時に、囚人の・行刑に於て現に保有する地位を、其れ自身の聲に聞かうといふのである。行刑學は此の研究方法を採ることに依つて、新しい展開を見るであらう。情願は此の「手記」の一種と見ることが出來る。(八)

收容者の「手記」としての情願を調査することに依つて、收容者の「人たるに値ひする存在」に關する情苦を觀ようとするのが、多少、大それた感はあるが、この一文の目的である。卽ち、情願者並びに情願にあらはれた收容者の苦訴の分布を觀、現行法制の下に、收容者の人

間的存在が如何なる點に於て、危機に瀕して居るか——従つて刑が、如何なる點に於て其の教育的效果を奪はれてゐるか——そして、教育刑實踐の進むべき方向を觀るよすがとしようといふのである。

だが、問題自體に煩瑣以上の種々の難點がある。のみならず、それを採り上げる方法は又必ずしも容易でない。(九) 従つて、その眞實の様相を發見するといふ最初の目的は、著しく阻害されてゐることを注意しなければならぬ。

私の採つた方法は——

1、昭和二年より昭和八年に至る迄に提出された情願書と其の進達書の原本に就いて、其の情願の要旨と其情願者の罪質、刑期、入所度數等とを、一通別にカードに採錄した。但し次の事項は注意さるべきである。

a、情願と名付け得るものは裁決の如何に拘らず其の苦訴として記載されてゐる總てのものを採つた。

b、だが、明瞭に情願の體をなさざるもの、例へば、寃罪を訴へる上申書、或は情願書として提出されたものでも其の内容何等苦訴の體を爲さざるもの等は、之を除いた。

c、明瞭に同一人と認め得るものでも提出期が著しく接近してゐない限り、之を各通として、各別に採錄した。

2、右のカードに記載せるところによつて情願者に關する諸表を得た。(一〇)

3 同じく、右のカードを整理して、情願事項の分布に關する諸表を得た。が左の點は注意すべきである。

a、情願事項は法律的意味に解せず、所謂情願事項にあらざるものでも、何等かの情苦を訴へるものであるならば、之を一情苦として計算した。

b、一情願書は必ずしも一情苦を訴へるものでない。否寧ろ、殆んどあらゆる情願書が種類の異なる數個の苦訴を含んでゐる。この場合、此等の情苦は數個のものとして計上した。

c、主觀的に決定したところの苦訴の種類に適合せず、只大體に於て類似するにとゞまるものについては、これを其の苦訴の種類に適合するものと看做した。これは大量現象を取扱ふ上の必要な害惡である。

d、一個の連續せる情苦は一個として計算すると

共に、其の情苦の主なる點につき之を採つた。

e、同一情願者の數通の情願書について、其の同一苦訴に係る點は之を省略した。

(一) ドストエフスキイ死の家の記錄、春陽堂版一八六頁

(二) 近世に於ける人道主義者達は此點に大きな寄與を爲した。中にも John Howard, The State of the Prison は典型的なものである。勿論其處にはフロイデンタールの意味に於ける囚人の法律的地位が語られてゐるのではないが、「監獄の悲慘」が訴へられ實際上に悲慘の廢棄が主張されてゐる。

更にヨリ理論的な基礎は G. Radbruch, Der Mensch im Recht の内に求められるらしい。これに付て木村龜二氏法學志林三三卷四號九二頁の「紹介」。尙橋本文雄氏「個人法より社會法へ」(志林三二卷一二號) 五〇頁。正木亮氏「法制上より見たる自由刑の本質」(志林三三卷九號) 七二頁。武藤文雄氏「個人的刑法と社會的刑法」(刑政四四卷九號一〇號) 牧野博士「市民法から社會法への轉化」(志林三五卷八號) 等。尙正木亮氏「最近に於ける世界の行刑思潮及現況」(刑政四五卷八號) 一〇頁には「十八世紀以後十九世紀の終りに至るまでの行刑改良は主として監獄施設の改良、囚人の處遇の改良に向けられて居たが、二十世紀の初頭より俄然行刑の改良は自由刑に於けるこの法律的矛盾に向つて投げられたのである」といはれてゐる。

(三) これは誇張ではない。事故については後述の刑務事故と情願との關係についての項參照。暴動については昭和四年のツーロン感化院、オーバーン及クリントンの暴動、リーヴンウオース・ランシングの暴動、昭和六年のイリノイス監獄暴動について其の原因が論ぜられてゐるが、諸家の說を綜合すると (1) 監房の不完全と過剩な囚人、(2) ブームス・ロー、(3) 戒護中心 (4) 極端なる進歩主義と極端なる消極主義、(5) 古くして不適當な建物、(6) 適當な類別を缺くこと、(7) 假出獄法令の變更、(8) 作業を與へなかつたこと、(9) 食量の品質、分量の不足、(10) 刑務官の素質等が其の原因であるといふ。誤つた刑事政策から出た誤つた刑罰法に基くことは明瞭だが、更に行刑の内部に於ける人間の無視が數へ上げられてゐるではないか。暴動の原因に付いては大塚鄕二氏「アメリカに於ける監獄暴動」(刑政四三卷二號)正木亮氏「アメリカに於ける監獄暴動の過根」(志林三二卷三號) 「アメリカに於ける行刑の重點」(志林三一卷一二號) 一四八四頁。鹽野季彦氏「累進處遇と人格第一主義」(刑政四七卷二號) 七頁。正木亮氏「行刑に於ける戒護觀念の推移」(刑政四三卷五號) 二〇頁中尾文策氏「一九三二年に於ける世界の行刑」(刑政四六卷一號) 二七頁。これが累犯の原因たることは刑務事故及暴動に依つ

て人と人との關係を基調とする教育的雰圍氣が破壞されるといふ點からも容易に推測されるのであるが、人たるに値ひする生活の保障自體が一つの教育の內容を爲すものと見ることに依つてヨリ容易に推測されはしないか。だが、これを統計的に實證することは著しく困難である。

(四) Freudenthal Die staatsrechtliche Stellung des Gefangenen 1909. 牧野博士「教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰」(行刑論集所收) 四一頁以下。正木亮氏「法制上より見たる自由刑の本質」(志林第三三卷九號乃至一一號) 更に最近に於ては、武藤文雄氏「行刑における法律關係と事實關係」(刑政四七卷三號) 尙古くは昭和二年にフロイデンタールの「一九二七年の獨逸國刑罰執行法政府草案を評す」なる一文が刑政四〇卷一一號及一二號に譯載されてゐる、同文六頁以下參照。

尙刑政卷頭子は昭和五年其の四三卷一二號に於て囚人の法律的地位を語る二つの文獻として前揭フロイデンタール及牧野博士のものを揭げられる。日本及外國に於ける歷史的文獻としての價値を保有することに着眼されてゐるのではないか。

「人たるに値ひする存在」das menschenwürdige Dasein の意義については非常に多くの場所で論ぜられてゐる。例へば牧野博士「法律と生存權」(志林三〇卷四號) 九六頁。「生存權の法律問題」(志林三三卷五號) 六〇頁。「累進制に於ける責任と希望の原理」(刑政四七卷二號) 二七頁には夫々「各々志を遂げ倦まざらしむる」國是であるといはれる。言葉の出所はドイツ共和國憲法第百五十一條第一項の「經濟生活の組織は各人をして人たるに値ひする生活を得しむることを目的とし云々」から出て居る。牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」(昭和四年) 七二頁、刑政四〇卷八號卷頭言。

其他、刑政四一卷一號卷頭言。正木亮氏「行刑法改正の基本問題」(刑政四四卷八號) 一四頁。武藤文雄氏「個人的刑法と社會的刑法」(刑政四四卷九號) 四八頁、(同一〇號) 四八頁。鹽野季彥氏「行刑一年の展望」(刑政四四卷一一號) 一一頁等、昭和五年は此の問題に於て、理論上も實際上も一時期を劃したものである。尙ほ木村龜二氏「パレルモ會議の行刑問題」(刑政四五卷九號)。

(五) 牧野博士行刑論集所收前揭論文五二頁等。

(六) 正木亮氏「行刑法改正の基本問題」(刑政四四卷七號) 一五頁。

(七) 所謂感想錄等もこの調査の資料となり得る。

(八) 刑政四六卷一〇號卷頭言參照、セリンも Prison of Tomorrow 中 autobiographs of criminals なる項に於て「それ等は囚人の經歷乃至は拘禁に對する態度を解明するが故に重要である」としてゐる。

(九) かゝる事象の統計的な研究からは何者も結論し得ないとする學者もないではない。然し、事柄自體は大量觀察の不能、不許、不利其他統計學上の忌諱に觸るゝものでなく原則としては可能なものである。

(一〇) 各表は其の總計に於て必ずしも一致してゐないが、これは一人數罪を有する等其の表の性質から出るもので已むを得ない。同一人に付て同一年度內なるときは、これを一通として計上したものもある。

二

情願者が一般收容者に對してどういふ地位を占むるかといふことは、情願にあらはれた苦訴を評價する上に、是非とも、顧みられなければならぬ問題である。情願者といふものが行刑上特殊な存在であるとするならば、それから導き出された情願の研究は、特殊研究としては意味があらうけれど、私の今試みようとする一般的課題に對する解答としては、何物をも意味しない。例へば、情願者の大多數が精神病者であるとするなれば、情願の研究はたゞ精神病學上の意味しかもたないことにならう。(しかも、この假定は相當、世間に瀰滿してゐる一つの考へ方である。卽ち、情願と云ふ樣な突飛なことをするものは恐らく精神病者でもあらうといふのである)。

更に、事實に於て、情願は、1、情願者の惡性の表現と見るべき僞言、誇張、2、比較的多數な精神的疾患の存在、3、現行法の情願制度に對する收容者の不信任等によつて、其の信賴度が多少なりとも害されてはゐないかと觀るのは、必ずしも間違つた考へ方ではない。

情願といふものの一般的な信賴度を測定する意味で、或は又情願が一般收容者を代表する可能性を有するか否かを調べる意味で、曾く情願者について顧みようと思ふ。情願者の個性、經歷の詳細を見ることは非常に望ましいことではあるが、材料の關係上、罪質、刑名刑期、性、年齡等の極めて一般的なるもののみを顧ることにする。

情願者の罪名は次の樣な分布を示す (第一表)

第一表　罪名別情願者數
（自昭和二年至昭和八年）

罪名	刑受者	百分比	被告人
盜盜贓喝領	121	42	1
富恐	24	8	2
博欺	0	0	
窃強賭横横	38	13	1
贓通文猥傷	7	2	
物造造婚害	0	0	
僞重	0	0	
僞章淫	1	0	
貨印姦	5	2	
書窶	23	8	
殺墮騒放其特	20	7	
人胎擾火他犯	0	0	
法	1	0	1
別	5	2	32
計	27	9	
	16	6	
	2	1	
	290	100	37

これを一般受刑者と比較すれば下表の通である。（第二表）

卽ち、罪質に付ては、情願者の分布狀態は、一般受刑者の罪質の分布狀態と殆んど一致して、著しい特殊性は示してゐない。たゞ、之を强ひていへば、情願者に在つては、a、窃盜、賭博富籤、文書印章僞造等の犯罪者の比較的少數なること、b、「其他」の犯罪者及び特別法犯の犯罪者が比較的多數を示してゐること等である。前者の少數なる理由は大體、刑期關係、卽ち、比較的、刑期の短き罪であつて情願を爲すに至る程の期間を在所せざるものに係ると認められる。又後者に關しては、二つの特殊な事實に其根據を求むることが出來ると考へられる。卽ち「其他」の罪二十七人の內、實に十一人は逃走の罪に該るものであるし、特別法犯十六人の內十人は治安維持法違反に係るものである。囚徒を情願に導くと同じ原因が囚徒を逃走に導くと云ふ觀點、社會に在つて「改良」のインシアテイブをとつたものが、獄內に在つても「改良」のイニシアテイブをとると云ふ樣な觀點からすれば、寧

第二表　罪名別十ケ年平均年末男受刑者數と情願者

罪名	受刑者（男）	百分比	二罪以上ニ罪ニ付キ情願ケ百分比
盜盜贓喝領	21,293	55	42
富恐	2,543	7	8
博欺	676	2	0
窃強賭詐横	3,901	10	13
贓通文猥傷	1,284	3	2
物造造婚害	227	1	0
僞重	95	0	0
僞章淫	698	2	0
貨印姦	473	1	0
書窶	1,765	5	2
殺墮騒放其特	2,743	7	8
人胎擾火他犯	9	0	0
法	90	0	0
別	1,346	4	2
計	687	2	9
	473	1	6
	38,303	100	99（不明1）

（一般受刑者に付ては第三十三回行刑統計年報より）

ろ此の兩者の多數を占むることは、情願に固有する特殊な性質であるかも知れぬ。けれども、之を事實に徵すると、かゝる斷定を早急に下すことは躊躇せざるを得ない。蓋し、逃走の罪に該るものは昭和六年に於て六人と云ふ異常な數を示してゐるのであるし、治安維持法違反に在つては、之が受刑者の情願としてあらはれたのは、漸く昭和五年以後のことである。從つて、これ等は尠くとも、現在のところでは、大量現象を素すものとして觀ることが妥當の樣に思はれる。

かくて、罪質の點に於ては、長期間について一般的に觀察すれば、情願者の特殊性といふ程のものは發見されないし、從つてこの限りに於ては、情願者は一般收容者を代表する可能性を有することを疑ひ得ない。

刑事被告人の情願に付ては、第一表の示す通り特別法犯の三十二人が問題であるが、これも其の全部が治安維持法違反に係るものであつて、昭和三年よりあらはれ昭和五年に於て絶頂に達し、近年漸減の傾向に在るところの、この種被告人の所謂「獄內鬪爭」の一つの現れであるは勿論である。

次に刑名であるが、尠くとも調査範圍の昭和二年以降に於ては、全部が懲役刑のもののみであつて、禁錮刑者拘留刑者は全く見當らぬ。これは、禁錮刑者に在つては其數が著しく少數であること（全受刑者一〇〇〇人に對し一人以下であり、其の多くは短期）拘留刑者に在つては其刑務所滯在期間が著しく短期であることに、職由するものと認むべく、將來も大體此の種受刑者よりの情願を、我々はもたぬであらう。

第三に、刑期であるが、情願者中受刑者に在つては、次の樣な分布狀態を示してゐる。（第三表）說明の便宜上、年末在監受刑者（十ケ年平均）の刑期も併記する。

第三表　情願者に於ける刑期の分布と十ケ年平均年末在監受刑者の刑期の分布

刑期	在監未決者數	百分比	情願者數	百分比
無期	547	1	4	8
15年以上	1,181	3	9	18
10年以上15年未滿	1,588	4	3	7
5年以上10年下	6,761	17	31	61
3年以上5年下	6,271	16	19	38
2年以上3年下	6,067	16	14	27
1年以上2年下	7,641	20	11	23
6月以上1年下	6,659	17	6	11
3月以上6月下	1,852	5	1	2
不明	404	1	0	0
計	38,971	100	100	197

（年末在監受刑者に付ては第三十三回行刑統計年報より）。

情願者の刑期の分布狀態は、第三表に依れば、次の諸點に於て一般受刑者と相違するやうに思はれる。卽ち、

a、無期及十五年以上の刑期者は、情願者に在つては一三%を占むるに對し、一般受刑者に於ては、僅かに四%を占むるに過ぎぬ。

b、一年以下の刑期者は、情願者に於ては七%なるに、一般受刑者に於ては二三%。

c、最多數の刑期者は、情願者の場合、「十年以下」卽ち、五年一月より十年までに分布されて三一%を占むるに對し、一般受刑者の場合、刑期に於てより短期であるところの「二年以下」に分布され、情願者の三一%に對し二〇%を示す。

一言にしていへば、情願者の刑期分布は、一般受刑者の刑期分布に對し、逆立ちしてゐると云ふことが出來る。

此の理由は、之を善意に解すれば、刑期の長いもの程苦痛が强く感ぜられるといふ樣な點にも求められようし又惡意に解すれば、刑期の長い——從つて惡性の强いものが、その惡性の表現としての不平を發するといふ點にも求められよう。しかも次表を顧るときは此點は益々强調されてよいやうに、一應は考へられる。卽ち、情願者の各刑期に屬するものの一般受刑者の當該各刑期所屬者數に對する率を見れば、

無期	0.0145
十五年以上	0.0152
十五年未滿	0.0044
十年以下	0.0090
五年以下	0.0060
三年以下	0.0044
二年以下	0.0030
一年以下	0.0016
六月以下	0.0010
三月以下	0
總人員對し	0.0050

であつて、大體刑期の長くなるに從ひ、情願率が多くなつてゐるのである。

然し乍ら、此點はも少し冷靜に考察する必要がある。前表に於て、成程、「三月以下」より「十年以下」までは規則的に進增することを見受けるが、「十五年未滿」以上に在ては、これは些か亂れ勝ちである。このことは、調査の材料を僅々二百人程度の情願に採つた爲めに生じたもので、調査材料を增加すれば、寧ろ「十五年未滿」以上者には漸減の傾向が出て來るのではないかと思はれる。しかも、長期刑者に在つては、第十三表に明かなごとく同一者の情願の繰返しが相當に多いので、此のことは、單に私の想像のみとは考へられぬ。(尤も第三表の作

製については、同一年度に於ける同一者の情願は一通以上の場合も、之を一通として計算した)。

かくして、尠くとも現在の調査範圍內では、刑期の「十年以下」卽ち十年より五、六年程度が、情願を最も多く培ふのではあるまいかと思はれる。この程度の刑期が潛在的に受刑者をして刑務所の事情通たらしめると同時に囚人生活を代辯する、或る意味の地位を與へるのであらう。(たゞし、これは十年乃至五年刑務所に在らねば情願を出さないといふことと直接には關係しない)從つて刑期については、謂ふところの情願者の代表可能性といふものを必ずしも疑ひ得ない。

第四として、入所度數を見る。そして之を五ケ年平均新受刑者(男且つ十八歲以上者)の入監度數と對比する。(第四表)

第四表を一見して明かである如く、情願受刑者と一般受刑者とは此點に於ては、甚だしく相違する。一般受刑者に在つては、再入以上を合計して漸く五〇%程度を出でるに對し、情願受刑者に於ては、五入以上が既に五〇%を示し、初入は僅かに七%に止る。情願受刑者の殆んど全部は事實上の累犯者である。而も情願者の或る者は實に二十二入と刻印されてゐる。謂ふところの情願の信

第四表　情願者の入所度數と一般受刑者の入所度數

	一般受刑者		情願者		
	實數	百分比	內受刑者	百分比	人實被告數
初入	11,435	46	12	7	28
再入	4,430	18	16	9	4
三入	2,837	12	26	15	2
四入	1,952	8	26	15	3
五入	1,351	5	35	20	—
六入以上	2,650	11	58	32	—
不明	—	—	4	2	—
計	24,655	100	177	100	37

(一般受刑者に付第三十三回行刑統計年報より)

賴は此處に全く裏切られたかの感がある。が然し乍ら、事物の判斷は事物の對比に於て生ずる。「不當なる處置」なるや否の判斷も、刑務所を時間的に、又場所的に對比することに生ぜぬ筈はない。後述の移送受刑者が情願者中に多きを占むる點よりもこれを推測することが出來る。更に、刑務所常住者に於て、初めて眞實の刑務所の痛苦を苦しみ、之を發表するの機會をつかむといふのは必ずしも反語ではあるまい。かくて此點に於ても、未だその信賴度に關し、全く見捨て能はざるもののあるを考

へざるを得ない。

刑事被告人に於ては、受刑者に於けると異つて初入が絶對多數である。が、これは殆んど全てが治安維持法違反に係るものであつて、これを除けば、矢張り再犯以上が多くの割合を占むる。

次に情願者の性別であるが、調査範圍内に於ては、全く女を發見することがなかつた。女囚の少數と女性の特有な氣質がしからしめたものと思はれる。

第六に、情願者の年齡を見よう。（第五表）

第五表　情願者の年齡分布と十ケ年平均新受刑者の年齡分布

	刑受者	願情者數	願情者百比分
18歳未滿	2.7	0	0
20歳未滿	5.6	1	0
30歳未滿	41.8	52	22
40歳未滿	27.2	97	41
50歳未滿	14.8	59	25
60歳未滿	6.2	19	8
60歳以上	1.9	2	1
不明	—	6	3
計	100.0	236	100

（新受刑者に就ては第三十三回行刑統計年報より）

十ケ年平均新受刑者に於ては、「三十歳未滿」が最も多數であり、其の並數（Mode）を取れば、二六・四歳である。（一）一方情願者に於ては、「四十歳未滿」が最も多數であつて、並數は三四・九歳である。兩者の並數の差八・五年といふ數は情願を培ふ培養期間といふものに大體對應してゐると見るべきであるのと、一面此年齡即ち三五歳程度が人間の社會生活に於ける一出發點を形ちづくるものと見るべきであつて、情願者の年齡分布は一般受刑者のそれに比して、格別に異つてゐないたゞ其の性質上、八・九年程度づり下つてゐるといふに止まる。

こゝで附言して置かねばならぬことは、謂ふところの情願の培養期間、即ち、收容者をして情願を出さしむるに至る刑務所生活の期間は平均して、何程なりやの問題であるが、前述したところの情願提出にまで熟せしむる期間は八年九年程度であるといふのは、調査範圍内の情願者のいわゆる執行濟刑期がしかあるといふのではない。第六表に明かな如く、事實は、私のいふところを裏切つて、刑期一年以上三年未滿といふのが最多數を占めてゐる。

だが、此の第六表に付ては數字をたゞあらはれるが儘に見てはならぬと思ふ。第一に、これは調査上の缺點をもつてゐて眞實の執行濟刑期を示して居らぬ。調査材料には執行濟刑期については何物も記載してないので、已むを得ず刑期と刑期終了日と情願提出日とから割り出したものである。從つて情願者に減刑、未決算入等があつたとすれば、ヨリ以上に短い刑期に分布される筈である。第二に、第五表は收容者の刑務所生活の總ての經驗期間を物語つてゐるのでない。彼等の殆んど凡ては累犯者である。第一及び第二より、此處にあらわれる情願者の平均執行濟刑期は約二年平均と見れば、彼等の刑務所生活の經驗は此の三倍乃至四倍として、約六年乃至八年程度と計算することは必ずしも無理ではない。

第六表　情願者の執行濟刑期

	願情者	分百比
滿一年以上	24	10
一年以上二年未滿	67	29
二年以上三年未滿	26	11
三年以上四年未滿	19	8
四年以上五年未滿	21	9
五年以上七年未滿	17	7
七年以上十年未滿	4	1
十年以上	58	25
其他	236	100
計		

（其他とあるは無期、被告人等にして在所期間計算するを不可能なるもの）

第七として、情願者の教育程度を見る。

第七表　情願者の教育程度と一般受刑者の教育程度

情願者		百分比	百分比	受刑者
無教育	學校就學	2	6	1,420
小學	退學	4— 4		
	卒業	28—28	12	5,854
中等	退學	54	48	15,478
	卒業	8		
	退學	52	65	
	卒業	40	26	1,042
	退學	14	4	
	卒業	7		
高等	退學	4	9	87
	卒業	6	0	
不詳		12	3	21
計		7— 7	0	
合計		236	100	23,902

第七表に於ては行刑統計年報中に、之の比較に適するものがなかつたので、便宜、新受刑者の十ケ年平均の教育程度を揭記した。從つて一般受刑者に於ける「無筆」と謂ふのは事實上の無筆者を示すものとすれば、情願者に於ける「無就學」は「無教育」に對應するかも知れ

ぬ。其他此の程度のギヤップが他の部分にも存するやうに思はれる。

然し、右の程度のギヤップを考慮しても——或ひは考慮すればヨリ以上に——情願者の教育程度は一般受刑者に比し高いといふことをいはざるを得ない。これは書面に依る情願に付いては、事實上、教育上の制限があるといふことから、當然生ずる現象である。現行制度に於ては、情願書の代書が認められてゐる。(明治四十一年典獄會議注意)だが、調査範圍内(即ち昭和二年より八年に至る司法大臣宛情願書中)に於ては、代書に依る情願書は發見することが出來なかつた。

情願者に於ける教育程度が、一般に比し、高度であると云つても、それはたゞ、無筆者が除かれるといふ意味乃至高小卒、中等中退程度が稍々多きを占むるといふ意味にとゞまつて智能程度に於て著しく高いといふことを物語るものではない。「小學」、「中等」、「高等」を通じて智能程度の高きを思はせるものが若干存在はするが、それは多く「思想犯」といふタイプに屬するもので、一般的には平均收容者の平均情苦を平均に感じ、訴へるに相當な教育・智能の條件を備へてゐると見て差支へないと思ふ。

第七に、情願を提出せしめた一條件と認むべき場所と時とを見る。即ち、情願者の收容刑務所と情願者記載の日時との問題である。

情願書提出當時の情願者收容刑務所を基として、情願者の地域的分布を見れば、第八表に揭ぐるとほりである。

第八表　情願者の地域的分布

地域	昭和六年一日平均在監者數	七年間情願者數	在監者ニル者萬スル願數
北海道	2,730	8	41
東北區	2,514	24	135
關東區	9,916	57	73
北陸區	1,467	1	10
東山區	2,159	16	106
東海區	3,820	29	109
近畿區	8,052	5	9
中國區	4,640	13	40
四國區	3,262	18	80
九州區	6,532	65	141
計	45,092	236	74

即ち、九州、東北、東海、東山の地方が情願者多數を占め、四國、關東の二地方は大體、平均程度に分布され中國、北海道は稍々平均より減少し、北陸、近畿に至つては甚だ少數である。此の分布は偶然の所產であるのか又は何か意味するものを有してゐるのかは必ずしも明かでない。だが偶然でないとするならば、a、寒暖等氣候の差、b、地方的囚情の差、c、刑務所の設備及び刑務官の地方的氣質の差、d、處遇制度の地方的差異等の事實はこれの大きな原因ではあるまいか。例へば、次の情願の季節的な變動に於て見るごとく、如何なる經緯を經て關係付けられるかは別問題として、寒暖の差と情願とは相當有力な連絡があると思はれる。東北、九州に情願の多いのは恐らく此の分子が相當加擔してゐるのであらう。(二)又刑期に依る拘禁區分及び丙種拘禁と云ふ樣な處遇制度が、あづかつて力あることも容易に認められる。(例外はあるが、九州、東北、東海地方に於ける所謂丙種拘禁刑務所からは事實に於て情願者が多數出てゐる)。

次に情願と年次の關係を見ると第九表になる。

第九表　各年度に於ける情願者數

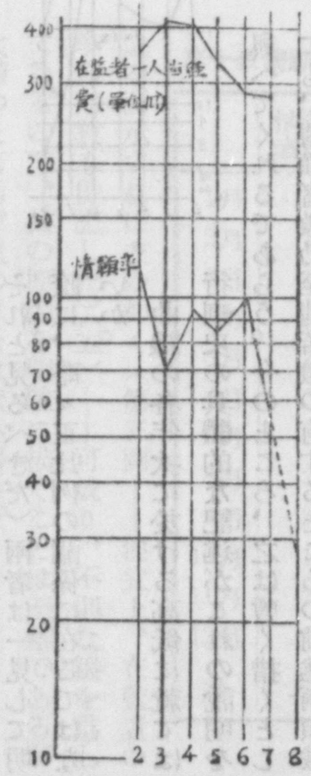
昭和	平均在監者數	一日在監人員對十萬スル情願者數	在監者ニル者萬スル願數
2	42	41,299	119
3	29	41,152	70
4	38	40,151	94
5	38	44,529	85
6	47	47,866	99
7	27	49,570	55
8	15	55,208	27

(a)昭和八年在監者數ハ一致セザルモ概ネ第一表ノ在監者數ニ依ル
(b)第一表ハ刑務所ニ在監スル總數ニシテ少年ハ除キタリ

大體の傾向としては漸減の趨勢に在る。これは近年に於ける行刑改良の躍進に基くものであらう。(三)だが仔細に之を檢すると、各年次に於ける情願者の增減は何か意味するものをもの如くである。

おもふに、一國の行刑は如何なる時代に於ても、其の國の財政の重壓下に在る。行刑に對する反對的な意思表示と目すべき情願は、間接には、行刑改良のキヤステイングボートを握るところの行刑財政に對する反動としてあらわれねばならぬ。果して然るか、事實を見よう。(第一圖)

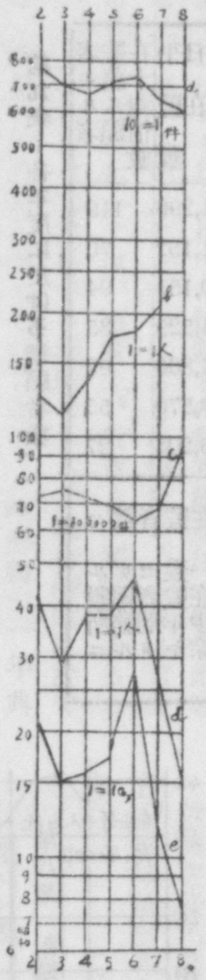
第一圖　在監者一人當經費と情願率



兩者の爲す曲線は相當明瞭に反比例してゐることが見受けられる。又兩者の實數(收容費と情苦數との實數に付て比較する方がかゝる場合、寧ろ正鵠を得たものと思

はれる）を對比すれば、其の反比例の程度は更に一層明白にあらわれる。（第二圖）

第二圖　刑務事故、在監精神病者及收容費と情願



備考

a ハ　刑務事故數（逃亡、自殺、殺人、傷害、火災其他）――行刑局調査。
b ハ　精神病者數――行刑統計年報
c ハ　刑務費收容費決算額（昭和八年ハ豫想）
d ハ　情願者數（實數）
e ハ　情願者中ニアラハレタル情苦數（實數）
（第一表參照）

卽ち、在監者一人當經費と情願率との比較に於ては、兩者の關聯は必ずしも明確ではなかつたが、收容費決算額と情苦數との實數を比較すると、兩者の增減の率にまで正確には一致しないとしても、尠くとも量的には正確な反比例の狀況にあることが看取される。

便宜上、同じく第二圖に示しておいたが、行刑制度の上に於ては情願と同じ地位を占むるものと看るべき――刑務事故と情願との相關度合を見よう。（前者は行刑制度に對する非合法なアンチテーゼであり、後者は合法的なそれと見るべきだ）兩者は一見して明瞭に、略々正比例の關係に在るではないか。

曲線の各年次に於ける高低に就ては行刑史の具體的な記述がこれの說明を與へてくれるであらう。今のところ、之は暫く措くとしても、情願者數乃至情苦數の有するところの前述兩領域に對する正比、反比の關係は、情願が偶然の所產でないといふことの有力な證査ではあるまいか。情願の內容の個々的な事實に就ての眞實性は必ずしもかゝる簡單な事實に依つて證明することは出來ぬが、一般的な・包括的な眞實性――從つてその信賴度は此の事實に依つて一層高められると看るべきではあるまいか。

說明を補足する爲めに、これを精神病者の數と對比しよう。（第二圖參照）情願者が精神的異常者であるとするならば、第二圖に於けるb線とd線とは、大體のところだけでも、正比例の關係になければならぬ。だが、昭和二年より昭和七年迄のところでは、此の關係は見受けられぬ。尤も、長年間の傾向に於ては大體は一致するかも知れぬが、その場合には、それはたゞ、行刑が――そして行刑をとりまく種々な事象が一定の規模の上に行はれるといふことを反映するだけである。然し、收容費、刑務事故等との一致は之と全く樣相を異にする。僅々七年間の比較に於て生ずるかゝる一致は、何等か共等の間に具體的な聯係をもつものとして推測せざるを得ない。試みに各事象間の交聯係數（Korrelationskoeffizient）を計算すると情願者數と在監者一人當經費との場合は $r=-0.194$ で低度な消極的交聯であるが、情願者數と刑務事故、收容費と情願者數、同收容費と情苦數に於ては夫々 $r=-0.7$ $r=-0.82$ $r=-0.79$ といふ樣な相當高度な正乃至負の交聯があるに對し、精神病者の數と情願者數との間にはで $r=-0.033$ あつて殆んど交聯關係が認められぬ。（四）

かくして、情願者の情苦なるものは低く見積つても約七〇%に於て直接、間接に、財政の影響下に在るといつても、大した獨斷にはなるまい。從つて情願の信賴度は尠くとも七〇%であると結論することが出來る。（誤解を避ける爲めに附言するが、これは決して情願にあらわれた情苦其ものが此の程度の信賴度を有するといふことにはならぬ。眼光紙背に徹して、情苦の裏にあるもの、情苦の原因と認められるものが發見されたとき、其發見されたものは七〇%に於て財政側に其原因を有するものである、從つて一般的に云へば、情願は、此の原因探究には少くとも此の程度には一應これを信賴しなければならぬといふに止る）。

次に、情願の季節的變動に就て考へる。卽ち情願書記載の月次の問題である。（第十表）

第十表　情願者と月次

	情願者數	季節指數
1月	13	100
2月	16	121
3月	18	138
4月	13	100
5月	28	210
6月	21	159
7月	25	190
8月	20	153
9月	30	227
10月	18	138
11月	23	173
12月	11	85
計	236	—

之を圖示すれば左の如く（第三圖――便宜上、在監者の季節指數も併記した）（五）――可成り、不則な線を爲してゐるので、其の原因を明確に描くことは至難であるが大體のところ、次のことは云ひ得る。

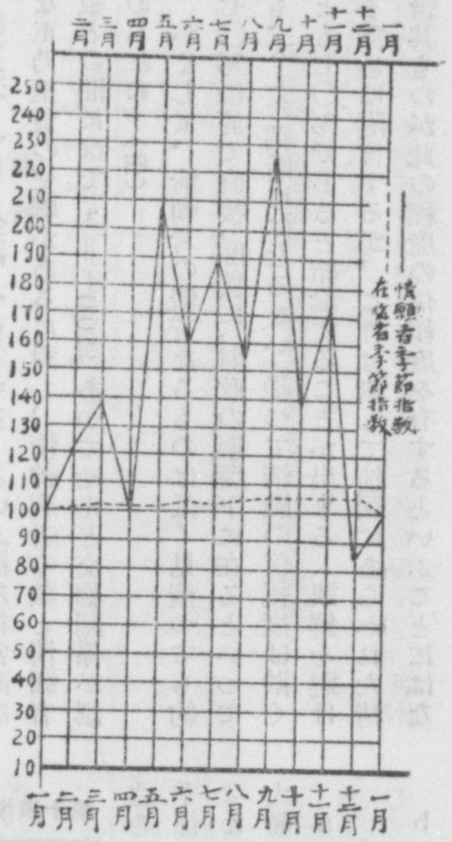
a、情願の季節的變動を見る場合には在監者の數の增減は無視して差支へない。

b、大體に於て、情願が夏季に多いといふことは、自

殺曲線と稍々一致してゐるので、(六)其の原因は夏季に於ける收容者の心情に依るとも見受けられるが其の大半の原因は情願執筆に夏季が都合がよいといふ樣な技術的なところに在るのではないか。

c、刑務官の季節的な繁閑の度合——從つて戒護方針も認書の許否に關係することに依つて、情願の季節的變動に相當影響を及ぼすであらう。がこれに付いては今の所何の材料ももたぬ。

要するに、情願の季節的な觀察は、その地域的觀察と同じく、疑念の多く存するところで、之に關して情願を評價することは、現在のところ不可能である。



第八に、情願者の刑務所內の生活を推測せしむるところの懲罰、賞表等の關係に付て看る。

第十一表　情願者と一般收容者の懲罰

	情願者	一般收容者
一度	33	5,700
三度迄	43	1,194
五度迄	12	124
十度迄	16	25
十一度迄	57	1
總人數	214	47,098

一般收容者ニ付テハ第三十三回刑務統計年報ヨリ

但し、第十一表に於ては一般收容者の懲罰は昭和六年度一年に係るものであるし。情願者のそれは昭和二年より昭和八年迄の人數の集計であると共に、其の懲罰度數も情願を提出する迄在所した期間に爲されたもので、兩者は直ちに比較することは不可能である。故に比較を可能にする爲め、懲罰度數を重さ weight とみて第十一表に基き第十二表を作製した。

これに依ると情願者は一般收容者の約三倍乃至四倍の惡性を有すと認むべく、斷じて所謂善良なる囚人ではない。然し、情願者の言葉に依ればこのことは次の二點と差引勘定されねばならぬ。卽ち、第一には苦訴の內不當なる懲罰に對するものが相當多數を占めるといふこと、

第十二表　情願者と一般收容者の懲罰率

情願者

$$\text{懲罰率}=\frac{\Sigma\frac{\omega f}{6.7}}{\Sigma f}$$

6.7 ハ第三表ノ基礎表ヨリ算出シタル情願者平均刑期、(在所期間ニ依ルヲ正當トスルガ便宜上刑期ニ依ツタ)

ω	f	ωf / 6.7
0	53	0
1	33	4.9
2.5	43	15.8
4.5	12	7.9
8	16	18.8
11	57	92.1

$\Sigma f=214$　$\Sigma\frac{\omega f}{6.7}=134.6$

$$\text{懲罰率}=\frac{\Sigma\frac{\omega f}{6.7}}{\Sigma f}=0.63$$

一般收容者

$$\text{懲罰率}=\frac{\Sigma\omega f}{\Sigma f}$$

ω(懲罰度數)	f(人數)	ωf
0	40,054	0
1	5,700	5,700
2.5	1,194	2,985
4.5	124	558
8	25	200
11	1	11

$\Sigma\omega f=9,454$

$\Sigma f=47,098$

$$\text{懲罰率}=\frac{\Sigma\omega f}{\Sigma f}=0.20$$

及び第二には、情願を誣妄に基いて提出したといふ爲めに懲罰を受けたものが多數あるといふこと、これ等を差引勘定しても彼等は一應刑務所に於ける「箸にも棒にもかゝらぬ」存在であつたことは容易に推測される。蓋し彼等の或者は實に懲罰八十八回を算するのである。

然し乍ら、此の事象を客觀的に看るとき、われわれはかゝる情願者の情願の眞實性を疑ふ前に、先づ此の事象自身が懲罰制度に對するアンチテーゼを示すものであることに着眼しなければならぬ。從つて此の點に於ては、情願は寧ろ、その眞實性の最高頂に在るといふのは決して單なる皮肉ではあるまい。

次に賞表の問題であるが、情願者中有賞者は七人で、總數の約四%であり、しかも其內三人は剝奪されて情願提出當時には既に有賞者ではない。この事實は彼等の大半が所謂善良なる囚人でないことの一面を語る以外に大した實益をもたぬ。

更に情願者の一特徵を示すと思はれるところの移送の事實に付いて顧みよう。進達書に記載ある者だけでも一八五人中七八人を算し、約四二%に移送といふ事實がある。而も、未決拘禁より確定して刑の執行に至る間の手續上當然豫想さるべき移送は考慮の外においてある。從つて、此處にいわゆる移送は主に作業の關係に於ける移送である。此の現象は次の諸點に其の說明が求められる。

a、行刑が人と人との關係を基調とする限り、幾分の間だけでも、其の脈絡を斷絶せしむるところの移送は、行刑に於ける「惡き分子」であることを否めない。從つて原則として移送處分に依つて收容者は惡化する、此の惡化に對する一つの抗議として情願が提出されることは當然である。

b、刑務所に於ける移送の實際を推測するに、善良なる囚人に非る情願者は移送處分に直面する機會をヨリ多く有するといふのは有り得べきことであらう。

a、及bの二つの理由が相交錯して、情願者中に移送の經驗者を多く出してゐるのである。ことの善惡の判斷は暫く措くとしても、情願者に當然豫想さるべき一特徴であることは否めない。而も、尠くとも現實の移送が行刑上の害惡であり得る限りは、此の情願者の特徴は、決して其の情願の貶價に口實を與へるものではない。

最後に、通例「訴訟狂」を疑はしめる情願者の一性質に付て言及する。調査範圍内の情願書二三六通中八三通は三〇人の同一者と認められる情願者に因るものであつて、情願書數の三割五分、人數の一割五分と云ふ數字は、一應「異例」として取扱はるべき充分の地位を有する。(七) これの一つのタイプを示すといふ目的並びに上記各表を補足する目的で、第十三表を掲げる。此の表と上記各表とを一括して通覽されゝば、私の素材は全部組上に在る譯である。

第十三表　情願累犯

被告	罪名	刑期	入所度數	教育	年齡	懲罰	情願
A	強盜	/	三	高小卒	二六	四	
B	治安維持	/	一	大學卒	二八	一	三
C	營利誘拐	/	五	中學卒	四四	一	三
D	治安維持	/	一	小卒	二三	三	三
E	〃	/	二	專門卒	二八	三	三

第十三表　情願累犯

被告	罪名	刑期	入所度數	教育	年齡	懲罰	情願	友	覆
F	〃	/	二	〃	三八	二	三		
G	〃	/	一	中學卒	二七	一〇	二		
H	〃	/	一	大學卒	二九	一	二		
a	殺人	十五年	五	高小卒	三六	二〇	五		
b	窃盜	八年	一九	小卒	四六	二九	五		
c	〃	四年	九	中學中退	五五	六	四		
d	〃	十七年	五	高小卒	四六	三九	三		
e	〃	三年	三	大學中退	三二	二	三		
f	〃	八年	五	小卒	三四	一一	三		
g	營利誘拐	六年	四	高小卒	三七	二	三		
h	窃盜	十五年	九	小卒	五〇	四二	三		
i	〃	八年	六	小中退	三九	二三	三		
f	〃	六年六月	五	中學中退	三六	一	二		
k	傷害致死	八年	三	高小卒	三七	一〇	二		
l	強盜	二十年	四	中學中退	三八	三三	二		
m	〃	十三年	五	農學卒	四二	五	二		
n	窃盜	三年	五	高小卒	三四	三	二		

者　調　・

者											
o	〃	四年	四	小卒	二八	三	二				
p	營利誘拐	十年	五	大學卒	四七	二〇	二				
q	窃盜	八年	七	小學中退	三八	七	二				
r	不明	無期	二	中學中退	四五	八四	二				
s	强盜	八年	六	高小卒	五四	二	二				
t	殺人	十年	五	高小卒	三六	二六	二				
u	窃盜	七年	四	高小卒	三〇	一	二				
v	强盜	三年	五	中學中退	三八	八	二				

1、罪名ハ其ノ主タルモノニ付揭記
2、刑期ハ二刑併科ノモノ合算
3、年齡ハ初時年齡
4、懲罰ハ最高回數
5、受刑者被告ノ別中資格異動ニ係ルモノハ初時提出ノ區分ニ依リ揭記

これが原因は、(1) 情苦の强度と (2) 情願者の異常な精神狀態と (3) 兩者の競合とに求められる。情苦の强度の甚だしく强いときは、同一者をして數回に渉り情願を提出せしむるであらうと共に、訴訟狂といはれる異常者は情苦の有無に拘はらず、頻繁に何等か情願提出の機會をとらへるであらう。然し、實際に於ては、兩者の競合即ち多少訴訟狂的變質狀態に在るものに、普通の情苦が作用するとき情願の反覆を起すといふやうな、いはゞ、兩者の競合に因るものが多いであらう。が、ともあれ、此の事實は、他のものと一般に取扱はれるためには、愼重な考慮を要すべき特殊な事實である。情願者に關する上記各表に於て、同一年度に於ける同一者の數通の情願

書は之を一通として計上したり、後述するところの苦訴の分布に於いて、同一情願者の同一苦訴は省略したりした理由は此處に在る。

かくして、私は次の様に結論することが出來る。即ち情願者は、多少の割引さへすれば、世人の常識に反して平均收容者の平均情苦を表現し得る可能性を有するのであると。

(一) 遞差法に依つてXを求め $M_0=L+X$ (Lは最大度數を有する級間の下限) なる公式に依つた。以下同じ。

(二) 正木亮氏「法制上より見たる自由刑の本質」(志林三三卷一〇號) 三七頁。註一二には東北地方の建康に不適な施設について語られてゐる。溫度濕度が快感に如何に關係あるかに付ては、芥川博士「拘禁生活の衞生學的觀察」(刑政四〇卷一〇號) 一〇八頁。

(三) 其の躍進は第三章の各項で一應觸れて置いた。

(四) 相關々係ともいはれてゐる。 $r=\frac{\Sigma xy}{\sqrt{\Sigma x^2 \cdot \Sigma y^2}}$ に依つて計算した。x、yは觀察値の平均からの偏差を示す。rが+1に近接すればする程相關の度が强いわけである。+1に近ければ正の相關として正比例、-1に近ければ負の相關として反比例することが示される。この方法は Grassberger もその Die Brandlegungskriminalität に於て應用するところである。(同書一九頁以下) 此の方法の缺點については、長澤武雄氏實驗觀測計算法四六頁。だが此處に論ずる程度に於ては許さるべきではないか。

(五) 月末在監人員の昭和二年より昭和八年迄の平均をとると

月次	平均	指數
1月	44,285	100
2月	44,520	101
3月	45,100	102
4月	45,011	102
5月	45,368	102
6月	45,638	103
7月	45,820	103
8月	46,064	104
9月	46,461	106
10月	46,811	106
11月	46,665	106
12月	46,504	106

季節指數の計算は情願者に於ける同じく月別平均法に依つた。

(六) 寺田精一氏「犯罪心理學」三九〇頁。尙芥川博士「拘禁生活の衞生學的考察」(刑政四一卷二號) 一一六頁に於ける收容者の月別の苦痛及中尾文策氏「逃走の研究」(刑政四五卷九號) 四三頁も參照さるべきであらう。

(七) 情願提出回數三十八回を算するものが調査範圍にあらわれてゐる。大體此の程度が情願提出の最高回數を示すものであらう。

A New Penal System

G. R. Mursell

行刑改良二十三ケ條

米國オハヨー州福利省分類診査部長

ヂー・アル・マーセル

福利省（Department of Public Welfare）といふのは、孤兒院、養老院及び瘋癲院等の如き國家の慈惠施設と共に矯正（行刑）に關する國家の諸施設を統督する政府の行政官廳であつて、アメリカでは、普通の行刑事務を取扱ふ官廳に此名稱を冠むらせてゐるステート（州）がかなりある。國家のプリズン・ワーク（行刑事務）を一個のソーシアル・ワークなりと看るアメリカ風の思想の動向の現れと見ても可からう。

今や、社會は、徐々にではあるが、しかし確實に、新しいピーナル・システム即ち法を犯したものを處分する新しい方法を發達せしめつゝあるのである。此の發達の過程は、しかし、必ずしも、坦々として安かなものではなく、時としては、世の偏見と迫害とにさゝへられ已むなく後戻りすることもあるのである。その發達の形式は國によつて異り、同じ國でも、政府の異るによりて、發達のスピードの割合は色々に變つてくるのである。色々異つてはゐるが、しかし、二三の重要な傾向は凡ての新しいピーナル・システムに共通してゐるもの、如くで、而して、凡ての新しい要素が共に悉くさうだとは云へないが、新しいピーノロジーの行く可き道を指し示すに十分な要素が看取せらるゝのである。

此等の改良については、今迄でにも多くの非難が浴びせかけられたし、尙ほ今後も非難は止むまいが、しかしわがアメリカに於て、其のピーナル・システムを近代的の科學的智識と歩調を合させようとする進歩的な勇敢なステートが日に日に增加してゐることは、特に注意されなければならないのである。これから先、二十年か、五十年か、或は、百年先か、何人も語ることはできないがとにかく、終には、此等の事柄は全く平凡なことに屬してしまうであらうし、それ處か、前に言つたように、現に今日に於てすら此等の新しい考察の已に着々實行に移されてゐる所もあるのである。

明瞭と簡潔とを期するため、ピーナル・システムの改良案を次の通り箇條書きにしてみた。其内の二三は筆者の創案にかゝるもので、他は已に合衆國の若干ステート及び合衆國以外の二三の國々で實施され、極めて僅かのものは已に好成績を擧げてゐるのである。

(1) 刑の言渡

刑の言渡（センテンス）から刑の執行の場所と期間とを省略することを刑の言渡をする判事に許可するよう、現行の法律は改正せられなければならない。即ち、判事は、「余ハ此事實ニヨリ被告ヲ……州ノ福利省ノ管理ニ委ヌルモノナリ」（"I hereby sentence you to the care of the Department of Public Welfare of the State of ……"）と言渡すのみで、何等特に定まつた施設、刑種又は刑期を明示しないのである。この事は、法律の規定で如何なる犯罪に對しても刑のミニマム（最小限）もマキシマム（最大限）も定められることなく、或る特定の犯罪、年齢、又は刑の輕重に對して何等行刑施設の種目の指定さるゝことのない、といふことになるのである。これで、裁判所の任務は事實決定機關（fact-finding body）のそれに簡單化され、その職務は單に問題となつてゐる人の有罪か無罪かを確定すれば足りるのである。

(2) 陪審の廢止

陪審は必要なものではあるまい。實際、陪審といふものは事件（ケース）についての偏頗のない身びゐきのない意見を妨げ、普通だゞ感情を基礎とした決定に終るものであるから、斷然廢止せらるべきものである。一旦、陪審制廢せられ、辯護士の感情に訴ふる辯論が老練な判事の前に全く無用なものとなれば、どんな事件でも、身びゐきや感情に馳せるといふこともなく、ケースの眞實の性質で決定せらるゝことゝならう。

(3) 職業訓練所

男女少年犯人の職業訓練所 (Industrial or Training School) は文部省 (Department of Education) の管轄の下に置かれて、性格の陶冶行狀の訓練のための特殊學校と見做し、決して行刑施設として取扱つてはならない。

(4) 中央決濟所

中央決濟所 (Central Clearing Station) は、州立の刑務所 (State Penitentiary) と同様に、別に場所を定めて設置せらるべきである。玆處へは、隔離檢疫、診斷、觀察並びに分類のため一定の期間刑の言渡のあつた丁年者 (假りに十八歲以上) を收容するのである。この施設に於ける居房は獨居房だけを備ふべきである。

(5) 診査分類部

この中央決濟所内に診査分類部 (Bureau of Examination and Classification) を設け、この中央決濟所を管理せしむべきである。其職務とする所は、福利省に委ねられた凡ての犯人を診査し分類し、各ケースに適用せらるべき必要なる肉躰上、精神上並びに社會的の治療方法に關する骨組を立てるのである。

(6) 身體診査

徹底的な身體の診査が施さるべきである。この診査によつて、必要なる手術上投藥上並びに、治療上の處置を定め、身體の十分なる發達生長を促すため、拘禁中一刻も早くこの處置を實行すべきである。

(7) 社會調査

身體診査の終つた後、直ちに社會調査に着手すべきである。是れに因て、犯人の反社會行爲の原因を決定するためばかりでなく、最良な社會的な矯正を施すためには如何なる變化の犯人の人格並びに其の住むべき環境に企てらるべきかを決定するために、環境、經歷並びに感化等の本人の過去の生活の完全な畫圖を作り上げるのである。これが爲めには、社會調査に老練なソーシアル・ウワーカー (社會事業家) が必要であつて、或る場合にはパロール・オフイサー (假釋放の監督官吏) をして共事に當らせるも可い。

(8) 心理考査

犯人の智能、教育程度、職業上の適性、社會的態度、並びに其他特殊の缺點、能不能等を決定するため、徹底的な心理考査が施さるべきである。右の考査の結果に從つて、考査された受刑者各自のためにそれ〳〵適當な矯正手段並びに職業訓練のプログラムが定められるべきである。

(9) 精神病の診察

各受刑者の精神上の疾患の有無を決定し、且つ、精神疾患あるものゝために共拘禁中必要なる精神衛生上のプログラムを立案するため、徹底的な精神病上の診察が施されなければならない。

(10) 各受刑者の以上の診査を終り、之は次ぐに分類を完了した後に、初めて、受刑者は、この分類部の提案に從つて最も適當と認められゝ施設へ送らるべきである。

(11) 各施設に、精神病學者、心理學者及び社會事業家の三人より成る診査分類部の分室を設け、この部より發する療法上の注意事項を遂行せしめ、且つ、各收容者に適當なる作業訓練を賦課するに當りては、施設の職員と協力せしめ、且つ、進歩の有無を檢し、移監又は假釋放の可否を決するため、時々各受刑者を觀察し、共に膝を交へて會談し、更らに進んで診査に努めなければならない。

(12) 普通の正常な精神狀態を有つてゐる受刑者のために次の三種の型の施設が建設せらるべきである。

(a) 最大防備級 (maximum security type) ——これは、外壁をめぐらした施設で、斷乎たる反社會的態度を持する犯人、改善不能のもの、慢性的累犯者並びに職業的犯人を收容するものである。玆處に收容さるゝものにして、或るものは態度行動の社會的に改善せられ、終には他の施設に移さるゝに至るものはあらうが、大抵の場合拘禁は終身とみて差支ない。

(b) 中間防備級 (medium security type) ——これは部分的に外壁はめぐらしてあるが、ファーム (農場) の如き外部の作業を營む施設で、社會的態度から判すれば將來の見込は惡くない方であるが、曾つて刑を受けたことがあり、今までの經歷から推して長期の社會的訓練の必要ありと認められゝものを收容する。

(c) 最小防備級 (minimum security type) ——この施設は、コロニー (開墾農作等のための定住の屯聚所)、キヤムプ (道路工事、木材採伐等のため設けられたテントや假小屋)、コツテージ式 (別墅風の屋舍の一團をなせるもの)、ボーデイン

ク・ハウス（寮舎）の類で、全く外壁なく、拘束も極めて少なく、初犯者、偶發犯人、及び其他在來の經歷惡しからず、將來の見込の十分なるものを收容する。この施設はパロール（假釋放）への最後の段階となるものである。

(13) パロール

一つのタイプの施設から次の施設への進級と降級とは必ず特定の施設に於ける分類部の分室の意見を待つて初めて決せらるべきものである。パロールは獨り(c)施設のみより爲さるべく、他の二つの施設は只だ進級と降級とに備ふる施設たるべきものである。受刑者は何人たりとも、先づ身體精神共に及ぶだけの改善の功が見えない中は、パロールされてはならない。經濟上自ら生計を支ふることのできないものは、施設に在る間に職業を習得せしむべきである。この分類部の職分がかくてある限り、パロール・オフイサー（假釋放監督官吏）はこの部の社會事業主任（Chief Sociologist）の直接指揮に屬してゐるのであるから、特に別に獨立した假釋放部（Board of Parole）を設ける必要はなからうと思ふ。若し、別個の假釋放部を設けるとすれば、(c)施設内だけで仕事をすべきである。

(14) 此等の三つのタイプのインステイテユウション（施設）の長官たるものは、立派な資格のある才能豐かなソシオロヂスト（社會學者——社會事業家）でなければならない。

(15) 精神耗弱（低能）の犯人（重大）を收容すべき施設が設備せらるべきで、其の長たるものは心理學者たるべきである。

(16) 所謂精神病質の時としては錯亂の虞ある個性の監護のため精神缺陷犯人（輕微）(defective delinquent)を收容する施設を備ふべきである。これは本質上トレード・スクール（職業訓練所）たるべきもので、其所長としては心理學者又は精神病學者（psychiatrist）が必要で、いづれにしてもこの施設に於ける此等二つのプロフエッション（學術上の職業）を擔當するものは立派な代表的な人でなければならない。

(17) 發狂犯人を收容する施設を備へて、福利省へ廻付された時に已に發狂してゐたもの或は後になつて發狂した犯人を監護せしむべきである。所長は精神病學者でなければならない。

(18) （十五）、（十六）及び（十七）の施設への收容、施設からの退所、又は移轉は、分類診査部の意見に從つてのみ爲さるべきである。

(19) 凡ての施設には結核患者の收容所を備ふべきである。

(20) 癲癇病者なることの發見せられたる犯人は、普通の國立癲癇院（State Hospital for Epileptics）へ移し、一切の行刑處遇より解放さるべきである。若し、これが實行不可であれば、本人の精神狀態に從ひ、（十五）、（十六）又は（十七）の施設の中其いづれかに於て處遇の方法が講ぜられて差支ない。

(21) （十五）、（十六）の施設に於ける凡ての收容者及び、施設（十七）に在る或る種のクラスのものには、斷種は正當なる處分手續として承認せらるべきである。

(22) 看守の練習所が中央決濟所内に設けらるべく、練習の學課は部で決定し且つ授業も部で擔當すべきである。

(23) 死刑（capital punishment）は當然廢止せらるべきものである。單にそれが犯罪を防止する能はざるが爲のみではなく、「眼には眼を報ひよ」（"an eye for an eye,"）の古臭いモーゼの法律を遂行してゐるにすぎないもので、斷じて新しい時代の科學的な社會政策ではないからである。殺人は多くの場合偶然の情況によつて行はるゝもので、大抵は再び繰り返さるゝものではないのである。若し、死刑が、精神上缺陷の存するために、生きてゐても社會にとつて何の役にも立たず、一生涯社會のお荷物となるような部類の人間にのみ限つて執行さるゝのであれば、別に反對することもないが、屢々猶ほ何等か社會的に貢獻する所のある可能性を持つてゐるものをも社會から奪つてしまうことがあるのである。

以上は、ピーナル・システムなる題目に於ける自分の思索を簡潔明瞭にするためばかりでなく、行刑といふ特殊の分野に於ける新しい思想の傾向の焦點を定めるために、箇條書きにして提示してみたわけである。ピーナル・システムに於けるパロール（假釋放）の重要なることは今更呶々を費ひやすを須ひないが、たゞ一言すべきは、パロールなるシステムの目的は、現在慣例となつてゐるように、急に受刑者をつき出すようにパロールして彼の爲すがまゝに任かすといふやり方でなく、徐々に次第を追ふて、廣い社會へ再び導き入れてやるといふのでなければならない。このやり方で行くと、眞箇の獨り立

ちのパロールへの最後の段階は、受刑者が夜間だけ前記の(十二)の(c)に擧げたコツテージに宿泊して、晝間は受刑者でなく全く普通人として私人の經營に屬する工場又はファームで働く、といふことにするのが最も恰好だらうと思ふのである。

今日のように應用せらるべき科學的の智識材料の極めて多いのにも拘らず、行刑なる箇の問題に利用せらるゝことの極めて少ないのは、遺憾といふの外はない。いづれにせよ、この問題は、世間の誤解を怖るゝことなく、理性の命ずる所に從つて處理されなければならないものである。

(了)

Journal of Criminal Law and Criminology, March-April, 1934.

ドイツのブリズン・リホーム

一言にすれば、戰後、一九三三年（ナチス大勝の年）まで、ソーシアル・デモクラットの統治の下に在つたドイツでは、箇人の權利と自由が國家の權力に對抗するものとして强調されて來たのである。然るに、ナチス運動の盛なるに及び、箇人の權利は國家の權力の下に蹂躙さるゝに至つたのである。行刑に於ける報復主義は再び舞臺の前景に推し出されたのである。カントとヘーゲルの影は、再び行刑改良の前途を暗くしたのである。

ニューヨーク州バツファーロー大學教授
ナサニエル・キヤンター

海外時報

第十一回國際刑務會議

次回（一九三五年）の第十一回國際刑務會議（Internationaler Kongress für Strafrecht und Gefängniswesen 1935）がベルリンで開催せらるゝことは、已に一九三〇年に國際刑務委員會で一致可決された所であるがドイツの最高法院長ドクトル・ブムケ氏を委員長とする同委員會は、委員會の最近の報告で、會議に於て討論に付せらるべき議題を理由と說明とを添へて發表してゐる。會議は四ケの部會に分たれ、このセクション（部會）で取扱はれる議題は三つで、次の諸點に亘つて議せらるゝのである。卽ち

(一) 刑罰執行に於ける判事の權限
(二) 刑罰法規緩和政策の適法の判決に及ぼす影響
(三) 刑罰執行に於ける感化改善方法の有用性
(四) 產業不振の受刑者の作業並に生活條件に及ぼす影響
(五) 自由刑の執行と保安處分との區別
(六) 斷種の場合に於ける方法と其適用との原則
(七) 職業と關聯して行はるる犯罪の場合に於ける裁判上の職業行使の禁止
(八) 釋放者のハイム（收容保護所）設置
(九) 道德上の危險性ある少年に對する少年審判所の處置並びに親權剝奪に關して不良なる兩親に對する處置
(十) 刑務所並びに感化施設より釋放せられたる少年の保護

等の重要なる問題で、十分な成績の擧げられることが今より期待されてゐる。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 15 April, 1934

ベルト・リコの模範刑務所

西印度諸島中の米合衆府國政府の直屬地（テリトリー）(territory)な

るペルト・リコ (Puerto(Porto)Rico) の司法省(Department of Justice) では、今度同島リコ・ピエドラス市(Rico Piedras)に在る模範刑務所(Model Penitentiary)の組織に關する說明書を發表した。

說明書によると、この新しい刑務所(ペニテンシアリー)は一九三三年四月十四日開所せられたもので、リコ・ピエドラス市の區域内に百十二エーカーの土地を占めてゐる。一エーカーは施設の敷地で、八十エーカーはファーム(農場)に充てられてゐる。施設は、獨居房(cell)三百三十二、合宿寮(dormitory)十二、外に、工場、學校、圖書館、食堂、チヤペル(禮拜堂)、集會所、病院、並びに運動競技場(athletic field)を包括してゐる。

モダーン・ピーノロジーの主義に從ひ、この刑務所は刑罰の執行場としてよりはむしろ精神並びに身體の更生を企圖する施設とし、且つ、健全なる道德上の習慣を養ひ、刑期滿了して社會に復歸するに當り、有用なるシテイズンとして再び罪を犯さざらしめんがため、敎育を施し、工業並びに農業の智識を習得せしむる一箇の營造物として考られてゐるのである。で、この趣旨に基いて遂行さるゝこの施設に於ける事業は、一箇の情味あるソーシアル・ワークといふべきで、このワークも、この島の人口(百五十萬)の人種狀態(單一)と他の國々の大都市に於ける如き危險なタイプの犯人のゐないのとで、大した困難もなく仕遂げられることゝ信ぜられてゐる。

この施設は、次の二つの目的を達成すべきプランに從つて發達せしめらるゝわけである。

(一) 受刑者の改善と更生
(二) 施設の自給自足

卽ち是れである。

受刑者の改善更生のプログラムの中には、受刑者の犯罪行爲を惹起し又は其行爲に影響する所のあつた身體、精神又は心理上の傷害又は疾患の治療手當を包含してゐる。受刑者の精神疾患の治療手當に於ける精神病學者の重要な任務は、開所と同時に開始せられたのである。

敎育は初步程度で、一九三三年三月三十一日現在の九百八十七人の收容者中文盲者の數は三百六十五人であつた。

職業訓練は農と工とであるが、約五百の受刑者卽ち收容者の殆んど半分は何の職業も知らないのである。

敎育及び手工敎習は政府の文部省の手でそれ〴〵專門の指導を爲し、農事訓練の方は農商務省の手で行はれることになつてゐる。

改善可能の受刑者の努力勤勉を鼓舞するため、行狀佳良なるものには或る種の特權が與へられ、作業の成績の量と質とに從つて、勞働に對して報酬が支拂はれる。この報酬の一部は貧乏な親族へ仕送られ、一部は、卽時消耗品の購買のために彼等に下げ渡され、差引殘高は釋放の際の用意のため領置せらるゝのである。

拘禁は獨居と集團とに分れてゐて、集團生活を許されてゐるものはドーミトリー(合宿寮)に眠り、行狀の好くないものは、一つには施設內の秩序のため、一つには受刑者の性格鍛鍊のためセル(獨居房)へ入れられるのである。受刑者は、少年、改善可能のもの及び不能のものとの三部に分類されてゐる。

經濟の方面では、出來うる限り經費を少くするために官用制による作業に受刑者の勞働を利用し、一方、受刑者の給養は、所屬ファームからの生產に待つといふ方針で、努めて自給自足の策を取つてゐるのである。この模範刑務所では、合衆國の二三の行刑施設で行はれてゐる名譽制を採用する筈で、この名譽制によると、この特權を許さるゝ改善囚は、さし迫つた一身上の事件に出頭し又は、刑務所の近傍に住せる親族が病氣危篤若しくば死亡したる場合に、右の親族を訪問するため、並びに、政府の要務で自己の職責に屬する事務を遂行するため、何等看守の監視を受くることなくして、刑務所を出入することができるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, March-April, 1934

一九三三年度の殺人レコード

ニユウヨークの保險會社のために殺人に關する統計を取つてゐるホフマン博士(フレデリツク・エル)は、一九三三年度の殺人統計を發表したが、博士の陳述によると、「アメリカに於ける一九三三年の殺人死亡率は前の三年間と全く同率であつた。一九〇〇年以來斷えず報告を受けて來た三十一箇都市に於ては、殺人による死亡率は一九〇〇年の人口十萬につき五・一より一九二五年の一一・三といふ高率に達したのである。もつとも、爾來今日に至るまで、九・九より一〇・九の間を往來してゐる。この三十一都市では、一九〇〇年より一九三三年に至る三十四年間の殺人による死亡總數は五八、九一五件となつてゐるが、この數は僅かにアメリカの人口の約五

分一にあてはまるものである。アメリカ全國の一年の殺人件數は、一一、〇〇〇より一二、〇〇〇の間に在るものと見積られてゐる。もつとも、殺人による死亡にして確たる證據のないために自殺又は事故として取扱はれた件數もかなり多いのである。

世界の他の國民について見るに、殺人による死亡率は合衆國よりは著しく低いのである。歐洲の國々については次の率が示されてゐるのである。但し、この率は一九三〇年度又は一九三一年度のものである。卽ち、

（人口十萬につき）

ドイツ	三		
エストニア	六	（〃	）
フランス	一	（〃	）
グリース	五	（〃	）
イングランド及びウエールス	〇・五	（〃	）
スコツトランド	一・〇	（〃	）
和蘭土	〇・五	（〃	）
ノルウエー	一	（〃	）
オウストリア	三	（〃	）
ポルチユガル	二	（〃	）
スエーデン	一	（〃	）
瑞西	二	（〃	）
スペーン	一	（〃	）
チエコスロバキヤ	三	（〃	）

となつてゐる。之に反して、一九三二年に於けるアメリカの殺人率は九・二であつたのである。

更らに一層際立つて目につく對照を示すために、アメリカ合衆國とイングランド及びウエールスに於ける殺人死亡件數と人口十萬についての比率を表にして次に掲げる。

合衆國		イングランド・ウエールス	
死亡	比率	死亡	比率
1930	10,590	9.0	194	0.5
1931	11,134	9.4	190	0.5
1932	11,016	9.2	186	0.5

共處で、人口の方をみると、一九三二年に於けるイングランド及びウエールスの人口は四〇、二〇一、〇〇〇であつたのである。スコツトランドでは、一九三二年に人口は四、八八三、〇〇〇で、殺人件數は僅かに二十五であつた。ドイツは、一九三一年に約六六、〇〇〇、〇〇〇の人口を有つてゐて、殺人件數は一、三四〇であつた。これは、人口十萬につき男三件及び女二件といふ割合になるのである。かくして、わが殺人レコードは、地球上の大文化國中、最高の殺人率を有する國であるといふ、餘りありがたくない地位をアメリカに與へてくれたのである。」

Journal of Criminal Law and Criminology, May-June, 1934

シカゴ會議

本年四月十四日、シカゴの辯護士協會（Chicago Bar Association）で、シカゴ刑事學々會（Chicago Academy of Criminology）並びにセントラル・ハワード・アソシエーションの主催で、「犯罪と其科學的處置」（Crime and Its Scientific Treatment）を主題として會議が開催せられた。席上、講演の主なるものには合衆國政府司法省行刑局長サンホード・ベーツ氏の「モダーン・プリズンと將來のプリズン」、シカゴ大學サザーランド教授の「プロベーションに科學的方法を應用するについて」等があつた。

Ditto

アメリカとイングランド

アメリカでは、ポリスマンが犯人に射たれたといふニユウスを新聞でよむと、みんなギヤングのいつもながらの大膽不敵さに感歎して、さて、もつと陽氣なゴシツプをとスポーツ・ペーヂをめくるのである。それだけである。しかし、イングランドで、若しポリスマンがシユウトされたら、どんなことになるだらう。先達、ロンドンを西南に距る六十哩サツセツクスのウオルシングの近傍で夜盜の嫌疑で、巡査が一人の男を呼び止めて色々訊問すると、其男はやにはにピストルを引き出して巡査を射つてしまつた。幸ひに急所をはづれて傷は輕かつたが、該地方の住民は一齊に起つて犯人狩りをはじめ、自動車、自轉車、モーターサイクルは日頃通行稀れな田舍路を右往左往し、飛行機は土地の上空を偵察飛行するやら地方一帶俄然大活動。犯人が火（ファイアーアームス）器を使用する——「言語（アトロ）

道斷（シアス）」だ。巡査を射つ——殆んど「聞いたこともない（アンハード・オブ）。」大變な騒ぎだ。捜査隊の警官に、武器が配布されたといふ事實の報導のために、全國の新聞紙中には大々的の段拔きのヘツドライン（見出し）をつけたものが幾個もあつたといふ位である。

で、結果はどうなつたかといふに、二疋のブラツドハウンド（獵犬）を驅り立てた一人のレデイがサセツクス森の樹の下で逃亡殺人に追ひついて、犯人は其場で自殺してしまつたのである。

アメリカでも、かういふ風に、公衆が警察官に援助を與へたら我々の犯罪問題の解決も極めて容易だらう。とは、今に始まらない諸新聞紙のぐち。

Literary Digest, June 9, 1934

素人犯人

我々を一番手こずらせるのは、何の明かな理由もなく、急に犯罪生活に入る人間で、概して青少年に多いが、今迄のレコードもなく、手法も指紋も全然知れてゐないので、この位手掛けにくい犯人はない。

ニューヨーク市警察捜査課長
パトリツク・スリヴアン

刑務所訪問委員（名譽職）の設定を提唱す

印南於菟吉

一

社會問題中、犯罪及犯罪人に關する事項程難澁なものは無い。あらゆる性格所有者の人生に渉り複雜なる社會現象に關渉を持ち、若し之を適當に處理するとなれば諸科學に根據を置かなければならぬ所に解決の鍵は秘められて容易にこれが開啓を許さない。從つて何れの國でも專門家の刑事學者すらも之には少なからず頭を惱まし、まだ適當の解決案を學理的にも實際的にも看出し得ない現狀である。然るに斯問題は事、直接に吾人同胞に關することであり、且また社會の康安を妨ぐるのみか國帑に渺なからさる負擔を負はすの結果、自然に自己の頭上に重荷を擔ふことに爲つて見れば自己に關する重大喫緊事と謂はなければならぬ。夫れにも拘はらず他人事の樣に之を冷眼視して一向に顧みないと謂ふ現況は如何にも心得難き仕打と謂ふべきであらう。玆に强盜若くは殺人犯者ありと假定せよ。警察は少なからざる苦辛を重ねて犯人を捜査逮捕するの一方、社會の耳目は麗々しく感興刺戟的の文字又は寫眞を列べて犯罪事實を詳細に吹聽して一般の好奇心を唆ることはするが、偖、司法當局の手に渉つて刑が確定し監獄に移るとなれば最早社會は安心して自分の耳目より遠ざかりたるを喜び、成るべく速かに遺忘せんとするの態度を採るとは何たる事であるか。何ぞ始めに仰々しく吹聽するに反して瞬時の後は其熱も冷却して遺忘するの速かさよ。自分の興味ある内は款待これ勉め一度失へば無理にも忘却の方向へ進まんとする社會の輕薄さ加減甚ひ知るべきである。一人の起つて眞面目に興味本位で無く、其の依つて生ずる犯罪原因を檢討する者無きは社會の爲め寔に慨嘆すべきことゝ謂はざるを得ぬ。縱しや夫れ程科學的の立場に立つて六ケしき事を社會に要求するのは無理な話であるとしても、切めて彼れ犯罪者は我等同胞者の一人であるとして見れば、救ひの手を延ばして彼を犯罪の深淵から引上げることは我等の社會に對する一般の責務であらねばならぬ。犯罪に陷つた者は惡魔に取りつかれた者として袖手傍觀の態度、否寧ろ之を忌避すべき態度を採るは文化の名に於ても恥ぢなければならぬ。世人は異常の犯罪行爲其物には演劇的氣分を以て眺めはするが犯罪者となれば身震ひする。救治どころか報復感念が先立つ。勿論人間の本能として社會及我等の身體に對し襲撃を加ふる者ある時は衝動的に報復する感念を有するは事實であつて、刑罰觀念も斯る本能から發足したものではあるが、偖報復的に刑罰を科して果して何の得る所があるであらうか。刑罰史は何れも之を否認して居る。

刑に報復分子が多ければ多い程犯人に怨恨の氣分を漂はせ次ぐに又も報復を以てし終に底止する所を知らない。其の情況は小供の喧嘩でも分るでは無いか。我等は此の人間の惡趣味惡本能に對して永い間惡戰苦鬪を重ね來つたが、幸に文化は漸次に之を征服して呉れた。併し今尙此感念は奥深く潛在して時々擡頭する危險が伴つて、犯罪者となると世人は之を忌避したがるのである。何で寛宏の懷に此病者を抱擁して之を孵化する氣分になれないのであらうか。同胞の名に於て、文化の名に於て、之をしも出來ぬと謂ふならば人間の顧下げをするより外に仕方が無いのである。

報復感念は普ねく人類に共通せる本能にして兒童の石に躓きたる際、輕き憤怒の情を以て石に科罰を加ふるが如き、或は神人基督さへも飢渇を醫せんとて無花果の下に趨りたるに其木實なきに淡き報復の念を以て終生結實する勿れと宣言したるが如き、到底全く人類より之を剔除する能はざる感念には相違ないが、之を抑制轉向することに依つて我等の文化は進められて來た。本能の儘に奔放自由に行動せしむることの如何に危險多きかは少くとも犯罪學に關係する者の熟知する所であつて、我等は共に之を抑制するの力を養ひ右頰に唾せられるならば尙左頰を向くるの雅量を以て罪ある者を抱擁しなければならぬ。斯る感念に一般社會をして指標を與ふることも亦行刑事業に關與する者の一面の責務ではあるまいか。行刑は成程國家機構の一で國家官吏の手に依つて密行せらるべき性質のものであるが、或一部の社會人を干與せしむることに因つてこれが機能を發揮する場合は少くない。既に公正なるべき裁判制度に陪審を布いて民意を介在せしむとせば、一層より強き必要を以て我等は社會人を行刑方面に干與せしむるの利益を唱道したい。社會事業に方面委員あつてその病苦不幸を救濟するを任務とするが如く、行刑方面にも亦之が存在を許さるべき性質のものである。

二

行刑の方面委員即ち予の玆に提唱する訪問委員なるものは如何なる職任を採るべきものなりや、予は具體的にこれが例示說明を試みたいと思ふ。

從來世人及行刑當局の刑務所收容者に對する考方が誤まつて居て、囚人は一般よりは道德上の低劣者で物質上に於ても亦下級の生活を營み、我等良民よりも一段低い動物性の者である。從て之を普通社會より刑罰の名を以て離隔し懲苦を嘗めさせることも亦彼等に對しては適當の矯正手段であると解せられこれが一般に容認せられたのである。爲に監獄は陰慘なる空氣を以て充たされ成るべく不快なる雰圍氣を作り懲り〳〵で二度と再び投獄の憂目を味ひたくない樣にするが監獄の性能であると今も尙解せられて居る。所が囚人は何等世人と異つて居る者では無い。唯違つて居るのは法律の手に握られたか否やに存するの

みで、若し廣い意味の犯罪者の語を用ふれば獨り囚人計りが犯罪者でも無いので、自由社會にも今尙縛に就かざる犯罪者は澤山ある。公平に神の前で言へば或は囚人と謂つて卑下すべき感情の所有者其人自身が矢張り既に卑下せらるべき人格者であるやも計り知れない。何人でも狹隘なる一室に永年月監禁せられて而かも精神の健全潤達を期待することは恰も喉を締めて呼吸せよと言ふが如きもので無理の註文と謂はざるを得ぬ。監獄は儘に偏狹曲歪せられたる人格の培養地であつて現況の通りとすれば社會良民復歸は夢想だも爲し能はざる處である。若し眞に行刑學の示す所に由り犯人改善を策するならば何は偖置き兎も角も從來の觀念を一掃して新なる基礎の上に立ちて社會の縮寫圖を組成せしめなければならぬ。此の企劃は既に二十有餘年前より米國の故トーマス・モット・オスボーンに依つて創始せられ現大統領ルーズベルトの支援を得た所で米國のみならず一般に徐々に變形せられつゝある機運を窺ひ知るべきである。

實際として急劇に監獄を變造せしむるの困難は自分も諒承するが、切めては此觀念を以て當るべく先づ以て訪問委員の設定を提唱する理由の一も玆に繫つて居ると謂はなければならぬ。

頃ろ受刑者處遇の方法が大分革まつて累進處遇令實施の結果當局の間には前上の機運が動いた樣であるが尙不十分の憾はある。例へば上級者に交談の自由を許して居るが、抑々御互同士社會の離隔者である限り、交談するとしても限局せられたる話題に止まるか不良の危險が伴ふかは勿論で從つて四方八方の世間噺と云ふ譯には參らぬ。彼等は社會の活情を知ることは出來ぬ。此場合に訪問委員が自由に刑務所の構內に入つて官吏の立會なく對談することを得たならば、如何に彼等の苦悶が一洗せらるであらうか。家族の生活狀態、世相等を知ることに依つて大なる慰安を覺え且また將來釋放後の生活方針を定むる唯一の參考資料たるべきであらう。殊に之が官吏ならざる一私人に依つて行はるゝならば爲めに少なからざる同情の存する所に感泣し、彼等の語る所には一層の信任を拂ひ恩誼に報ゆるの志念を養ひ以て之を大にしては社會生活の眞義を味ひ復歸力を覺醒するに至るべきは必然である。

勿論社會的談話は相互の間に交換せらるべき題目ではあるが政治上の談は避けなければならぬ。宗教的談話も一般に敎誨師の職務範圍に屬することでこれも必要としない。唯看讀書籍の件に就ては出來得る限り彼等の希望を聽き又は助言を與ふることも必要である。書籍の差入若くは寄贈も工夫が出來れば至極結構のことゝ思はる。

併し訪問委員の訪問は飽く迄受刑者の社會復歸を目ざして居る故に、彼と共に刑期の長短に就て是非の論評を下し又は罪科の點杯に就て云爲すべきで無い。受刑者は屢々斯の如きことを訴ふることあるも努めて其談を避くべきであつて、如何にしても之を聽かなければならぬ立場に置かれたとしたならば、單に

默聽するに止めるか又は法律上の手續に依つて救濟を求むるより他に手段なき旨を明示して置くべきである。若しまた受刑者の訴言にして適當なりと思料し且また他に適當なる救治の手段なき時は、刑務所長又は教誨師に之を紹介の勞を採るとしても決して外間に之を發表することあつてはならぬ。

また官吏の行爲に就て、或は自身又は他囚に加へられたる處遇事項等に關し先方より進んで情訴あるときは敢て避くべきではないが內、注意を喚起する必要ありと思料したる時はこれを所長又は其他の官吏に申告するは勿論であるが、其間自身が直接行動を採ること能はざるは言ふ迄も無い。

訪問委員が受刑者の家庭を訪問するは委員の任務であつて、これまた必要の事である。併し何等か物質上の救助を必要とするならば釋放者保護團體と協調を保たなければならぬ。所謂委員の仕事は一方に刑務所を控へ他の一方に保護團體があり、其中間に介在して各自の仕事を圓滑に處理せしむる樣に仕向くることが、その任務と謂はなければならぬ。殊に刑務所に於て個性調査上家庭關係の事項を調査する上に於ては此訪問委員を利用するを便宜とする。青少年の受刑者に就ては之が極めて必要で必ず家庭との聯絡問題に對して委員の介在協力を得なければならぬ。卽ち其報告は有力なる資料と爲つて釋放後の便宜に供せらるゝのである。謂ふ迄もなく行刑の最終目的は保護團體の仲介に因て釋放後の前後措置を誤まらざることで委員の受刑者に近接親炙する上に得たる性格、境遇、希望、將來の見込等は保護團體の事業遂行上また最有力の參考資料たり得べきが故に常に之を提供せしめ若くは保護會議を開く時は委員を參列せしめ、委員は職務上の義務として保護團體に協力するを原則としなければならぬ。斯くしてこそ始めて保護團體も眞の活動を期待することが出來るのである。

委員はまた刑務所所在府縣中、受刑者の多く輩出する地方より選擇するを要し、家庭訪問職業捜索等に便利なる樣にし、一面保護團體員と爲つて保護の宣傳普及等に與からしむることになれば尙更妙である。但し委員の訪問すべき受刑者は刑務所長の推擧したる者のみに限り自己の隨意を以て自由に多くの受刑者に接することは許さぬ。

委員は所長の認許ある受刑者には自由に面接するの機會は與へらるゝと雖も、總べての刑務規程を遵守しなければならぬ。其規程の範圍內に在りてのみ自己の職務を完全に遂行すべく、幾分不信任の疑ある場合は所長は委員に忠告其他適當の手段を講ずることあるべく、直接間接に委員の行動を看視するはまた行刑官吏の常に怠たらざる所たるを記憶すべきである。故に監獄內部の事情を濫に許可なくして公表すべからざるは勿論、受刑者に私かに物品の贈與媒介を爲すを得ず、面接は官吏の立會なきも終了したる時は必ず之を責任ある看守に報告し、其儘受刑者を房外に放置するを得ず等、その他刑務所にて隨時取極は

めたる規定には都べて遵守するの義務を有するものである。

三

上來、說述したる如く訪問委員は受刑者と其家庭とを兩ながら訪問して善意の仲介者と爲り其間に橫はる暗雲苦惱を一掃し一方には安んじて以て其刑に服し自己修養に專念ならしめ、他方には安んじて以て夫の歸家を待ち其間子女教養を怠かせにせしめざらんとするの厚意に出づるものにして、一面刑の峻嚴を保持すると同時に他面受刑者及一般市民を通じて一層深く社會性を涵養せんとするに在るので而して行刑內部の情況は頗る陰鬱單調變化に乏しく、受刑者の氣力を餒へしめ妻戀路踈、社會の競爭場裏に起つに適しない、此際訪問委員は一抹の淸凉劑と爲つて、彼等と與に自由に世上の出來事を語り、變轉極りなき世相中自己の進まんとする針路を暗示し、社會も亦前科者と嫌厭せずに寧ろ歡んで彼等を迎ふるの意あるを諷する事實を現前に示されては頑强なる受刑者も既に藥籠中の物と爲つて敵愾心を脫却し偏見を除き、共に社會共同の公德心を養成するに至るべきであらう。感化薰染は斯の如く彼等同胞の上に波及し我等は玆に活氣橫溢せる新人を迎へて更に新日本に寄與貢獻すべきである。

今や正に新なる行刑方針を宣言せられ、斯方面に邁進しつゝある際、更に屋上樓閣を築くの要はあるまいと懸念せらるゝ人もあらんかなれど、予の玆に提唱する委員は、官吏ならざる一市民の手を藉りることであつて、恰も學校に學務委員、社會事業に方面委員あるが如きそれである。官吏ならざる所に斯事業を圓滑有效ならしむる妙味があり、名譽職たる點に於て國費を要せず實行し易き事情がある。必ずしも豫算が伴ふに非ざれば實現し難しと謂ふには非ず、當局にして意あらば今日にも實現し得べきで、或はまた其人を得難き憾あるを嘆ずる者あらんかなれども、存外案ずるよりは產むに易く、必ずしも當初より幾何の人數を揃ふるの必要もなく、適任と思料したる者若干名にても可なり、廣き社會に適任者の四五名を求むるには敢て困難ならざるべく現に方面委員の其位地を得んとて競爭する者多數あるに顧みても略其盛況を知るべきである。また人格識見相當なりとても行刑方面に通曉せざれば弊害を釀成し易しとの懸念あらば多少の訓練を施こせば可なり、行刑の當局は監獄內部計りでなしに併せて社會をも犯罪事業に對しては啓發指導するの心掛あつて欲しいものである。場合に依りては退職せられたる刑務所長のあることなれば、此人達に御苦勞願つても善いでは無いか。

四

前記の訪問委員は守舊頑固を以て聞えたる英國に於てすらも夙に行はれて頗る成績良好なりと稱せられ、當初は女刑務所の

みに限られたるも十餘年前男刑務所にも廣く適用せられ、爲めに受刑者の憂苦を去り希望に燃え、暗黑より先明へ、空想より實感へ、荒涼の世界より趣味感興へと導き、新者澗達の氣風を涵養することを得たりと謂ふ。殊に婦人の訪問委員は二十一歳以下の少年男受刑者を擔任しこれまた偉大顯著なる成績を收め教師も普通學校の先生が夕方手傳ふことに爲つて居る。現に委員の數男六百名女百名に近く、此等は何れも結合して一の有力なる團體を作り、時々會同して討議を重ね政府當路に進言する所あり、從て其決議事項は當路者の重用する所たりと謂ふ。

獨逸に於ても一九二九年チューリンギヤ地方ウンテルマッスフェルドに在る刑務所に自治的累進制度を布き、三級に分ち各級に世話人（Hirsorger）と稱する官吏を附した。此のフュールソルゲルは看守にはあらで教師と社會事業家とを兼ねたる者で一人約二百五十人を受持ち、總べて受刑者の品性陶冶に任ずる者である。これまた良好なる成績を奏したりとて、一昨三二年その施行十年記念祭を行ひ、小册子として其効能を吹聽したる程なりしに、今やナチス政府の下に各長官の交迭を餘儀なくせられ潰滅に歸したるは、同國の爲めに最も惜しむべきことゝ謂ふべきである。勿論これは官吏の一員として存在したので玆に謂ふ訪問委員とは多少其趣を異にすと雖も、社會的意義を刑務所内に注入するの必要を感知したるは頗る特異の現象と看做さるを得ぬでは無いか。然るにヒットラー内閣の下、法相フランクは揚言して曰く「囚人は慄へ上がる迄追回はすに限る」と。斯る思想の下に何で文化的社會使命が許されるであらうか。よその國は兎も角、我國では是非此機運を促進して彼等受刑者の心身澗達に助勢努力し改善の動機を玆に看出したいと思ふ。

六月分贈與金

一、金八拾圓也　井上謙敬
外九名退職者

一、金貳拾四圓也　菊地武參
外一名死亡者

集團散歩の試み

盛岡少年刑務所報

當所は豫ての計畫に基き六月十七日集團散歩を第一級資格者に試みた。場所は南部富士の裾野觀武ヶ原練兵場で、趣向は同練兵場一帶の蕨狩りをやらうといふのである。當日は夜來の雨も午前十時頃には名殘りなく晴れてまことにすがすがしく吾等のこの催を祝ふてくれるかのやうであつた。一行は外出着に衣を改め一同に訓示の後正門を出たのは午前十時半であつた。引率者は教務主任と戒護主任と戒護部長とである。騎兵隊を左手に眺め東北に向つて凡そ十五分にして刑務所の農園地續ヶ丘農場に着く。此處で農作物の狀況を一覽させ、さて目的の練兵場に出た。燃ゆる土の香、陽光に映えて雨上りの若草は一段と鮮かである。既に其處此處に出てゐる早蕨早くも一行の間に蕨狩りの火蓋は切られた。みな血眼の漁りである。今日の功名？之が胸中に潜む思ひであつた。かうして一行は蕨を採集しつゝ刑務所の伐木作業場の休憩所に辿りついたときすでに正午、此處で一同集合して用意の晝食を喫した。休憩中時折起る哄笑の交驩も感喜の極みだ。一行は再び方向を右方にとりて松林に進行を始めたが、正に一時過ぎ遽に雷雨の猛襲に見まはれ一同は恨みをのみて一時最寄りの空家に避難したが、已に豫定の時間も來たので漸く雨上りを待ちて歸路についた。幸一人の落伍者もなく元氣な顏を夕日に輝かせつゝ無事歸還したのは三時半であつた。今日の行程一里半、もとより蕨の收穫もさることながら精神上、より效果的であつたことはまことに喜ばしかつた。

第一回集團散歩を施行して

新潟刑務所長　前田政之輔

古諺に「萬卷の書を讀まずんばすべからく千里の道を行くべし」と、體驗と云ふことは私達實務家にとつては此上ない智識であり向上の指針であり處世實務の貴むべき信條であると思ふ。收容者の殆んど總てが鋭覺であり感傷的であることを肯定するのは獨り私ばかりではない。行刑が此の鋭覺であり感傷的である收容者に對して教育主義を採るならば其の處遇其の施設は毫末と雖も教化といふ點に付て決して等閑にすべきものでないことを確信するのである。本年一月から施行せられた行刑累進處遇令は同令が人格主義を第一とするのも收容者が鋭覺であり感傷的である點を重要視して善用せんとするにあることは容易に窺知し得られると思ふ。此の點から云つても其の處遇精神が統一せられたことを私は喜びたいのである。

同令中の集團散歩の一項の如きは其の影響する處頗る甚大で

あり奇矯的にそして又之が施行に焦慮すべきものでは決してないと考へる。散歩すべき土地の關係、引率の狀況等が私達の無意識の間に彼等の銳覺に如何に强く觸れるかと云ふことをよく考へて見ねばならぬのである。單に一日も早く喜ばせると云ふならば彼等は其の日常と異つたこと、珍らしいことは私達の感情では少しも感興を起さないことでも喜ぶのである。そして珍らしいとか異つたことゝかを行つて居る間には決して問題となるやうな刑務事故は殆んど發生することが稀である。私達は重大なる處遇の施行といふやうな時には此の一日も早くとか單にとか云ふやうな考へは特に戒心して何處までも愼重熟慮愼行を愼み其の影響を鑑査して僅擊であるべきことを忘れてはならないと思ふ。當所に於ては先般普通衣の材料が配給されたので其の調製を急ぎ去る六月十七日第三日曜の免業日に第一回集團散歩を施行した。目的地は近接の太神宮參拜と其の裏海岸の逍遙で往路五町復路二町半、起床朝食後十四名の一級者を教誨師、保健技師、看守長一名看守二名何れも私服姿で引率した。私も其の實況を體驗する爲に參會した。勿論彼等は縞の普通衣に黑の兵古帶無帽駒下駄と云ふ裝身なので何れから見ても新潟見物の田舍のお客樣が宿屋から出て來たか郡部の青年團の海邊見物とちつとも態が異らない。人なき早朝の神宮禮拜！其の敬虔の態度そこには寸毫の邪心も汚瀆も認められない。夜來の豪雨に洗はれた初夏の綠は神域に榮えゝ松風琴線と和して神靈崇嚴、心からなる禮拜を終つた彼等の和やかな純情の顏そして感激の露光る眼ざし此の時こそ眞に彼等は人心に立ちかへつたのだ。嬉て其の裏海岸に十四の縞の姿が現はれた。ア、島影！佐渡ヶ島だ！朝の潮風！風これは彼等が波の音に觸れた瞬間に迸しつた聲だ。

當所は集團散歩のやうな場合には地理的に他の刑務所に優れた利益がある。卽ち詩歌の島がある、大洋北日本海がある。追憶の史蹟がある。情緒の國がそれだ。

潮風松籟を奏づる中に立會の教誨師より指呼の波上に浮ぶ佐渡ヶ島の歷史を聽聞して日蓮が遠流の苦闘、日朗が師弟の情を汲んで感銘の淚に袂を濡ほし

順德の帝が二十餘年の御生涯の譚に國民性を誓はしめ阿若丸が親子の情に三省家鄕を憶はしめ盡きぬ佐渡島史に彼等をして史中の人たらしむる思ひがあつた。

清風彼等の袂を翻つて淸新の氣滿ち滿ちたる時この淸風は新興の友邦滿洲より送られるのだと聞かせば思はず彼等は目を張つて非常時局を再認識するのだつた。

野外教誨の值價はまさにこゝであると私に確心を抱かさせた。

青松白砂の美に名殘をとゞめオゾンを滿喫して更生の意氣昂然松林の間を縫ふて歸所した。所要時正に一時間教化上の收果は絶大にして到底筆舌に盡し得ぬものがあつたことを加筆し尙

ほ其の往復路に稀には行人と往きかはしたこともあつたが其の耳目を引かず彼等の銳覺に毫末も羞恥、自己冒瀆の刺戟すら與へなかつたことを獨り心から喜んでをる。聯か集團散歩の狀を概記して後圖の參考に資せんとす。

集團散歩實施狀況

熊本刑務所

昭和九年六月十七日午後一時より熊本刑務所第一級者の第一回集團散歩を實施した。第一級者全員四十三名中一名病氣休養他を二分して一行二十名宛とし級代表者二名を責任者とし、田中敎務主任案內役、土山看守部長は其の助手となり、七戶所長坂口戒護主任、中谷敎誨師は狀況視察のため一行の後方に隨伴した。幹部職員の服裝は所長は和服他は背廣服で制服でないことは申すまでもない。而して行員の服裝は此度新調せられた折襟箱降の洋服に麻裏草履を穿ち、涼しさうな緣廣の麥稈帽子を冠り一見職工か若くは靑年會員そのもので受刑者らしい感じは毫も見受けられなかつたのは心底から嬉しかつた。

先づ第一班二十二名は敎務主任の先導で豫定通り午後一時出門、此の日夜來の雨霽れて碧の空澄み渡り見渡す限り翠襟絲草遙かに阿蘇金峰の山々を望み、一行のため絶好の天氣である。

表門を出て左折、所長官舍に添うて右折、見倦きたる煉瓦塀を離るゝ處忽ち懷しい立田山を望み覺えず全員あつと叫んだ。

縣道を過ぎり谷間を行く樣な草むす舊道に入るや刑務所の建物は全く姿をかくし眼前に展開するは繪の樣な初夏の山野、さながら遠き別天地に遊べる感がある。

二列縱隊の行進は一列となりて若草崩ゆる土手に添へる舊道を進み、路傍の一木一草にも無上の慰安と興趣を味ひつゝ井島の鄕に入れば、玆には銀杏樹數株の下に建てられた六尺に餘る猿田彦命と刻める石碑がある。誰が懸けたか新しい注繩が懸けられてあつた。一行は物珍しそうに一々叮嚀に敬禮した。

約一町位にして菅原神社と額打つたる石鳥居をくゞつたが、此時も亦一行の頭は自づと下つた。此所から右折約一町にして神社の正面に出た。神々しい杉森の中に白くはつきりした石鳥居や、古風な柔味のある社殿が眼に入つた。一行は肅々として境內に入り、右手の御手洗に兩手を潔め、何れも社殿に入つて心行く許り拜禮した。杉森にこだまする拍手の響は一段神々しさを增した。

それから社殿に掲げられた武將の額、天の岩戶の神樂の額、さては爆彈三勇士の寫眞等を一々叮嚀に物珍しく觀覽した。丁度其の折敎務主任は此の神社の沿革や傳說を說明した。

加藤淸正公が白川の水を農作其他に利用する爲め用水の分岐點を調査した時、此神社に參籠神意を伺つた飯島玄番は此の神の靈驗により分岐點を此の地に定め同時に其の守護神とし

て神社を此處に移した。其後大洪水の際此の分岐點の井堰が正に破壞せんとしたとき石に奇瑞現れて幸に難を免れた。是れ此の神の守護によるとて村民の信念一層盛となつた……。

拜殿を出でし一行は涼しい森に入り白川の邊に歩みを移した。幾百年を經過した周圍十五六尺の銀杏の、高く碧空を摩する神々しさ、其の神木を透して木の間かくれに見る立田山や、さら〳〵と流れる白川の風情は又格別である。此處からは東方數町を距てて保田窪神社の森を眺め南方一帶託麻ヶ原の古戰場を一望に收める。此處で再び教務主任は南朝の忠臣菊池武朝の託麻ヶ原大合戰の戰況を說明し初めた。

彼所に見ゆる保田窪の森の邊から帶山一帶にかけて菊池武朝は精兵一千五百を三段の陣に配列し、別に五百の軍を右の方今見る工兵大隊附近に潛伏せしめた……。敵軍は六千の兵を茶臼山藤崎臺(熊本城附近)に集中、天授四年九月下旬、今の味噌天神の方より北方に進軍、此の日天氣晴朗なれども暫し朝靄立ち罩めて官軍の作戰上絶好の機會を與へた……。忠魂義魄、一人當千、奮戰躍鬪、遂に菊池軍の大勝を博した古戰場はまさに是れ此所に見ゆる一帶の土地なり……。

教誨堂內の教誨とは事かはり、神嚴なる森林の中に一々實際の場所を指しつゝの說明は豫期以上の感激を與へた。

それより社殿の裏を過ぎり曩に說明した用水分岐の堰を見學し玉垣內に祀られてある奇瑞の石を拜觀し行儀よく植付けられた杉林を通過して再び白川の沿岸、芝草の淸らかに生ひ敷ける所に出た。一行は此處に腰を卸して休憩し乍ら對岸一帶の風景を賞觀した。

折から附近の子供等數人が日曜のことゝて天使の樣な純眞さで眞裸體になつて河中の淺瀨や、岸のごろ〳〵して居る邊りを嬉々として戲れて居るのを、お互に知らず〳〵懷しさうに打ち興じて居つたが、一行中の一人は感極つた面持ちで涙を流しつゝ語り出して

「全く子供の姿を見たのが十有五年振りです。私が子供と別れたのが丁度あの子供達の年格好でした。其の頃が偲ばれて思はず泣されてしまひました……」

此の情景に一行の多くの者も深い感激に打たれた樣であつた。大自然の風光が持つ感化の偉力には驚かざるを得ぬ。

對岸のこんもりとして一段高く聳えて見える森に一旒の旗が風に翻つて居るのが加藤淸正公の植ゑられた一里塚で、其の左手に偉人宮部鼎藏先生其他多數の志士の墓がある等との說明に趣味は盡きなかつたが漸く腰を擧げて一行は白川沿岸を二列縱隊となりて進みつゝ平和に充つる對岸の牧場、天神淵に船を浮べる勝景をめで、靑々とした細路をたどり、山と言ふ程ではないが少し小高い井島山に登つた。こゝは曩きに參拜した菅原神社の神々しい森、すが〳〵しい立田山の全景、水音凉しい白川の流、その流れを遡る右手遙かに火を噴く阿蘇の山を一望に收める。一行は覺えず快哉を叫んだ。

豫定時刻が迫つて來たので、再び細い畑道をたどつて一行各豫期以上の收穫を得て歸門した。

附記、第二班は其の後直ちに出發、第一班同樣の方法により菅原神社參拜と大自然の風光に接する集團散步を行つたが重複を恐れて省略する。

◆第一區刑務所聯合武道會

東北六縣北海道及樺太所在刑務所聯合第一區第八回武道會は釧路支部主催の下に初夏六月十七日を卜し釧路市公立東榮小學校屋內運動場に於て華々しく開催した。

朝來特有の陰鬱な濃霧は潮風の拂ふ處となつて稀に見る好天に惠まれ翠葉の香場內に漂ふて更に淸爽の感を深からしめる。各所の選手は必勝の意氣込み鋭く定刻前全員所定の場所に參集して整然として莘控へ意氣正に衝天。一般觀覽者また此地最初の催しと日本晴の天候で人氣沸騰、早曉より陸續と觀覽席へ詰掛け開會前入場者二百餘名を突破し未曾有の盛況。

來賓は江藤札幌、藤井靑森、千葉網走の各刑務所長を始とし地方巡視中寸隙を割いて斯道奬勵の爲め態々臨席されし熊谷札幌控訴院檢事、中村釧路地方裁判所檢事正、村松、鈴木、秋本、大森、安西、東谷の判檢事、茅野釧路市長、佐藤中學校長、原田女學校長、宮尾釧路警察署長、近藤營林區署長、鹽原土木、檜山築港、和田測候の各所長、兩角市商工會議所會頭、原消防組頭、各小學校長、各新聞社長、當地在釧官公衙各種團體の長、及職員等八十餘名、何れも場內來賓席に着席威儀を正して定刻を待つ。

戰期迫るにつれ各選手へ應援激勵の電報續々として配達され選手の顏色期せずして紅潮し意氣頓に昂る。

午前八時振鈴と共に香椎釧路支部長は開會の辭に併せ國家非常時に際し武道精神の緊要を說き以て各選手を大に鼓舞し終つて優勝旗の返還式に移る。全員起立裡に前回の强豪盛岡(劍道)網走(柔道)の各選手は各々優勝旗を捧持して肅々として入場すれば觀覽者拍手を以て之を迎へ所定の位置に進んで恭しく會長に返還すれば全員肅然として名譽ある優勝旗に禮拜す。旗は折柄の朝陽に映じて金繡の旭日章燦として輝き渡れば敬虔の氣自然に場外に溢る。

次で審判員代表大澤藤四郎教士岩崎敏夫教士より試合上の注意ありて待望のリーグ戰の火蓋を切る。選手の意氣愈々盛にして各自鍛練の秘術を盡して攻防に妙技を振ひ力戰奮鬪する光景は眞に壯絶、快絶武道の精華を限りなく發揮し觀覽者をして毎々に手に汗を握らしむ。斯くして柔道の對抗は午前十一時四十分終りを告げ優勝の榮は冠は遂に釧路の手に歸す。劍道は未だ試合半ばに達せざるも一時中食休憩。

晝食終つて午後一時振鈴と共に再開各員緊張裡に劍道は後半戰柔道は高點試合に入る。

試合に先き立つて大澤教士市川練士の帝國劍道の型、藤田、辻兩五段の講道館極の型、新田八郎氏の大森流居合術の各演技あり卓越せる妙技は觀覽者を感嘆せしめ拍手賞讚せしむ。

次で劍道は午前に續行柔道は高點試合再開各選手の奮戰活躍

一段と目覺ましく意氣愈々高調し裂帛の氣合劍撃の冴えは場内を壓して物凄く觀覽者は只固唾を飲み場内闃として聲なし、斯くして接戰數刻午後三時三十分劍道優勝の名譽は宮城刑務所の得る所となつた。柔劍兩道高點試合は技倆伯仲勝ちて奢らず負けて悔むなく勝敗を運命に委せての善戰は眞に武道の精神を遺憾なく發揮せしものにして觀覽者は毎々に賞讃し拍手萬雷、劍道齋藤喜代治（盛岡）柔道佐々木秀丈（宮城）兩士優勝

次で香椎釧路支部長は觀覽者の拍手裡に順次優勝旗、表彰狀賞品を授與し終つて閉會の辭を兼ね各選手に對し其武技の優秀を賞揚し將來の希望を述べ午後四時多大の成功を納めて本大會も無事終了。

午後四時半より香椎支部長は選手審判員來賓一同を市公會堂に招じ盛大に慰勞宴を開催、席上香椎支部長の挨拶に始り江藤札幌刑務所長の謝辭あり歡談を盡し藩和氣靄々裡に散會。

劍　道

一等	二十點	宮城刑務所
二等	十八點	盛岡少年刑務所
三等	十六點	札幌刑務所
四等	十五點	網走刑務所
五等	十三點	函館刑務所
六等	十一點	釧路刑務所
七等	八點	秋田刑務所
八等	七點	北海少年刑務所
九等	○點	青森刑務所

柔　道

一等	十二點	釧路刑務所
二等	十點	札幌刑務所
三等	八點	秋田刑務所
四等	八點	宮城刑務所
五等	七點	青森刑務所
六等	○點	網走刑務所



第二區第八回武道會

第二區第八回武道會は炎熱灼くが如き七月八日横濱刑務所演武場齊信館に於て開催せられた。來賓としては松井檢事正、東書記官を初め區内各刑務所長臨席、午前八時一同神前に向つて拜禮、小橋川横濱所長より開會の挨拶をなし優勝旗の返還式についで高野、三船兩範士より試合についての注意あり、直ちに試合は開始された。試合は先づ柔劍道共に之を二班に分つて優劣を決し、しかる後柔道の部は各班二等までを、劍道の部は三等までを集めて更に決勝を爭ふの方法に依るものであつたが、各所とも日頃の練磨をこの日に示さんと意氣物凄く、殊にこの區はお膝元だけに優秀なる選士に富み、見事な試合が多かつた。かくて午後五時過ぎ各部の優勝を決して修了、兩範士の懇切なる講評の後、優勝旗を劍道巢鴨柔道小菅の兩刑務所に授與し、その他賞狀並に賞品の授與あり、小橋川所長の閉會の挨拶に意義深き武道會の幕を閉ぢた。

柔　道　部

柔道第一班成績表

順位	合點	大將	中堅	先鋒	刑務所
一等	一二	四	四	四	小菅
二等	九	三	二	○	甲府
三等	一二	三	三	三	前橋
四等	三	一	二	二	宇都宮
五等	三	○	三	一	水戸

柔道第二班成績表

順位	合點	大將	中堅	先鋒	刑務所
一等	一二	四	四	四	千葉
二等	一二	四	五	三	八王子
三等	九	二	三	三	豐多摩
四等	七	二	三	二	市谷
五等	九	二	三	四	巢鴨
六等	三	一	二	○	小菅

柔道決勝成績

成績順	總得點	刑務所
一等	七點	小菅
二等	五點	前橋

三等　三點　横濱

劍道部

劍道第一班成績表

順位	合點	大將	中堅	先鋒	刑務所
一等	一七	五	六	六	小菅
四等	九	四	二	三	川越
三等	一二	四	四	四	豐多摩
二等	一三	四	五	四	千葉
六等	六	一	三	二	宇都宮
七等	○	○	○	○	八王子
五等	六	三	一	三	甲府

劍道第二班成績表

順位	合點	大將	中堅	先鋒	刑務所
一等	一二	五	五	二	巢鴨
六等	二	一	一	○	小田原
四等	八	四	一	三	前橋

劍道決勝成績

成績順	總得點	刑務所
一等	一二點	巢鴨
二等	一二點	小菅
三等	九點	横濱

三等	三點	横濱
五等	○	川越
二等	二	豐多摩
一等	一	千葉
四等	四	宇都宮
二等	二	八王子
四等	四	甲府
横濱	二	前橋

盛岡少年刑務所第一回農業訓練修了概況

佐藤重吉

昨年五月櫻花の將に綻びんとする好期に第一回農業訓練の式は當所教誨堂で擧げられたのであつた。

式場には外部の有識高官、囑託講師、農業關係の有力者、職員一同參列し三十名の實習夫は懇々と教へらるる訓辭、祝辭等に痛く感激し式後直ちに秀峰南部富士の裾野線が丘農園即ち訓練場に出動し一勢に鍬を執つて訓練の第一歩を踏み出したのである。

爾來左記の農場訓即ち

一、誠心を基とし克く土と心を耕す事。

二、從順を旨とし協同一致の精神を涵養する事。

三、刻苦勉勵の精神を鍛練する事。

四、力めて觀察研究を怠らざる事。

五、愛畜心を養ひ農具及農作物は鄭重に取り扱ふ事。

以上を「モットー」として農業の基本となるべき精神薫育に力を入れ實科並學科の豫定表に基きなるべく學科と實科の併行を計り訓練を進め本年四月無事終了を告げたのである。

顧みるに訓練開始當時は鍬、鋤の使用さへ出來ない者もあり又智能、體力等にも甲乙あつて揃はず、共同作業等も中々意の如く進まなかつた。

然し喜び勇んで働く樣は狹い工場で働く者に認められない狀景である。

殊に今迄內工作業に從事して居つた者は餘りの嬉しさに馬力をかけ過ぎた爲、相當骨にこたへたらしく一時は多少瘦せた者も見受けられたのであつた。

然るに一ヶ月も經たぬ內にもうすつかり體力を恢復し作業にも慣れ血色も大變良くなり健康其ものの樣になつた事は何とも云へぬ嬉しさである。

斯くして三ヶ月を經、第一期の成績を試驗によつて定め愈々第二期の訓練に入つたのである。

第二期に於ては實習夫三十名を三ヶの家族園に分け第一期の成績優良の者六名を選拔し家族長並副家族長を命じて各々に配當し又圃上もそれ〳〵家族圃並共同圃に分劃して仕事を分擔し自治的に競爭的に或は共同的に作業を督勵したのである。

共同作業の場合或は天候の狀況により急を要する場合等は一定の仕事を一定時間內に彼等に受負はしめ出來上りの遲速によつて休憩時間を延長、短縮する等能率の增進を計ると共に勤勞後の樂しみ、汗の後の快味の體驗等を遺憾なく發揮せしめたのである。

又各家族には各々實習日誌を設けて每日の作業狀況其他の參考事項を各家族長

に記入報告せしめ他日釋放後の農業經營農場管理等に資せしめたのである。

又春の播種や手入、育雛等の努力の結晶即ち收穫生産に當り栽培法、氣象關係飼畜管理の適否を實驗せしめ或は又多季には一般農村の副業たる製筵、製簇や箒造り其他藁稈類の加工及畜産加工等を實施し勞力の分配、副業の奬勵等を行ひ一方構案教授によつて教授と實際とを統合し實際的經營を爲さしむる様訓練を續行したのである。

其目的の爲に標本室を設け一般農業の主要標本を陳列し訓練上の生産品との比較實驗を行はしめたのである。

仰も農業者は春夏秋多大自然の裡に抱かれ美の環境に包まれて居るには相違ないが一面凌ぎ難き寒暑風雪のある事を忘れてはならない。實習夫はこの寒暑風雪を物ともせず寧ろ却つて彼等の意氣を旺んにし自ら進み愉快に實科並學科に勵み夜は晝の勤勞によつて他念なくグッスリ安眠し行狀も極めて宜しく病氣としては稀か凍傷に罹つた者が一名あつたけれ共大した程でもなく隨つて訓練中はよく有り勝な作業轉換の申し出は一名も無かつたのである。是は本年一月より實施された累進處遇令の適用が彼等に一段の力を與へる拍車となつた事を認められるものである。

訓練中に減刑の恩典に浴し十名釋放になつたのである。この十名はこの恩典に非常に感激したのであるが訓練修了前に出所し修了證書の授與されない事を遺憾とし何とか貰つて歸り父母兄弟に見せ度いと願ひ出る位でこの訓練に對し彼等が非常に興味と眞劍さを持つて居つた事を物語るものである。それで規定を曲げるわけにもゆかず無形の土產を家裏にせよと懇々訓へたのであつた。

故に訓練修了者は勿論修了前に出所せる者と雖も將來釋放後の自營自活の道を辨へ卽ち智識技能を修得し心身陶冶の上に多大の效果意義のあつた事を信ずる所である。

前述の如く訓練を修了した者は二十名であるが修了後は作業の大體の要綱を示すのみにて各自が耕耘、作條の作り方、施肥、播種其他殆んど全部獨りで行ひ擔任者も大變手數が省け出業當時鍬の使ひ方も解らなかつた彼等を育て上げた實績を見て渺なからず滿足の感に打たれて居るのである。

釋放者からは鄕里に歸り實地農業を經營すべく遙々北海道より豚の仔の分讓方を願つて來る者もあり或は花種子の送附を願ひ出て來た者もあり彼等が當訓練所を慕ふ事は誠に美はしい人情の發露と云はなければならない。之に對しては力めて相談相手になり更生の意氣に燃ゆる彼等の前途に一臂の勞を惜むわけにはいかぬ。

將來に對する希望

一、近來經濟事情の逼迫せる吾國はあらゆる方面に經濟の建て直しを高唱し產業の合理化を叫ばれて居るが稍もすれば一般社會の農業奬勵の實狀を觀察するに徒らに流行に走り經濟に囚はれ一擧にして多額の儲けを得らるゝ如く誇大なる宣傳をなし却つて農民を迷はしむるものがあり、最も大事な農民の敎養卽ち勤勉力行、着實剛健の氣風を忘れしむる如きは誠に遺憾に堪へない所である。故にどこまでも國家觀念を涵養し自己の使命に覺醒せしめ眞に額に汗し而も愉快に「人事を盡して天命を俟つ」の信念に立脚し堅實なる更生をなさしむる様訓練を進むべきである。

二、農業は衣食住の原料を生產する業であるが一般農民は生產にのみ力を入れ生產物の加工とか販賣等の智識に乏しく爲に生產過剩等の場合折角の汗の結晶たる生產物の處理に拙からず惑はされ或場合には豐作の飢饉と云ふ奇現象さへ見受けらるゝが故に特に加工技術並に生產物の評價販賣等の商業的智識を養成し農業經營の理想實現に力を注ぐべきである。

三、訓練場に日章旗を揭揚し國旗の揭揚降下に際しては職員、實習夫一同整列し最敬禮裡に行ひ國旗の下に働くと云ふ事は國家觀念の養成、精神修養の目的達成には偉大なる力のある事を信じ第二囘の訓練より之を實施致し度き豫定である。

四、農林省では農村苦境切拔策として農村の中堅人物たるべき者の養成を痛感し、所謂「農民道場」を全國十二ヶ所卽ち岩手、福島、秋田、群馬、千葉、長崎、富山、香川、長野、宮崎、茨城山口等の各縣に設け九年度には助成金十萬圓を計上し着々其計劃の實現を進めて居るのである。これは當岩手縣の六原道場や茨城縣の國民高等學校等の農民私塾が素晴しい成績を擧げて居る事實と滿蒙獨立問題等に絡み、更に一般社會の必然的要求より生れ出たものと思ふ。

曩には（昭和八年四月）文部省に於て第一（盛岡高等農林學校）第二（三重高等農林學校）第三（宮崎高等農林學校）の拓殖訓練所を設け、第一、第二の訓練所は主に滿蒙方面、第三訓練所は南洋方面の海外へ活躍せんとする青年を養成しつゝあるのである。

第一拓殖訓練の實狀を見るにスパルタ式で艱苦欠乏に堪へしめ勤勉力行の仕込であつて當所の實習夫に對しても非常に訓へらるる點が多いのである。

其他當市外には日本有數の小岩井農場あり四圍の環境よりして當所の農業訓練も決して無意味のものでない事を信ずるものである。

只玆に一考を要すべき點は釋放者の行く手である。實習夫選定の始めに於ては勿論、鄕土に歸り農業に從事すべき者を選んで居るが然し之は永久的萬全の方策ではない。中には次男三男の者もあり長男と雖海外への雄飛を志す者なきにしもあらずである。勿論突飛な空想を彼等に强ふるものではないが積極的に農業訓練の目的を達成せんにはどうしてもこの海外發展に迄伸びなければならぬと思ふ。

木工や印刷工其他の釋放者並老年受刑者の前途と同一視されない事情に在る事は識者の御判斷にまかせ今後の農業釋放者特に少年の保護就職等に關しては深甚の研究を要すべき事を痛感して擱筆する所である。（一九三四、五、八）

動物の愛情

上野動物園長　古賀忠道

本文は上野動物園長古賀忠道氏の茶話會における講演筆記です。間違ひがあつたら記者の責任です。

(一)

動物も生き物である以上やはり愛情はある。勿論人間のやうに洗練された高級のものではないが、いはゆる動物的本能としての愛情はいろ〳〵な場合にいろいろな形であらはれる。喜ぶこともあり、怒ることもあり、悲しむこともあれば泣くこともある。私共は平常動物をあつかつてゐて、思はずほろりとしたり、吃と身がまへたり、又抱きたい程可愛くなることがある。以下それ等の動物の愛情の表現について少しく述べて見やうと思ふ。

動物の愛情の表現は、次の四つの場合について考へられる。即ち第一は親子の愛情である。人間でいへば父性愛とか母性愛とかいふものである。親が子を愛し子が親になつくことは動物とて人間とかはりがない。第二は同胞愛である。即ち仲間同志の愛である。動物だから雌雄愛といふべき情である。動物によつては非常にこまやかである。第四は他の動物若くは人間に對する感情である。動物を取扱つてゐて問題とするのは主としてこの問題である。いはゆる犬猿の仲といふやうに犬と猿とは非常に仲の悪いものとされてゐる。又人間に對しても、よくなつく動物となつかぬ動物とがある。動物の愛情といへば先づ以上の四つの場合について觀察する必要がある。

第一の親子の愛、これは誰にも燒野の雉夜の鶴などゝいつて、少し進歩した動物ならば、自分の子を愛し育むことにかはりはない。例へば猿についていへば、動物園には赤毛猿、日本猿等いろ〳〵の種類の猿がゐるが、時々仔が生れる。猿は御承知の通り哺乳動物であるから、仔は母乳を吸つて大きくなる。そこで生れた仔はすぐに母猿の腹にくつついて、チユッ〳〵と乳を吸ひ出す。母の方でもしつかりと仔を抱いてゐる。しかし見た眼では親が仔を抱くといふよりも、仔が親の腹にしがみついてゐるといふ感じである。それ程しつかりと親子は抱き合つてゐる。普通親は仔を抱いたまゝ歩き廻つてゐる。だから親猿としては立廻りにどうしても不自由を感ずる。手足を伸ばして十二分に活動することが出來ない。けれども仲間と喧嘩でも始めたときは、二

間位は仔を抱いたまゝ飛びまはる。仔を持つ親は相當勇敢なものだが猿も同樣である。やはり母性愛の現れである。赤毛猿などはかうして二ヶ月半か三ヶ月位は仔を抱いてゐる。その期間がすぎると、仔は親の腹から離れて、チヨイ〳〵近間を歩き出さうとする。が、親猿はすぐそれを引き戻して來る。決して仔を遠くへはやらないのである。仔が歩き出してゐるときでも、常に注意と監視を怠らない。例へば仔が傍に遊んでゐて、その時フト何か向ふにヘンなものでも見付けると、親猿は逸早く仔を手元、ではない腹元へ引き寄せる。そして危險を感ずれば仔を抱へて逃げ出す。時とすると、餘りあはてゝ、仔を逆に抱いて飛び出すといふやうな滑稽なこともある。一切の警報や危險から親猿はかうして仔をかばひ、時としては身を以て防ぐのである。そこに猿の母性愛を見るとが出來ると思ふ。

動物園にはアフリカ産のマントヒヽがゐる。いはゆるヒヽである。それが今年の四月二十四日に仔を生んだ。マントヒヽは勿論猿類で雄の方は灰色の長い毛が身體一面に生えて、高さが三尺もあらうか性頗る獰猛である。元來仔の生れたときが普通であるが、マントヒヽは雄自身に非常に用心深くなり、寸時も仔から注意を放たぬやうに見えた。見知つたものでも未知のものでも、一寸でも側に寄つて來ると齒をむいて怒る。生れた日だけは觀客にも見せずに仔を寢部屋に入れて、戸を外から閉め切つておいたが、閉めるときでも、內から戸をゴト〳〵動しては一しきりに怒つてゐる。そして雌が抱きかゝえてゐる仔を、直接自分の手でかばつてゐる。仔を脅かす敵に對してはすぐにも飛びかゝらん樣子を見せてゐる。マントヒヽの父性愛は相當なものである。從來の經驗で見ると、他の猿にはかやうなことはない。他の猿には母性愛こそ例外なく見られるが父性愛は稀薄である。それがマントヒヽの場合には、雄が雌にも劣らず仔に對してかくも異常な關心を有つのである。獰猛なやつであるだけに、その點餘計に興味が有たれるのである。

(二)

動物が仔を育てる場合の狀態はいろいろな書物にも書いてあるが、ライオンの場合などは最もいゝ例であらう。動物園では新聞にも出てゐるやうに毎年ライオンの仔が生れる。去年は二腹六頭生れたし、今年もまだ何頭か判明せぬが、產室內に現に生れてゐる。ライオンが仔を生むときは特に產室を作つてやる。產室は成るべく暗くしておく。それは母親のライオンの氣を落付かせるためである。さうしないと、どうかして母親が身に危險を感ずるやうなことがあると、發作的に仔を食つてしまふことがある。現に動物園でもさうした經驗がある。尤もこれはライオンとしても仔を食はうといふ了見があつてのことではない。了見がないどころか、仔を危險から避けさせやうと、自分の口に仔を咬へて隱れ場所を探し步

くつもりなのであらうが、生れたばかりの仔のことだから、さうしてゐる中に死んでしまう。そこでその死兒を食つてしまふのである。時とすると、何の跡方もないまでに奇れいさつぱりと食つてしまう。當然なことだが雌が仔を生むと、平常とはすつかり態度がちがつて來る。例へば餌をやる場合など、平常ならば空腹を感じてる折柄ではあり、喜んで向ふの方から近寄つて來る。待つてました、といつた風である。それが仔を生んだ直後には、がらりと樣子が變つて、人間の近寄るのを極度に警戒するやうになる。ライオンだつて平常世話をしたり餌をやつたりする人はよく見知つてゐて、何處かなつかしさうな風を見せるものであるが、さうした人間に對しても、仔持のライオンは非常に警戒する。口を少しひろげ、妙にしかめつ面をして、寄つて來ると承知しないぞ、といふやうな態度をとる。まさかすぐ飛びかゝつても來ないが何となくさうした氣配を見せる。餌をやつてもすぐには食はない。萬事がイヤに用心深くなる。日頃の親しみのある態度が全くなくなつて來る。だから仔を見なくとも、仔持のライオンは一目でそれと判る。恐らくライオンとしては、この人間からひよつとしたら危害を加へられはすまいか、仔を奪はれはすまいか、といふ警戒心が、自づと起きて來るのであらうと思ふ。これは親としての本能であらうが、又親の愛情の現れでもあらう。仔を生むと約一ヶ月（普通は二十八日間）は母子共に絶對に產室から出さない。しかし二十五日經つと、仔も相當に脚が強くなり、外へ出やう〳〵とする。だが、親は常に目を放さずにゐて、すぐに連れ戻さうとかゝる。前にいつた猿とその點同樣である。暗室にゐる間、仔は母乳を呑んで育つて行く。その間も、親は仔の身體中を嘗めまはしてゐる。犬が仔を育てる場合もさうするが、ライオンも同樣である。盲目的ながら母親の愛情は自然に天理にかなつてゐるものといへやう。又一ヶ月間は私共としても、絶對に暗室の中を覗かぬことにしてゐる。一寸でも覗くと親が心配し、狼狽して、前述のやうに嘗めとつてやる。だから仔の身體はいつも清潔である。私共としても一ヶ月間といふものは全然暗室の中を掃除しないし、その間仔の方は無論大小便垂れ流しといふわけだから、暗室の中は非常に汚れてゐるわけだが、不思議と仔の身體はきれいである。感心なことには母親は、その間暗室の中では決して大小便をしない、必ず次の部屋へ行つてやる。親が仔の身體を嘗めるのは仔の身體を清潔に保つためには相違ないが、どうかすると、仔が餌の工合ひで糞詰りをすることがある。さうした場合尻のあたりを嘗めさすつてやると通じがつく。何か刺戟がないと排泄作用がうまく行かぬらしいので、その意味で嘗めてやるのでもあらうか、とにかく仔の身體はいつもきれいである。盲目的ながら母親の愛情は自然に天

仔を噛み殺すといふやうな恐れがないとはいへない。お產といふものは、人間と同じく動物にとつても非常に大切な時期である。世話をするにも平常に倍した注意を必要とする。動物園ではライオンが仔を產む場合、雄は雌から離して次ぎの部屋へ入れることにしてゐる。だから雄の仔に對する愛情がどんなものか、マントヒヽの場合のやうに判然とはわからないが、どうかして仔が次の雄親の部屋へ紛れ込んで行くことがあつても、雄は決してその仔を噛み殺すといふやうなことがない、それを見ると雄もやはり仔に對して或程度の愛情を有つてゐるのではないかと思はれる。同じ肉食獸でも小さいものは別であるが、ライオンのやうな猛獸となると、どうしても一ヶ月は全く暗室ぐらしをしなければならない。そして一ヶ月經つと仔はチヨロ〳〵歩み出して來る。もうその時分になると親の方でも構はずに放つておく。親自身も氣欝なところから外へ出たくもあらうし、又もう放つておいても、大丈夫危險なことはあるまいとの安心も出て來てのことであらう。從つて人間が近寄つて來ても、もう餘り驚かない、一應警戒を解いた形である。親の愛情が一意專心に仔に注がれるのは、ライオンの場合では一ヶ月間であるが、それからは仔は少年となつて、そろそろ自分一人の道を行くことになる。

（三）

右は哺乳類の場合であるが、鳥類でもやはり同樣のことがある。例へば鶴（丹頂）は普通卵を二つづゝ生む。その卵を取り去ればすぐ續けて又二つ生むが、最初二つ生むと、雌は早速それを溫めにかゝる。面白いことには雌が卵の上に坐ると、雄も亦すぐ雌の側に坐つてぢつとしてゐる。それ故に鶴は雌雄共同で卵を溫める形になるのである。卵の在る場所に、凡そ雌雄揃つてゐないといふことはない。文字通りいかにも兩親といふ感じが出てゐる。かくして三十日乃至三十五日位で卵を孵化する。鶴はまた兩親で育てる。子を持つと親は大へんに氣が荒くなる。平常なら人が行けば逃げて行くのが、子持の鶴だと人間に立向つて來る、嘴でつゝつく。空手ではちよと危險な位である。危險から子を護らう〳〵とそればかりに一緒懸命である。鶴は子を養ふのに初めは鰌を與へるが、鰌は必ず千切つてやる。先づ親が鰌の頭を咬へて強く振る、すると鰌は死ぬ。そいつを更に強く數回振つて一部分を千切つて與へるのである。それが誤つて地上に落ちて砂まぶれにでもなると、水で一度よく洗つてから與へる。鳥ながらその邊なか〳〵氣をつかつてゐるのである。少くも一ヶ月間位は、子は自分で餌をとらない。必ず親が一度ついばんだのを貰つて食べる。さうでないものは絶對に口にしない。鶴の卵は三月の下旬からかけて六月頃までが孵化の時期である。從つてこの時期になると、雌雄共に氣が荒くなる。二月末から三月頃、雌雄互に羽をひろげてダンスを

はじめる。そして何でもないことに非常にはしやぎ廻る。殆んど氣でも狂つたのではないかと思はるゝ程である。その狀態が卽ち氣の荒くなる先觸れで、子が生れると極度に猛烈になる。世話をするものもその時期には餘程注意しないと危い。雌雄共同で子を育てるといふところに、鶴の母性愛のみでなく、父性愛の著しい特徴を見る。

第二には仲間同志の愛情である。動物の共同生活においてそれが見られる。團結力とか共同防衞力とかの形において現はれる。例へば動物園の猿は、赤毛猿、日本猿、尾長猿等各種類のものが一つ檻の中に入つてゐるが、互によく一致團結して、共同生活を營んでゐる。しかしさうさせるためには、當初各種類の猿を、二十匹なり三十匹なり、同時に一つ檻に投り込んでおかなければならない。同時に投り込むと、初めは一寸樣子がヘンで時には喧嘩もやるが、三日も經つと顏馴染となつて、仲のよい一つのグループを形づくる。そしてよく一致團結して外敵にあたる。偶々その中へ他の猿でも入れると、自分等の仲間でないといふので、共同してその新しい侵入者をいぢめにかゝる。だから、一群の猿を一つ檻の中に入れやうといふ場合に、二度三度と分割して入れると、とても猛烈な大喧嘩が持ち上る。前の連中と後の連中とが互に組を作つて爭ふのである。といふよりも前の連中には自ら親分のやうなものが出來る。雄大で腕力の强いやつがいつの間にか親分にたてまつられる。親分に對しては他の猿は絶對に服從する。いかなる場合でも親分の指揮に反くといふことはない。例へば私共が餌をやる場合に、親分以外の下つ端の猿の方へ餌を投つてやると、その猿はすぐ餌へは取り付かずに、一度親分の顏をチラと偸み見る。親分の顏色を見て、御機嫌が惡いと見ると、いかなる好物でも知らん顏をしてゐる。親分の許しがなければ決して手に取らうとしないのである。その場合に親分が旋毛を曲げて人間に立向ふやうなことでもあると、全部の猿が人間に立向つて來る。そんなわけで、一寸したことでも親分の顏色を氣にし、親分の了見一つで、何事もしないし、又何事もする。だから、新しき闖入者に對しては、親分の命令一下一同猛然として食つてかゝるのである。親分のある組は統制がとれてゐるだけになか〳〵强い。例へば十匹の組の中へ、一二匹を投り込むと、相當强いやつでも大ていその日の中に食ひ殺されてしまう。

猿の武器は牙である。赤毛猿や日本猿の雄となると、牙の長さが一寸以上もあつて、相當に鋭い。そいつでもつて背中でもひつかくと、一尺位はわけもなく裂けてしまう。猿とはいつても決して馬鹿にはならない。一騎打なら相當自信のある腕自慢の猿でも、各自にさうした武器を有つてゐる大ぜいのものに取り卷かれてはたまつたものではない。多くの場合身に大傷を負はされてその日の中にまゐつてしまふのである。それは一群の猿の中へ、同じ仲間の猿を入れた場合であるが、他の種類の動物を入れると場面が又面白くなる。例へば猿の檻の中に山羊を入れたとする。すると今が今まで猿同志で喧嘩をしてたのをピタリと止めて、この異種族の闖入者に向つて、共同して攻勢に出る。山羊は弱い動物であるが、猿から見れば相當圖體が大きいので、十分用心してかゝるのであらう、一間程離れて山羊を取り卷いてキッ〳〵と無性にさわぎ立てる、しかし流石にひとりで名乘りを上げて、食つてかゝる程の勇氣もないらしい。いはゆる兄弟牆にせめぐものゝで、仲間同志に喧嘩するのは外敵のないときのことで、イザ外敵を防ぐ、といふことになると、猿は猿仲間で固く一致團結するところが面白い。この邊に仲間同志の愛情がうかゞはれると思ふ。例を猿にとつたが必ずしも猿ばかりではない。多くの動物にそれを見る。

（四）

次には夫婦の愛情である。動物には一夫一婦主義と一夫多妻主義とがある。猿類の中にも双方がある。一夫多妻といつても猿と來るとヒドイので、例の親分が雌をみな獨占してしまふのである。亭主となり得るものは親分だけといふのだから手酷しい。雌猿は他に雄猿がゐてもてゐる。雄の方でも又決して雌に手出しをしない。親分の持物に手をつけては一大事といふのであらう。それは赤毛猿等の話で、一夫多妻主義の例であるが、同じ猿類でもマントヒヽとなると完全に一夫一婦主義の模範を示してゐる。マントヒヽにとつては他に增花といふやうなものは絶對にない。夫婦は偕老同穴を契つてゐるらしい。外國の動物園では、マンキーヒルといふやうなものを作つて、その丘に數十頭のマントヒヽを入れておくところがあるが、必ずその一婦の結婚制度が成り立つ。而も夫婦はつてしまふのである。それは一群の猿の中へ、同じ仲間の猿を入れた場合であるが、他の種類の動物を入れると場面が又面白くなる。例へば猿の檻の中に山羊を入れたとする。すると今が今まで猿同志で喧嘩をしてたのをピタリと止めて、この異種族の闖入者に向つて、共同して攻勢に出る。山羊は弱い動物であるが、猿から見れば相當圖體が大きいので、十分用心してかゝるのであらう、一間程離れて山羊を取り卷いてキッ〳〵と無性にさわぎ立てる、しかし流石にひとりで名乘りを上げて、食つてかゝる程の勇氣もないらしい。いはゆる兄弟牆にせめぐものゝで、仲間同志に喧嘩するのは外敵のないときのことで、イザ外敵を防ぐ、といふことになると、猿は猿仲間で固く一致團結するところが面白い。この邊に仲間同志の愛情がうかゞはれると思ふ。例を猿にとつたが必ずしも猿ばかりではない。多くの動物にそれを見る。

次には夫婦の愛情である。動物には一夫一婦主義と一夫多妻主義とがある。猿類の中にも双方がある。一夫多妻といつても猿と來るとヒドイので、例の親分が雌をみな獨占してしまふのである。亭主となり得るものは親分だけといふのだから手酷しい。雌猿は他に雄猿がゐてもてゐる。雄の方でも又決して雌に手出しをしない。親分の持物に手をつけては一大事といふのであらう。それは赤毛猿等の話で、一夫多妻主義の例であるが、同じ猿類でもマントヒヽとなると完全に一夫一婦主義の模範を示してゐる。マントヒヽにとつては他に增花といふやうなものは絶對にない。夫婦は偕老同穴を契つてゐるらしい。外國の動物園では、マンキーヒルといふやうなものを作つて、その丘に數十頭のマントヒヽを入れておくところがあるが、必ずその一婦の結婚制度が成り立つ。而も夫婦は何處へ行くにもくつついてゐて離れない。その夫婦仲のいゝこと、おしどりと同じく人間社會の御手本としてもいゝ位である。上野動物園のマントヒヽも、無論同じことである。雄の行くところに雌がくつついて行く。さうしないと雄が怒り出す。或はこれは雄の嫉妬で、愛情といふのと多少違ふかもしれぬが、しかし愛情でないとはいへない。マントヒヽは時とすると人間が近寄つて行つてもやきもちを燒いて、向つて來るやうな樣子をする。雌がもし、雄の後について行かずに知らぬ顏などしてゐると、雌をいぢめにかゝる。雄は「グウ〳〵」といつて頭をふつて雌を呼ぶ、それでも雌が行かぬと雄は怒つて女房をいぢめるのである。それが怖さにいつも一緒にくつついてゐるのかもしれぬ。しかし結局は愛情が原因となつてゐるものと思ふ。もし人間が雌に向つて石など投げでもすると、雄は大に怒つて、金網に取りつき、今にもつかみかゝらんずる氣配を見せる。その人間

がそこを離れぬ間はいつまでも怒りつゞけてゐる。人間が見えなくなると靜まるが、一寸かくれて再び姿をあらはすと又怒り出す。不思議によく顏を覺えてゐる。やきもちだとしても、女房をかばひ女房のために外敵に當らうとするその心根は買つてやらずばなるまい。

哺乳動物ばかりではない、鳥類にも勿論夫婦愛はある。いつぞや動物園で尾長といふ鳥を飼つた。大體鳥類でもカサヽギ、カケスなどいふ鳥類は非常に馴れやすいものであるが、この尾長もよく人に馴れる。ある時一羽だけ取り出し、籠の隣接してゐる事務所の窓のところにおき餌などやつてゐるが、すつかり人馴れしてしまつて、決して外へ飛び出さうとしない。窓をつツついては餌の催促などをする。だが、餌をやつたからとて自分で食ふわけではない。最初ちよつとばかり口をつけるが、後はそれをついばんで、隣りの籠の傍に行き、網の目から嘴を出して他の仲間のものにくれてやる樣子である。せんべいのかけら、パン屑など、投げ與へられた餌といふ餌はみなさうして隣へ運んで行くのである。それも見てゐると、どの鳥にも與へるといふのではない、必ずある一羽の鳥にきまつてゐる。他にも四五羽の鳥がゐたが、それ等に對しては知らん顏をしてゐる。餌をやる鳥はチヤンときまつてゐるのである。それもその筈、その鳥は自分の女房なのである。二羽のものは番ひだつたのである。かやうに互に網で隔てられながらも好餌を得れば自分は食はずに先づ連れ合ひにわけてやるといふところに尾長の夫婦愛の現れを見るのである。かうした例は一番手近なところでは雄鷄に見るが、小鳥でもやはりさうである。動物園ではツグミなどがよく雌に餌を運んでゐるのを見る。セキセイ、カナリア等も同じやうなことをやる。小鳥だけにその夫婦愛はいかにも愛くるしい。言ひ殘したが前にいつたマントヒヽ、動物園に以前にゐた番ひのマントヒヽだが、どうした加減だつたか雌が流産して身體の工合が悪くなつたので他の檻に移したことがある。すると雄が大きに怒り出して、雌のゐる方角をきツと睨みつけて、犬のやうな啼聲で吼え立てる。雌は間もなく死んでしまつたが、雄は一週間ばかりは無性にたけり立つてゐたが、それ以後はとても悄れてしまつた。しきりと雌を探してゐるやうな樣子を見せてゐたが、三週間程經つとこれも女房の後を追つて死んでしまつた。肝臟結核で死んだといふことになつてゐるが、死ぬ程の病氣ではない。恐らく連れ合ひが死んだので、急に氣落ちしてしまつたといふ精神的原因も大いに働いてゐることゝ思ふ。かやうに雌が死んで雄が弱るといふ例は他にもいくらもある。その場合、性的關係がどれだけ働いてゐるか、働いてゐるにしてもその程度はよく判らない。或は友達が急にゐなくなつて、淋しがつて氣病みになるのかもしれない。だがその間、夫婦の愛情が原因でないとはいへない。さうした樣子を

見ると動物ながらいぢらしいものである。一昨年であつたか、海軍の練習生から濠洲御土産としてタスマニア産のウオンバットの番ひを貰つたことがある。動物園に飼つて、雌雄仲よく暮してゐたがその中雌の方が病氣になり死んでしまつた。すると雄も急に元氣がなくなり、いかにも物思はしげにぼんやりしてゐる。元來この動物は穴居生活をしてゐるのでいつも土ばかり掘つてゐるのだが、それもやらないでしよんぼりうづくまつてゐる。そして間もなくその雄も死んでしまつた。異鄕の空でたつたひとりの連れ合ひになくなられて見れば、それも無理からぬやうに思はれる。

（五）

次には他の動物に對する態度と人間に對する態度である。動物園でもいろ〳〵種類のちがつた動物が一緒にゐる。すつかり折り合つてゐるものもあれば、うまく折り合へぬのもある。よく世間でいふ蛇と鼠、蛇と蛙、これは一緒にならぬものである。蛇に見込まれた蛙、などゝいつて、鼠や蛙は普通に蛇の餌食となる。しかしどうかするとこの敵同志が一緒にゐることがある。私共にはどうもその理由がはつきりしないが。試に青大將の檻に白鼠を投り込んでやる。普通には蛇はすぐ飛びついてそれを呑み込んでしまう。しかしどうかしたバツで、すぐには食はぬことがある。さうして一つ食ひそびれると何日經つても食はない。例へば最初鼠を呑み込まふとして、一寸ヘマをやつて、鼠に頭か何かをひつかゝれることがある。すると出鼻を挫かれた形で蛇の方でも引つ込んでしまう。そんなことがあると、蛇は全然その鼠を呑み込まふとはしない。鼠を取り換へてやらない限り、どうしても食はうとしないのである。蛙は蛇の餌食になるので本來敵同志なわけだが、そんな工合で一緒にゐることもある。敵同志でも馴れて來れば一緒にゐる。馴れた犬は自分ンとこの鷄をとらない。仲よく遊んでゐる。そこに一種の愛情が湧くものと見てよからう。

昨年の五月、動物園で、園内で生れた各種類の動物の仔を一緒に集めて、共同生活をやらせたことがある。ライオンの仔が三頭、猪の仔が三頭、狐の仔三頭、北海道の羆の仔一頭を一つ檻の中に入れておいたのである。これ等の各種の動物の仔が、果していつまで仲よくくらせるものか、それを試驗しやうがためである。いかな猛獸でも子供の中は可愛い、音なしいものである。人間に對しても歯向はないし、動物同志とも仲よく遊ぶ。だがさうして一緒にして見て、やはり一番仲がよいのは同類である。ライオンの仔はライオンの仔と一番仲よく遊ぶ。次に羆の仔がライオンと仲がいゝ。時々互に取組み合つたりしてふざけてゐる。眞劍に噛み付いたり爪を立てたりするやうなことは決してしない。しかしライオンや羆の仔は、猪の仔とは餘り遊ばない。それといふのがライオンや羆は肉食獸であるが、猪は雜食獸で、多く植物性の食

物をとる。つまり肉食獣と草食獣とは本來ソリが合はぬものらしい。子供のくせに仲のよい友達にはなり切れぬものらしい。ライオンと熊の仔とは、抱きついたり寢ころんだりしてふざけてゐるが、猪の仔とはそんな眞似はしない。互に高い所へ飛びついたり、駈けつこをしたりする位のものである。時たまライオンの仔が猪の仔に抱きついたりすることがあつても、猪の仔は、多分勝手がちがふためであらう、しきりに逃げやうともがく。ライオンの仔と猪の仔とでは遊ぶ樣式もちがふのだが、又何程かの危險を感ずるのでもあらう。ライオンの仔はどうかすると人間の肩などにも一寸噛みつくことがある。しかし危害の意志はないのであるから、放つておけばすぐ離してしまう。あはてゝこつちが肩を引くとぐツと齒を立てるのである。猪の仔はそんなことは知らないから、何かしら恐ろしくて身をもがいて逃げやうとするのである。そこでどうかすると傷を受けることがある。そんなわけで類の近いものはいゝが食物のちがふ異類のものは三ヶ月も經つととても一緒にはおけない。だから現在では猪は別にしてライオンと熊だけを同棲させてゐる。ライオンと熊なら半年經つても抱きついたり何かしてじやれ遊んでゐる。鹿でも山羊でも猪と同じく草食動物であるから、猛獸の仔と一緒におくことは出來ないのである。動物の個性、といふか持つて生れた性質は爭はれないものである。

次には動物の人間に對する態度である。ライオンが仔を生んだときに、その一頭を別にして人工營養をやり、牛乳で育てやうと試みたがこれは全く失敗した。どうもうまく行かない。そこで十日ばかり經つてから犬——ブルドッグの雌に育てさせて見た。この犬は丁度ライオンが生れると同時に仔を生んで乳が豐富だつたのである。犬の仔を他の犬に育てさせることはよくあるが、ライオンの仔を犬につけるは始めての經驗である。食ひ殺す恐れがあるので、ブルドッグの口と足とをしつかり縛りつけておいて、乳を吸はせやうとした。が犬はライオンの仔を見て猛烈に吼り出した。最初の一回は無理にも乳を呑ませたが、次回は吼りに吼つてライオンの仔に食ひつかうとする氣配を示す。仕方がないので犬を取り換へて見た。その犬はこれまでに他の犬の仔を育てたこともあるし、又猫にも一向驚かぬといふ觸込みだつたので取り換へて見たのだ。成程ライオンの仔を見ても更に驚かない。物馴れた樣子である。それでも用心して最初の二ヶ月間は、食ひつけぬやうに犬の口をしつかり縛つて乳を呑ましてゐたが、約三ヶ月も經つた頃には、全くその心配がなくなつてしまつた。親子らしい關係になつて來た。それでも、犬が母として仔を育てる場合には、仔の身體を嘗めまはして不淸潔物を拭ひとつてやるものだがその狀態になるまでには約十ヶ月はかゝつた。十ヶ月經つと、兩者の間に全然母子の愛情が出て來た。そのライオンの仔も今では大ぶんに大きくなつて來た。私共も犬の乳をのましてゐる間は、少しの油斷もせずに、

傍についてゐたわけである。ライオンの方でも人間をちつとも怖がらない。一年後には丈が二尺五寸位になつて、大體大きな犬位にはなつた。よく人馴れして、私共が入つて行くと、喜んで飛びついて來て、じやれまはる。御互に危害を感ずるといふやうな觀念は少しもなく、非常に可愛いものである。去年の十二月に、大阪の甲子園に送つてしまつたが、私が本年の二月初め大阪に行き、甲子園を訪れたとき、二ヶ月も經つてゐるのにそのライオンの仔は私の顏を見覺えてゐて、聲をかけるや否や私に飛びついて來た程である。子供の中から手鹽にかけると、猛獸の仔でもかくも人間になついて、危害を加へやうとしないばかりか、嬉しがつてじやれまはるのである。もう一頭の仔は今動物園に殘つてゐるが、今年で丁度三年目、滿二年に近い。背も三尺位はあり親獅子と同じ位ある。たて髮なども立派に伸びてゐる。これがやはり人間によく馴れてゐて、私が數間の距離に近寄つて行くと、目敏く見つけて、柵のところに飛びついて來る。決して爪を出さうとしない。いかにも嬉しげな樣子で、私の傍を離れやうとしない。かうなると猛獸の仔でも人間の子と同じやうなもので實に可愛くなる。生みの親より育ての親といつた感じである。

育てゝやれば人間になづくのはライオンには限らぬが、しかし動物により種類によつて馴れ工合ひがちがふ。同じ猿でも種類によつてよく馴れるのと左樣でないのとがある。だが、何れにしても動物をして人間に對し惡意を持たせないためには、育つて行く間その動物に對して少しでもイヤなといふ思ひをさせぬことが最も必要な條件である。要するに何かにつけて、よく可愛がつてやらねばならぬのである。惡意はなくとも一寸した不注意や何かで、動物にイヤな思ひを一度でもさせると、以來その人間に對して敵意を挾むといふやうなことがしば〳〵ある。一昨年の春であつたが、山から捕つて來たといふ猪の仔をもらつたことがある。非常に音なしい仔で、檻に入れると尻尾をふつて人なつこい樣子を見せてゐたが、元來猪といふものは鼻の先きで土をほじくり廻す癖がある。從つて鼻の先きはいつも汚ない。そこへ人間が入つて行つて餌をやるわけだが、ある日のこと世話するものが入つて行くと、猪先生その土だらけの鼻先きをその人の身體にすりつけたものである。實は餌をもらふので嬉しくつてすり付けたのであるが、しかし人間の方ではいかにも汚ならしいので、手でポンとそれをはね退けたのである。それがひどく奴さんの氣に障つたものと見えて、それ以來その人にだけは敵意を以て立向つて來る。鼻で突つつきかゝつて來るのである。いつまで經つてもその人にだけは親しみを見せない。人間から見れば何でもないことでも、動物には妙に强い印象を與へるものらしく思へる。人間と同じく動物も、小供の間は遊び好きで、遊び友達といふものが必要である。遊び友達がないと、淋しがつて伸び〳〵と育たないやうに思へる。猿の仔などでも一頭だけ飼ふのは感心しない。

二頭以上一緒にしておきたい。二頭以上一緒に飼へぬ場合には、高等動物ならば人間が相手になつて一緒に遊んでやるがいゝ。南洋産の猩々などを飼ふ場合には特にその必要がある。猩々の仔などがひとりきりでゐると非常に人間を戀しがる。つまりは友達がほしいのである。檻の中にゐても容易に人間の側を離れやうとせぬ。ひとり放つておいて來るといかにも悲しさうな樣子をする。時としては子供のやうに駄々をこねて泣き出すことさへある。高等動物になる程その傾向が著しいやうである。現在動物園には猩々のやうな類人猿は一頭もゐないが、もしそれを飼ふやうな場合には、勿論餌や日當り等も十分考慮してやらねばならぬがそれにもまして、遊び友達といふことを考へてやらねばならない。さうでないと一種の孤獨感から精神的に打撃をうけて弱ることがある。しかし動物にも各個性といふやうなものがあつて、馴れ方も一樣ではない。狐の仔を三頭、みな雌だが二十八日間親につけた後に、箱も餌も取扱ひもすつかり同じにして育てゝ見たが人間に對する態度はみなちがう。一匹はよく馴れてゐるが一匹はどうしても馴れて來ない。抱かうとすると食ひつく。三匹ともそれ〴〵ちがう。

（六）

去年わが國にドイツの猛獸使ひが來て興行して行つたが、あれなど如何にも馴れ切つたものだが、しかしあれだけ馴れた虎を數頭集めるためには相當多數の中から性質のよいものを選擇する必要があつたらうと思ふ。虎使ひだとて、どの虎でも自由に馴らし切れるものではあるまい。虎の個性といふものが餘程關係あることである。要するに猛獸も馴らしさへすれば人間になつく、がそれには人間の方でも、氣長に辛抱強く、且つよく可愛がつてやらねばならない。取扱ひについてはいろ〳〵細かい注意が要る。相手の個性をよく理解してかゝらねばならない。動物は口こそきかないが、心の中ではかうも考へてゐるだらう、と想像されることがある。餌などやる場合でも、人間に特に功利的な感情がうごいてゐるとそれがすぐ向ふに響くものか妙に馴れない場合がある。人間の方では氣が附かずにゐても、相手の動物から見れば、人間は無理なことをする、と思ふ場合も多々あるだらう。又その反對の場合もある。要するに人間本位でなく動物本位で、相手の立場を考へてやる必要がある。人間が人間に對してもさうであらうが、動物に對しては特にさうである。動物の性質と嗜好とを十分に呑み込んで、その上に心からの愛をもつて養つてやれば、大がいの動物は馴れて來る。動物とても人間に對して愛情を持ち得るのである。犬や馬などは無論であるが猛獸とても同樣である。

右動物の愛情の四つの場合について述べたが、動物にも愛情は本能的にあることが判る。人間同志と同じく動物同志をつなぐものは結局愛である。愛を以て愛に酬いるのである。人間と動物との間も亦然りである。



讀者の頁

◎故東郷平八郎閣下の御靈を遙拜して

札幌刑務所　來生忠次

大君の杖とたのみし元帥のとこよに神となり給ひつる
さかえゆく御代の光も元帥のたてしいさをによるべかりけり
元帥の世に在しまさば憂からじと思ひしことの多くやあるらん
元帥がほめにしこれのリリー花まつやたむけんおくつきの前
御いくさのまもりの神とたゝへつゝ仰がぬひとぞあらざりにけり

◎行刑累進處遇令の最上級者と新聞紙及時事の論說を記載したるものに就て

武藏内田生

今や行刑に於ける應報刑思想の衰微は漸次目的刑主義の擡頭となり、目的刑思想の擡頭は累進處遇の必要缺くべからざるものなるを悟らしめ、遂に昨年十月二十五日司法省令第三十五號を以て行刑累進處遇令の發布を見愈々本年一月一日より實施されるの運びに至りたり。

抑々累進處遇令とは如何なる內容のものなるやに就ては同令第一條に「……受刑者ヲシテ漸次社會生活ニ適應セシムルヲ以テ目的トス」とあるにより、自ら明かなり。之が爲從來の監獄法施行規則に比し本令の最上級者の受くる處遇は極度に緩和され隔世の感あり。卽ち普通衣の着用、構內遊步、集團散步、居房に施錠せざること、交談の許可、集會、檢身及居房搜檢の省略等々數へ來れば枚擧に遑あらず。然り累進處遇による最上級者の受くる處遇は可及的社會の實生活に近からしめざるべからざるものなればなり。

斯くの如き狀態なるに不拘、猶且つ何が故に第一級者に對し前號と略ぼ同じ機能を有する新聞紙及時事の論說を記載したるものゝ閱讀を許さざるや。私は之を疑ふ。或は行刑は密行主義にして社會と隔離するが目的の一なるを盾にし、或は規律を紊す處ありとし將又敎化に障碍を來すと云ふが如き理由の下に許さざるものとせば、私は速に第一級者に對しての み之が許可せられん事を願ふものなり。

卽ち行刑の社會的隔離は犯人を拘禁し居れば社會人は現實に害を加へらるゝ處れなく、良民の心情を害する事もなきものなれば之を許すも社會は何等痛痒を感ぜざるものなり。又之を許すに於ては自ら規律紊るゝも事實上第一級者は社會生活の試驗時代と云ふも過言に非ざるものなり。斯くの如く社會人に比し

得るものを信じ、以て監視の責任を負はしめたる上に於て閲讀せしむるは何等弊害なきものと思料す。加之、假初にも規律に違ひたるを發見するに於ては爾後其の點に全力を集注し矯正に努むるの便を有す。反之、之を許さゞるの時は右の如き心情を有するを發見する能はず、假に假釋放するとせんか再犯は火を睹るより明かなり。

新聞紙及時事の論說を記載したるものゝ閲讀禁止は大略以上の如き理由に基くものならんも、他面前述の如く利する處大なるあり、加ふるに累進處遇令の所謂社會生活に適應せしむるには社會の實情を知悉せしむるが其の第一要件ならん。然して社會の實情を知悉せしむるには新聞紙及時事の論說を記載したるものを措て他に求め得べくもあらず。故に社會人に伍する資格を與へんには在所中より之等を通じて社會の雰圍氣に浸らしめざるべからず。

行刑累進處遇令の施行せらるゝに及び叙上の如く害あつて利なき現行新聞紙及時事の論說を記載したるものゝ閲讀禁止を上級者に限り解かれん事を。

◎不定期刑及刑名單一への要望

高知　今井比佐義

刑罰が教育なりや否に關しては本質論としては兎に角として、行刑上の立て前としては刑罰は飽く迄も教育なりとの觀念の下に遂進せねばならない。此の觀念の下に於てこそ行刑累進處遇令は實施に移されたのである。だが併し累進處遇令の實施のみを以て完全なる行刑の教育的施設が出來たものなりと考へる事はまだ早い。正木先生も云はれてゐる、「累進制度は教育法ではあるが教育の全部ではない」と。私は累進制度は更に不定期刑と刑名單一制度とを結び付ける事に依つてのみ統一せられ、教育刑の全面的價値は發揮せられるものである事を疑はない。此の意味に於て現今の行刑制度は單に教育行刑建設工作の第一歩に入つたものにしか過ぎないとも云へよう。

既に不定期刑の必要は一五三二年の昔に於て理論付けられた問題であつて、今更後輩若徒の私が事新らしく書き立るは聊か陳腐の嫌ひもあるが、我が國の刑事政策に於いては大正十一年の少年法に於て一部之が採用せられたるに過ぎず、成年行刑に於ては全く其の消息を斷たれて居るが如くに思はれるので今日教育行刑具體化の機に際し、曳いては現行刑法改正の途上に際して、殊更に其の必要を痛感するの餘り玆に蛇足を付して諸賢の御叱正に與らんとしたのであることを諒として戴き度い。

物理の上から考へても根が枯れて枝が榮える事はあり得ない。目的主義の根幹である刑法が依然舊態を脫し得ないで其の枝葉である行刑法規に累進制度の蕾を付けて見ても美花を開き甘果を結ばう筈はない。

未だ改善せられざるに不拘滿期到來の故を以て幾多の危險性と不安を殘しながら釋放の餘儀なきを敢てせねばならない

現行制度に對しての屈從は責任を感じる刑務官吏の採るべき途ではあるまい。

幾多の危險を釀して何等の豫防手段を施さず漫然として釋放する時は、社會は彼が獄門を一歩踏出した時から强い不安に襲はれなければなるまい。更に釋放せらるべき本人も社會生活の決心なくして出所する事は、恰も其の時既に再犯の因を作り犯罪の種子を懷いて出るに等しいものである。國家が斯様な政策を墨守する以上恐らく累犯の撲滅と云ふ問題は未解決に終り刑務官吏の努力も其の大半は徒勞に歸する事であらう。

次ぎに累進制度が行刑の統一を目標の一つにして居ても受刑者の全體に亙つて累進制を施し得る狀態に至らねば、之又制度の眞善美は發揮し得られない事は勿論であらう。此の意味に於いて刑名單一論は當面炎上せねばならない問題なのである。

勞作を以て教育の根本觀念なりとせられた今日の行刑に於て勞働を卑賤なりと觀念して立法せられた時代の法律を維持する事は行刑進化主義への反逆である。

況んや一萬圓の罰金に對しても、一年以下の勞役にしか換算せられない、罰金制度否勞役場制度に於てをやである。更に刑名の異り拘禁場を異にする設備は國家財政上の點より考へても採るべき得策手段ではない。加ふるに禁錮刑者は僅少なる關係と分類上の關係に依つて、主として獨居拘禁の教育的價値を作り犯罪の種子を懷いて出るに等しいものである。今日の刑政傾向は獨居拘禁の教育的價値を認めない時代に到達しつゝある。故に獨居生活を實情とする禁錮刑は教育觀念に合致するものではない。特に定役を科せない禁錮囚に對して假釋放の運用を行ふに當りても、改悛の程度を判別する事が困難な場合が多い。

以上の論據に基いて教育行刑として、統一不可能な刑名多岐なる現行政策や責任の程度と、刑の量とを對比せしめんとする罰刑法定主義の殼を打ち破りて刑名單一の獨立と不定期刑の確立を要望するものである。

此の曉に於てこそ刑罰は教育なりとしての眞意義を發揮し、累進制度は教育手段としての使命を全ふし錦上花を添ゆるの美果を納める事を信じて疑はないものである。

終

◎人格評定に於ける「普通」に關する考察

滋賀彦根
刑務支所　黒田巖

行刑成績中、操行及責任竝意志を併せて一つの人格を評價し得るものであるとは、最新行刑令釋義に示さるゝところである。そして、この人格の觀察が累進處遇の中樞の地位を占むるものであり、從つて其評定の適否が本處遇の死活に關する事柄であらうことは、卽ち、この人格を評定するに際つて累進準備會及刑務官會議の二つの機關を以つて各々愼重に審査し、其他常に受刑者に接渉する者は絶えず彼等の人格變化に注意して、以つて累進處遇に資せねばならぬとせらるゝ等より觀て、容易に察することが出來、又之を實際に徵して見ても、各刑務所に於

て夫れぞれ行刑成績に因る得點を如何なる標準に按配すべきかに就き、鋭意御研究相成つてゐるやに拜察するのである。

わたくしはこの努力に對し萬腔の敬意を表すると共に、人格の評定が適確に爲され、而うして得點が合理的に標準せられむことを衷心祈り、併せて聊か僭越ながらこれに關する一部分の考察を開陳せむとするものである。

先づわれわれが著眼せねばならぬことに二つがあると思ふ。卽ち一つは教育行刑の最終目的とするところと、今一つは普通なる用語に對する一般社會に於ける觀念と、刑務所に於けるそれとの差異である。

抑〻教育行刑の最終目的とするところが、受刑者を教育して合法的共同的生活を營むに足り得る人にせむとするのであることは周知せらるゝところであり、從つて其標準が所謂聖人君子の如き人格を以つてせらるゝものではなくして、一般的社會人としてのそれを標準とせらるゝものであることは、彼の、受刑者に施す教育の規定が普通教育を基礎とせられてゐるより觀ても其一斑を推知するに足るのである。而うして普通なる用語の解釋に就いては、元來、受刑者は多少高低の差こそあれ其殆の者が人格上缺陷を有するものであることは到底否定し難い事實であるのである。さるが故に、受刑者に對して用ひらるゝところの普通人格と社會に於いて用ひらるゝところの普通人格とは玆に當然差等が付さるべきものであると、わたくしは思ふ。

玆に於いて人格評定の最高標準は、少くとも假釋放を爲し得る時に於て、普通社會人と同等の人格に標準し、每月の人格查定の標準は之より下位に於いて適當に按配すべきが妥當であると信ずるものである。

而うして人格の評定が適確に爲さるゝ場合には、所謂普通なる人格に付き點數を計算する必要はないであらうと思ふのである。何故かなれば、累進處遇は受刑者の發奮努力の程度に相應すべきであるから、受刑者として普通の、言はゞ發奮努力の認め得ざる狀態の人格に對し、累進に影響する貴重なる點數を付することは、蓋し無意義ではあるまいか。若し夫れ、これを以つて普通なる人格者に對する自力的改善心を抛棄せしめない爲、或は發奮心を助長せむが爲の便法なりと言はるゝ人あらば、わたくしは敢えて申し度い、これ等は寧ろわれわれの不斷なる精神的支援に期待さるべきではなからうか、そしてこれ等の便法に專ら賴らるゝ限り累進處遇が事務的形式的に流るゝ危險がありはせぬかと言ふことを。

とは言へわたくしとしても、人格の評定が、卽ち彼の數學に於ける答えを得るが如く、しかく簡單に爲し得るものでなく、又其標準に就いても實際上理論通りに行かぬ場合の有り得ることは認める。

ただわたくしは、わたくしの考察するところを直截に披瀝して、有識諸賢の御叱正を得以つて自らの蒙を啓かしめられむことを乞ふの他念無きものである。幸ひに意を諒とせられむことを。

九・六・三脫稿

◎「刑務界」七月號卷頭言に對して

巢鴨 柏木幸雄

自由刑の本質に基づいて考察してみても、將又行刑の經驗的方面から觀ても、短期自由刑は弊害の多いものであるとせられ、最近の刑事立法の趨勢も亦此の事を是認して居る。短期自由刑より生ずる諸種の弊害を防止する爲に、我現行刑法第二十五條に於ては執行猶豫の制度を認め刑罰宣言の威嚇と猶豫の制度に依て犯人を改善し併せて一般社會を警戒せんことを期して居るのである。

而して、裁判官が此の制度に浴せしめることなく一年未滿の短期自由刑の言渡をするのは、情狀憫量に相當せざる場合及び刑法第二十五條の法定要件を具備せざる所があるからである。

さうして、短期自由刑に對する假釋放に反對する論者は、裁判官の量刑を妥當なものとして犯罪の動機憫量に價ひせざるもの及び前示法定要件に缺くる所あるものは、量定せられただけの刑期の全部を科して改善と威嚇の實績を擧げんとするのである。反對論者は更に論じて曰く「刑期一年未滿の短期間に於ては敎化困難といふよりも寧ろ不可能な事である」と。更に或は又、賞表制(監獄局長通牒)に於て受刑生活一ヶ年を經過するに非ざれば賞表を付與せざる旨の規定に依據して反對論の基礎を固めんとする。

猶、小川博士も亦短期自由刑に假釋放を許すことは「刑罰權の效果を薄弱ならしむる……」と、極論してをられるのである。

反對論の要旨とするところは大約右の如きものであるが、此の反對論の根據の各々について考察するところを次に述べることとする。

第一に、犯罪の情狀憫量に價ひせず且法定要件に缺くるところあるが故に處刑せられたものであるから、當然に、刑の執行開始當時に於て、旣に假釋放適格者に非らざるものなりとなす點については吾人は一概に之を首肯出來ないのである。

何となれば、裁判官の量刑の目標とするところが犯人の罪を犯すに至る迄の情狀であつて、明らかに單に過去の事情をのみ考慮したものなのであるからである。犯罪以前の事情に捉はれて犯人の將來の點について考慮するところなき刑の量定と、加ふるに多く行刑の實際に暗き裁判官の意見とを、妥當なものとして假釋放を事前に於て否定するが如きことは餘りに行刑の組織と機能とを無視した謬見といふの外はない。事實に於て裁判官の量定が常に正鵠を逸したものでないとするならば、自由刑の積極的任務は此の點に於て破綻しなければならないのである。

殊に偶發犯、機會犯、瞬間犯の如きもののうちには犯行直後に於て、或は刑の宣告せらるゝ瞬間に於て、又は入監直後拘禁施設の威力の故に、旣に强く悔悟反省する者のあるに於てをやである。

第二に、短期間に於ては敎化不可能であるといふ點について考察する。

玆に行刑累進處遇令第二條第一項を引用して右の反對論を見ると一應尤もの如くである。然しながら本令の趣意とする

ところは集團處遇を基調とし社會的訓練を本質的な内容とするのであつて、社會的訓練の準備工作（處遇令第五條乃至第十二條）を施す暇のない短期受刑者の處遇方法としては適當しないから除外したのであり、更に短期の者を累進制度の埒内に入れるときは上級に達する見込がないから反つて失望を招くが故に暫く之を埒外に置き他の處遇方法を以て臨むことにしたのである。しかく除外せられたるの故を以て行刑の教育的任務を斷念したものとするとは早計といふの外はない。

かくて即ち短期受刑者に對する特別なる處遇方法として擧げられるところは（以下刑政第四七巻第七號參照）。第一に如何にして短期自由刑の弊害を避くべきかといふ消極的方面と、第二に如何にして教育的効果を擧ぐべきかといふ積極的方面である。しかして短期受刑者を嚴正獨居に附する事は傳統をなして來た。獨居拘禁は第一の目的には適ふところあるかも知れぬが、第二の點については必ずしも妥當でない。短期自由刑にも亦積極性が期待せられねばならぬことは前に述べた。而して積極的施策としては……

(一) 犯罪傾向稀薄なもの

(二) 麻醉劑飲用者、勞働嫌忌者の如き犯罪の消極的傾向あるもの

(三) 智能犯、慣行的なもの等犯罪の積極的傾向あるもの

等に分類を確實に行ひ（科學的分類は近代行刑の基礎である）併せて個別處遇と累進的處遇とを加味して矯正改善を促進する。而して短期自由刑の弊害を避ける意味に於ても亦危險性の除去せられたる者に對して刑を用ひないといふ假釋放の精神を具體化すべきである。

第三に、賞表に關する監獄局長の通牒を根據とする反對論即ち賞表の付與せらるることなき短期受刑者をして假釋放を妥當ならずとする議論は、一顧の要なきものと考へられるのである——行刑累進處遇令に於ては其第九十一條に於て假釋放の手續に關しては假釋放審査規定に從ふべき旨を規定し、同第九十條に於て第二級以下の受刑者（刑期一年未滿の者は此の範疇に屬し得ると考へられる）と雖も改悛の情顯著にして社會生活に適應し得るものと認めたるときは特に假釋放の手續を爲すことを得る旨を規定し所謂行刑の固定化を避けて、彈力性を期待せられて居ることは深く留意せねばならぬ事である。

なほ、刑法改正綱領第二十項に於ては假釋放の要件を寬大にすべきことを揭げられてゐることを附言して置かねばならぬ。

第四に、「刑罰權の効果を薄弱ならしむ」といふ論に對しては、夫れが杞憂であると謂ふの他はないとせられる（東邦彦氏）。何となれば短期自由刑に於ても亦行刑の教育的任務を放棄するものでなく而して假釋放制度が教育的機構として意義を有するものなのであるからである。

以上考察したる諸點を以て短期自由刑に對して假釋放を結合せしむることを非なりとなした刑務界七月號卷頭言氏に捧ぐ。

（昭和九年七月草）　以上

刑務所だより

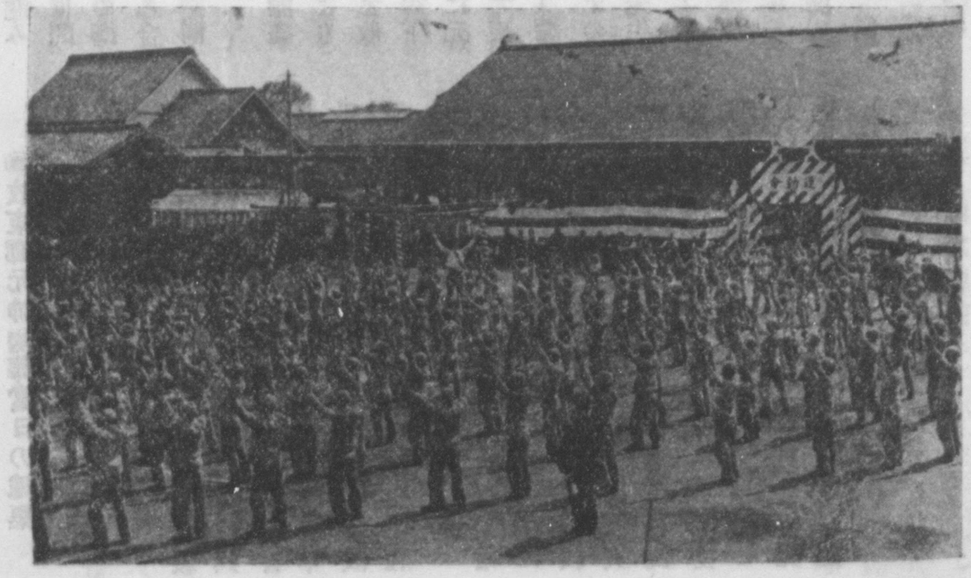
◉盛岡少年刑務所における春季運動會

北陸の地も漸く新綠濃かならんとする五月二十日、翩翻たる萬國旗の空高くひるがへりたる盛岡少年刑務所の運動場に於ては春季運動會を開催した。この日連日晴天の後を受けて朝來碧空を拭ふが如く、北には海拔六千八百尺の秀峯南部富士は殘雪を頂きて健剛鐵の如き姿を雲上に表はし、負けても勝つても「ベスト」を盡せよとの暗示を與ふるかのやうに見ゆる勇姿を眺め、三百の青年は彌が上にも元氣橫溢し戰はざるに既に敵を壓するの概あり。午前七時半競技開始に先たち笠浦教務主任開會の挨拶を兼ねた激勵の辭に次いで高橋所長より運動競技に對する心得を訓示し、國歌合唱のうちに嚴肅なる國旗揭揚式あり、引續き優勝旗返還後全員の基本體操を行ひ、次の如きプログラムを追ふて順次競技を施行した。

流石に當日の呼物である角力は潑溂たる青年の五人拔三人拔の競技は龍攘虎搏天眞爛漫たる裸一貫の肉と肉との相搏つ樣は眞に男性的にして、觀る者をして手に汗を握らしめた。忍耐、果斷、正義勇氣の美德も之に依り修養せられ、彼等の前途に何んだか光明の輝きある事を感じて國家の爲め力强く思ふた。

尙當日は全員を赤、青、白、黃の四組に編成し、競技の成績を點數にて表示し競技終了後、最高三十八點の赤組に對して所長より優勝旗を授與し、終りて全員整列して嚴肅なる國歌合唱のうちに國旗降下式を行ひ、所長より閉會を告げ、午後三時無事終了した。

（下は當日の寫眞）



◉故東郷元帥の國葬遙拜式

——川越少年刑務所——

東郷元帥の國葬日六月五日は、全國五萬の受刑者に對し免業を賜り適當に弔意を表することゝなりたるため、川越少年刑務所に於ては、當日午前七時三十分より、先づ教誨堂正面に喪章を付けたる半旗を揭げ、須彌壇前の中央には故東郷元帥の御肖像を、白布に蔽ひたる壇上に祭り、香華燈明、白打數、自ら襟を正す式場に收容者並に職員着席、田中戒護主任は開式を宣し、泉所長は訓示として故元帥の高德を追慕し、懇ろに種々元帥の逸話を引きて讃仰す。次で讀經三拜偈を收容者と共に合誦し、小玉教務主任の教誨を終るやラヂオに依る哀切たる日本放送交響樂團演奏の葬送行進曲中、一同起立の號令下に所長は佛前に祭れる元帥の肖像前に進み、禮拜燒香この時一同最敬禮を行ふ。次で職員總代として太田作業主任の燒香禮拜を終り、收容者總代として川越少年刑務所の自治班總代、次で各班の班長十三名順次御肖像前に親しく進み出で、禮拜燒香をなさしめたるが、世間を欺く罪人も流石は佛の御前、英靈の御前には深き感激の面持して心からなる合掌を捧げ奉り、いと敬虔、嚴肅裡に一同退場せりと。

尙同所に於ては右擧式に先立ち元帥薨去の報傳はる三十日午後零時四十分より教練實施に際し、運動場に集合したる收容者全員に對し、教官岡田少佐指揮の下に整列せしめ、小玉教誨師より嚴かに元帥の薨去を告知し、國民の一員として哀心より哀悼の誠をさゝげまつるやう諭し、その他三十一日以降可及的ラヂオの教化利用に留意し、安保大將、德富先生その他元帥に關するラヂオを聽聞せしめたる由なるが、收容者に於ても大に謹愼の意を表し將來を誓ひて家庭宛發信するもの等不拘狀況にして、偉大なる元帥の德は斯うした囹圄の人たちにも均霑、眞に尊き極みなり。

◉故東郷元帥國葬當日の總集教誨及追悼式の實況

——浦賀少年刑務支所——

明治三十七、八年戰役の日本海大海戰に故東郷元帥の指揮下に在りて皇國の興廢を此一戰に擔ひ奮戰力闘せる最も名譽あり且絲り深き艦歷を有する我浦賀少年刑務支所（武藏艦）に於ては六月五日故元帥の國葬に際しては特に感激に燃え且意義深き一日を過したことであつた。

元帥薨去に付本月五日を以て國葬となし、收容者に對し免業を賜りたる爲特に少年受刑者の感激性を發輝せしめ以て教化上の資料たらしめんと當日特に橫須賀海軍鎭守府より鎭守府附海軍大佐酒井茂吉氏を招聘し、元帥の治蹟を偲び且漁撈刑務所收容者一同をして海の守を理解せしむると共に一層國民たるの責務を自覺せしむべく左記に依り一同敬弔の誠を盡したことであつた。

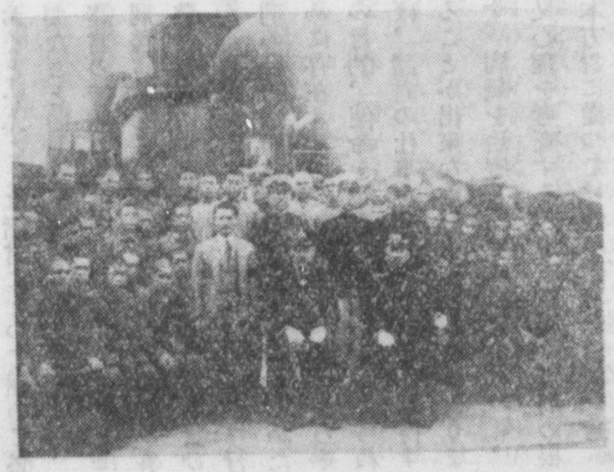
次　第

一、總集教誨
一、登舷禮式遙拜
一、酒井大佐講演
一、追悼座談會
一、紀念撮影

本艦武藏の光輝ある名譽を飽迄維持尊重せむとの念慮に充てる收容者は本日元帥と永別の悲に舷門の弔旗すら一抹の哀愁をそゝるものゝ如く、感慨殊に深きものがあつた。教誨堂正面には故元帥の遺影を揭げ嚴肅の雰圍氣堂門に滿つ。

かくて午前七時二十分收容者一同を教誨堂に入場せしめ、先づ金杉支所長より免業に付ての訓示あり引續き燒香、總集教誨施行後、同八時卅分靈柩發車の時刻を期し酒井大佐を先頭に支所長始め職員收容者一同艦首最上甲板に北面し喇叭の音も悲く、極めて森嚴裡に登舷禮式遙拜を終り、次で再び全員教誨堂に參集、酒井大佐の「東郷元帥と帝國海軍」題下に約一時間の講演あり。劈頭同大佐は夭折せる我一子を追想せられ瞑目然後靜を曩らせて「一粒種の我一子今健在ならば諸子と同年輩だらう」と恰も我愛兒に對するが如き慈愛深き同情の言葉を一同に寄せられたる後、元帥の人爲につき語を移さるゝや一同襟を正し姿勢を整へ場內肅として水を打つたるが如く大佐の一言雙句をも聞洩さじと傾聽す。

斯くして講演終了后、酒井大佐を座長として職員收容者の座談會を開催せるに未だ嘗て親しく海軍士官の謦咳に接せる者とてなかりければ頗る感謝の念に溢れ且奇異の念に驅られつゝ或は潛水艇の威力と飛行機、戰闘艦と驅逐艦の任務、或は又日英米三國の軍備、我國の國際聯盟脫退に伴ふ將來の見透等につき、種々質問したるに之に對し明快懇篤なる說明を受け最後に大佐は語を勵まして「諸子は一度誤つて國法に觸れ受刑の身とはなれるも誤を改むるに憚ることなかれ、正道正業に就き日本魂を練磨し父母近親を安んずるは畢竟君國に最も忠なる所以なると同時に一面故元帥追悼の最善の途なる」旨慈愛溢るゝ教訓ありて座談會を終了、午前十時卅五分艦首中甲板に東面整列し大佐を中心に一同紀念撮影をなし元帥の冥福を祈り、併せて如斯名譽ある武藏艦に起臥する以上漁撈刑務所として日本唯一の當所を全國の模範刑務所たらしむべく固き誓を一同に決意せしめ極めて有意義裡に一日を過したことであつた。



第七回刑務官特別練習生
第六回醫務囑託練習生
入所式

第七回刑務官特別練習生並第六回醫務囑託練習生の入所式は七月五日午前十一時から、刑務協會樓上に於て擧行された。鹽野練習所長を始め正木、東、大竹、船津の各書記官、芥川衞生官、岩村檢事正、吉弘檢事佐藤、吉田、岡部、谷内、小橋川の各刑務所長、森口典獄補、伊藤、大原刑務協會主事等列席、鹽野所長より左の訓示があつて十一時半閉式した。

本日第七回刑務官特別練習生並に第六回醫務囑託練習生の開所式に當り、練習所長として一言申述べたいと存じます。

今回の講習には醫務囑託練習生が十三名、特別練習生が十八名、都合三十一名の練習生があります。特別練習生の中九名は昨年すでに就職した人々であり、二名は心理考査といふ特種の仕事に從事する人々でありますから、それ等を差引いた七名の人が、刑務官特別練習生として今回新に採用された人々であります。かやうに今回の練習生は、刑務官として一般事務に當る人と、特種の事務に從事する人とが、一堂の下に會して同じ講習を受けることになるのでありますが、これには大切な意義が存するのであります。醫務囑託練習生諸君として見れば、仕事がすでに特種の技術に係り、又數箇月前から現に市内の各病院に夫々勤務されてゐることであり、將來刑務所に於ても保健衞生の方面のみを擔當する自分等が、一般刑務官と同時に入所し、同樣の講習を受けるのはいかなる意味であらうかと疑問を有たるゝかもしれません。心理考査に從事する諸君とても或は同樣の御感じがあるかもしれないと思ひます。しかしながら、一般刑務官と同じやうに、行刑の目的、刑務所の使命職務等を知つておくといふことは諸君にとつて極めて必要なことであります。申すまでもなく、諸君の特種の仕事と申しても、要するに刑務官としての職務の一部、刑務所の事務の一部にすぎないのであります。言ひかへれば諸君の仕事とても、つまりは行刑の目的、刑務所の使命を達成せんがために存在するのであります。ですからその目的、使命を深く頭においてかゝらねば、諸君の仕事も完全なる效果を期待することが出來ないわけになるのであります。病氣を治療し衞生に注意するのも、又心理を考査するのも、結局は行刑の根本方針に從つて、他の仕事と歩調を揃へて進んで行くところに、始めて眞の良き結果が約束さるゝのであります。

それ故諸君とても一般行刑に關し深き理解を有つことが最も必要なことでありますが、諸君はすでに高等の教育を終へられ、從來の學歷からいへばやゝ方面はちがつてゐても、この講習を受くるに少しも差支ないだけの十分な素養能力を有つてゐらるゝのであるから、かやうに一堂の下に會して講習を授くることになつた次第であります。

又すでに刑務官として奉職し事務に經驗ある人と最初の人とが一緒になつてゐますが、これは將來は、互に一致協力して行刑のことを擔當すべき人々であり、この機會に於て交際を結び、智識を交換し、先輩は後輩に對して自己の經驗を語り、將來相携へて行刑のために盡瘁すべきことを話し合ふのも非常に必要なことゝ思ひます。

要するに諸君は、事務の分擔はそれぞれに違つてゐても、目的は一つことであります。行刑一般に關する事柄を今日からの講習で學び知ると同時に、諸君はその共通の目的を忘れてはならぬのであります。行刑の目的は申すまでもなく、受刑者を敎化することにあります。受刑者の改過遷善といふことがその結局の目的であります。仕事はいろ〳〵に分れてゐても相手は同じ受刑者であります。保健、衞生のことに努力するにも、心理考査に研究を重ぬるにも、受刑者を取扱ふ場合に、その目的、心がけを疎にしては完全に職務を遂行することは出來ないのであります。そして人を敎化するには先づ己れ自らを正しくしなければならぬことは申すまでもないことであります。日常座臥の間にも、刑務官たるものは常に自己の職責に顧み、自ら反省して人格の陶冶に心がけることが必要であります。身を以て受刑者を敎化するといふ覺悟を有ち、常にそれだけの修養を怠つてはならぬのであります。その點刑務官は、他の官吏とは聊か趣を異にして、一面敎育家としての使命を有つてゐるのであります。諸君としてもさうした考へを以てかゝらねばならぬのであります。諸君の中特に新に採用された人は、學校を出たばかりで實際社會のことには未經驗であらうから、こゝに一言しておきますが、官吏には官吏服務規律といふものがあつて忠誠の義務を始めとして、種々特別の義務を負ふてゐます。從つて日常の行動に何かと束縛を受けることが多いのであります。ですから刑務官には職務の性質上自己の品性、素行に十分注意しなければならぬと同時に、法律的にもその義務があるのであります。殊に新任の人は、講習期間市ヶ谷刑務所の合宿所に入つて、共同生活をすることになるのですが、これは刑務官としての禮儀作法を學ぶと共に、將來の提携協力を期して、互に早く熟懇の間柄にしやうとのためでもありますが、一面諸君の日常の行動や人と爲りを知るためでもありますから、諸君もその點をよく念頭において、十分言行を愼まれたいのであります。市ヶ谷では市ヶ谷所長の監督の下におかれて、諸君の言行については講習終了後、市ヶ谷所長か

ら私の許へ報告があり、それが諸君の成績にも關係を有つことゝなるのであります。だから多少窮屈でもあらうが精神修養の塾であると心得て、人格の向上を圖ることに努力されたいのであります。

最後に今回の講習に講義をして下さる諸先生は、司法部内でも優秀なる人々であつて、世間的にも名前のある方々であります。かやうな先生方に親しく講義を受けることは實に幸福なことであると思つて、十分に敬意を拂つて、一言も聞き洩さぬやう、熱心に聽講していたゞきたいのであります。同じことを學ぶにも個人の口から直接話を承ることは、書物を讀むのとはちがつて、印象も深くそれだけ效果も多いのであります。折角の好機會を無意味に終らせないやうに、特に盛夏の候であるから、各自十分に健康に注意して、よく勉强されんことを希望する次第であります。

七月恒例茶話會

七月七日午後一時より刑務協會樓上において恒例茶話會を開催、東京帝大教授法學博士穗積重遠氏の「法律婚と事實婚」と題する講演あり、同三時散會した。當日の出席者を左に。

（行刑局）中谷源一、妙圓園弘吉、布施寛三、杉藤豐治、松富哲、野崎軍雄、三宅定男、（市谷）森口藤松、伊東正一、村松萬壽治、大橋大秀、（巢鴨）岸野春一、鈴木秀次郎、中村次郎、横山和義、中原哲章、平田諦純、高田小兵衞、齋藤爲一、（小菅）富井隆信、楠顯逸、乙山葵基、（横濱）小橋川昭慶、渡邊賢、斧定雄、矢島武德、齋藤銕藏、五十嵐正勝、池上幸江、三浦喜美子、（水戸）牛島麟、關川東平、（千葉）長山又四郎、三瓶伊七、稻葉雄次郎、黒田賢雄、石澤信次、（靜岡）川村次郎、（八王寺）金澤公炳、玉井策郎、西山兼吉、荻島武、山田清春、（宇都宮）鈴木秀松、生天目清、江本兼吉、福田綾吉、（栃木）小松直清、佐藤兵八、赤羽利平、（小田原）加藤敎榮、平井菊次郎、加藤薰、飯田義次、（甲府）齋藤敬二、越田利二、成瀨定實、中山勘兵衞、（川越）泉英斌、太田卯八、吉川常二、（前橋）佐藤忠一、中村久助、（大阪）藤原義海、（其他）小野五郎、松山爲治、高野直四郎、藤村學、特別練習生、醫務練習生



海外異聞錄

◇毒ガス死刑をアメリカが先鞭

死刑方法も最近は大體絞殺か電氣椅子か銃殺位のものに限定され、兎に角出來るだけ苦痛を少く、短時間にしかも殘酷でない樣にといふ條件に合ふ方法がとられてゐるのだが、今回米國コロラド州キヤノン市では、右要求に最もよく適合する方法として、毒瓦斯を使用することゝなつた。

そして、その店開きに文字通り血祭にされたのが殺人犯ウイリアム・コデイ・ケリーで、その方法は特別に建てられた瓦斯死刑室内の椅子に死刑囚を繋ぐ、すると自働的にその椅子の下に置かれた水槽に毒藥十二粒が落ちるとその毒藥が氣化し、これを吸ふと直ちに死ぬといふ仕掛になつてをり、事實ケリーが死亡までに要した時間は僅々三十秒に滿たなかつたと云ふ。

係官をしていはしむれば、ガス刑は絞刑よりも遙に人道的である。これは何等肉體的苦痛を與へないのみならず、死體は生時と同樣の姿で、死體に對する不快なる冒瀆感を殘さない、のみならず一人の死刑費用は九十セントに過ぎず、絶對に處刑しそこなふ等の憂ひは毛頭ないから今後ガス刑は世界各國で使用されることにならうと。

◇紫外光線で僞造を暴露

紫外線を僞造文書看破の道具に利用するといふ新しい方法が、イギリスのニューカッスルにおいて初めて試みられた結果、非常な好成績を示し犯罪學上に新生面を開いた。

即ち最近ニューカッスルの法廷で、一刑事は彼が如何にしてある容疑者の所有する旅券の不正を看破したかを述べたてたが、それによれば刑事は臭いとにらんだ旅券に紫外光線を當てゝ調べてみたところ、數ヶ所に書換へをしてゐることを發見し、また數通の手紙を隱匿してゐることも看破することが出來たといふのである。

この事件といふのは三人の男がニューカッスルの商人にガラスのかけらをダイヤモンドだと僞つて賣りつけたことから起るのだが、その中の一人の男が所有してゐる旅券がどうも怪しいといふので、これを訊問したところなか〳〵泥を吐かなかつた。しかし紫外線の利用といふ新手に會つて、遂に證據を擧げられるに至つたもので、刑事は法廷で問題の旅券に紫外線をあてゝ見て、その事實を見事に證明して見せたのであつた。

◇罰金をとられて賞金を貰つた話

ソヴイエット聯邦の汽車は往々にして規定の時間表通りに運轉しないといふ不平が絶えない。がこんな事は不思議でも何でもないことで、次のやうな話を聞くと、成程とうなづける朗かなナンセンスがそこにある。

チエリヤビンスク驛には二人の婦人官吏がゐる。一人は執務怠慢に對して科料を課する役目で、一人は卓拔な仕事に褒美をやるのが役目。ところである日、一機關手はチエリヤビンスク驛に四十分延着

した、そこで第一の婦人役人は彼が時間表通りに運轉しなかつたことに對して十ルーブルの罰金を課した。ところが彼が罰金を拂つてその部屋を出るや否や、今度は第二の女役人の所に呼び出して、「石炭を不必要に浪費しなかつた深慮に對するソヴイエツト政府の寸志」として金二十ルーブルの賞金を貰つた。

◇コンシエルジエリイ監獄閉鎖

一七九三年秋、血腥いフランス革命の渦中に斷頭臺上の露と消えたマリー・アントワネットが、その處刑前の數時間を過したことで有名なパリのコンシエルジエリイ牢獄が近く閉鎖されることになつた。

マリー・アントワネットの他フランス古今の才媛として史上に名高いレカミエ夫人、フランス革命の大立物ジョルジユ・ダントン、マキシミリアン・ロベスピエール、さてはマラーを刺殺したフランス革命中の紅一點シヤーロツトコルデイ等も皆此の牢獄の暗い歴史を飾つてゐる。そして二十世紀の今日に至るまでフランス革命の幾多凄慘な歴史を秘めて、當時の姿そのまゝに牢獄として使用されて來たのだ、それがヴーメルグ强力内閣の出現で、その緊縮政策の槍玉にあげられて閉鎖されることになつたのである。

◇十七ケ國語を喋る乞食

ウキンの街でアドルフ・ツイスキンといふ名前の身にぼろをまとつた、よぼ〳〵の爺さんが物乞ひの廉で逮捕されたが、この爺さんは今年六十七歳、十七ケ國語を自由に話せるといふので裁判官を驚かした。試みにフランス語とイタリア語で話して見たが、裁判官はどちらも完全なものであることを認めた。アドルフ爺さんのいふ所によると、彼の兩親は一八七七年露土戰爭の最中ブルガリアのブレヴナを立退かねばならなくなつたといふことだ。そして彼が產み落されたのはイスタンブールであつたが、彼は父親も母親も知らないし今までに國籍をもつたこともないさうだ。

◇表彰された鸚鵡

ノース・キヤロライナ州シヤーロツト市の孤兒院アレクサンダー・ホームにおいてボーリーといふ鸚鵡が表彰された。この鸚鵡ボーリーは同ホームに收容されてゐる四十八名の院兒の寵愛してゐる鳥である。

ある日、新しく收容された惡戲癖のついた一人の少女が惡戲のあまり台所のガス・ストーヴの栓を全部開けツ放したまゝ外へ飛んで行つた。その時、ストーヴの傍の留木で羽をむしつてゐたボーリーは間もなく洩れ出でるガスの臭ひを感づき、すぐ食堂で食事中の院監シヤープ夫人の肩口へ飛んで行き、折柄食事中の院監シヤープ夫人の食卓に留り「カム・クイツク！カム・クイツク！カム・クイツク！」と囀つた。シヤープ院監はボーリーの後に跟いてガスの充滿してゐる台所の窓を開けて、漸く危險を未然に防いだ。「もしボーリーが知らせてくれなかつたら飛んだことになつてゐたかも知れない」とシヤープ夫人は云つて、ボーリー鸚鵡の表彰會が盛大にホームで擧行されたわけである。

◇振つた箚口的判決

最近ブタペストのある若いハズ君が姑の機關銃的能辯に悲鳴をあげて裁判所に救ひを求めた。さて判事殿が下した判決といふのが「姑がその義子の家に起居する場合は朝は「おはやう」夜は「おやすみ」といふのみで充分とす、他は話しかけられたる場合のみ發言することを許さるべし」と云ふ振つたものである。

選句所感

華白君の「涼しさや」の句、何等の巧みを施さず、眼に見たありのまゝを淡々と敍したところは、おのづから題意に副ふものであつて、一讀甚だ氣持のいゝ句である。平凡な境地をよく活かした句とは斯の如きを云ふべきである。細く青い幹の立ち並んだ竹の林、この隣りとの間にあるさゝやかな竹の林を透して來る夏の夜の灯影は、その青い幹を照らし、細かい葉を洩れて射してゐる。幽かな夜風が渡ると戰ぎの音が小波のやうに起り、それにつれて灯影が細かく搖らぎチラ〳〵とする。竹が動き葉が戰ぐのではあるが、灯影が躍るやうに見える。竹の青さに沁みつゝ流れて來るその灯影は見るからに涼氣を含んでゐるものである。「涼し」といふ題意に副ふべく無理に配材を拵へたのでは斯うしたおのづからな涼しさは感じられないであらう。常に寫生を云ふのもかくの如く自然であり、おのづからであるものゝ滋味が最も尊いものであるからなのである。集る多くの句が、とかく拵へもので、自然の味を持つてゐるものが少

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天涼しさや竹林透く隣の灯　大曲　華白
地涼しさや竹林透く隣の灯　大曲　華白
雨暗く晝の螢の光るなり　全州　正陽
人藻の花や水に動かぬ雲の影　新潟　晩霞
秀藻の花や水に動かぬ雲の影　新潟　晩霞
逸眠る子に蚊帳片吊りて文書けり　全州　硯石
翡翠や水門の錠嚴しく　金泉　安泉
虹切れて青田の上に殘りけり　福岡　柿月
口紅に染む麥稈やソーダ水　松山　秋雨
吊葱影落しをり月の緣　大阪　錦江
佳作
ひなげしや强く日當る庭の石　新義州　青塵
逆立ちて藻の蔭にゐる金魚かな　名古屋　一心

いが、平凡の取材の中にも詩味は豊かに藏されてゐるものなのであつて、それを把つて以て詠ひ生かすか生かさぬかに作句技倆の優劣が岐れる。平凡事を平凡に詠つたのでは勿論價値は無い。平凡事の中にも藏されてゐる詩味を敏感に感受し、把握しなくてはならない。これは易きに似て容易ではないが、そこに取材の擴張があつて、清新な句の母胎となるのである。

□

正陽君の句は同じ螢であつても、晝の螢に取材したところ着眼が大いにいゝ。尤も晝の螢の句が無い譯ではない。芭蕉の「晝見れば首筋赤きほたるかな」は、やはり晝の螢であつて、夜になれば青く光つて飛び廻る可憐な螢も、晝見れば首筋だけが赤くて身體の黑い虫で、夜の狀とは似もつかぬものであることに強く心惹かれての句であるが、正陽君の句は、晝をほのかに光る螢である。卽ち夜光るべきに雨の日の暗きために晝をほのかに光るところにあはれがあり、そこが此の句の中心なのである。しかし此の句には場所がない。つまり螢が何處で光つてゐるのかそれが分らぬといふ人があるかも知れぬ。前の芭蕉の句にも場所はやはり明かにしてない、何處で見たのか分らないが、それは此の句の價値に關係しないことなのである。句の性質が場所を必要としないのである。芭蕉の句と同じやうに此の句も晝の螢のあはれさが中心なので、そのあはれさを如實に詠へば、それだけでよいのである。緣先に置いた螢籠の中でも庭先の草の葉裏でも、又は道を歩きながら道路で見かけたのでも構はないのである。

□

晩霞君の「藻の花」の句も見落しがちなところに取材して、しかも詩としての味ひを持つてゐる。藻の花はけばゝしいものでもなく、大きいものでもない。注意して見なければ咲いてゐるのさへ見落してしまう程のさゝやかな花であるが、丁度その咲いてゐるところに雲の影が落ちて靜止してゐる。水面はその影に仄暗く曇つてゐるので、このさゝやかな藻の花がはつきりと浮き立つて夜空の星のやう見えるのである。たゞ水中に咲いてゐることだけでは平凡であるが、そこに雲の影を得て、その花が生きて來たのである。

蟬の聲山の深みに響きけり	大曲	船風
夏の月一人となりし河原哉	長崎	淳男
釣葱を滴る水や灯に映る	宮崎	吹濱
芦叢にある水門や螢とぶ	松山	月光
蜘蛛の巢に結ぶ露あり夏木立	大曲	月舟
露にぬれて初茄子二つもぎにけり	千葉	夜詩王
夕顏に明るき月や雨後の庭	大曲	呑洋
籬越しに迎火焚ける二軒かな	市谷	峨房
餘憤ある鍬を下しぬ水喧嘩	京城	雄心
籐椅子の型のつきたる裸かな	福岡	松南
籐椅子に置き去られたり絹團扇	福岡	糸櫻
水番の聲かすかなり蚊喰鳥	福岡	素水
雲の影濃く移りゆく青田かな	福岡	紫陽
白百合の動くと見るや蜂出でぬ	福岡	楳城
水涸れし橋の高さや鳴く河鹿	大曲	琴松
日盛りや瓦焼き場に立つ煙	網走	刀羅
蜩に鎭守の森の暮色かな	金澤	湖月
家近く水鷄の聲や青田時	金泉	絲峯
朝顏の垣根續くや二三軒	大曲	藤馬
虫干に家寶の鎧着けて見る	飯田	庵茶
	史山	生

桑きざむ音や小村の明け易き　千葉　古山
藻の花や朝靄消えし水の隈　千葉　青樹
麥の秋後れ風呂焚く煙かな　金泉　虛斗
濡れ石にとぐく灯影や蟇出づる　姫路　松月
青田風通す草家となりにけり　福岡　素川
その中の島の繪團扇取りにけり　福岡　虎溪
神木に月のかゝりて蚊喰鳥　福岡　守峯
雪洞は波に更けつゝ納涼かな　小菅　法外
朝草の馬續くなり青田道　大曲　大鵬
五月雨や隣りに起る臼の音　青森　一
月さして露光るなり釣葱　名古屋　春汀
夏の山怪鳥啼いてたそがれぬ　奈良　翠
瀧の音間近くなりて山涼し　静岡　幸月
針仕事いそしむ妻に明け易き　鎭南浦　春陽
晝寢からさめて氣うとし蟬の聲　旭川　痩松
蚊柱のそよ風立ちてくづれけり　群山　豐岳
瀧の音を交へて山の風涼し　静岡　徹笑
雀の子危く飛ぶや鬼瓦　静岡　静湖
開幕となりて團扇の動き止む　福岡　顯山
添寢する子の玩ぶ團扇かな　福岡　晃水
夏草や埃をあげてバス通る　旭川　石亭

矯正図書館

訓令通牒

司法省
行刑局行甲第六九九號
昭和九年五月十八日

司法省行刑局長　鹽野季彦

刑務所長
少年刑務所長　殿

軍需品作業統制協議事項送付ノ件

標記ノ件ニ關シ四月三十日五月一日、二日間在京刑務所長竝大阪、名古屋、廣島刑務所長ヲ招致シ別紙ノ通協議致候ニ付貴所ニ於テモ昭和九年度作業統制竝作業資金ニ對スル責任回收率十六割八分確保相成候樣御配慮相煩度候

追テ刑務作業統制ニ關スル報告並協議會ノ狀況等御參考ノ爲印刷ノ上送付可致候

協議事項

一、刑務所ニ於テ施行スヘキ軍需作業ノ種類ヲ限定スルノ必要ナキヤ、

決　議

現在ニ於ケル刑務所軍需作業ハ主トシテ木工、裁縫工、莫大小工ノ二、三業種ニ過キサルモ革工（靴、鞄背嚢、馬具其ノ他各種革製品）鍛冶金物工（砲彈加工、其ノ他旋盤加工品、自動車、オートバイノ修繕、自動車、三輪車其ノ他鍛冶金物及鑄物品）竹工（炊事用籠笊類其ノ他竹製品）等ノ各業種ハ各刑務所共相當作業ニ設備ト生産能力ヲ存スルヲ以テ之等ニ付テモ軍需作業ニ利用セラルヽ樣今後軍部トノ連絡協調ヲ一層緊密ニシ可成軍部當局ニ刑務作業ノ實狀ヲ十分認識セシメ以テ軍部ト刑務所ト相互ニ國家ノ爲共力一致シ將來斯種ノ作業ヲ利用セラルヽノ方途ヲ設ケ可及的軍需品ノ註文增加ヲ圖ル要アリト認ム依ツテ本問題ハ今少シ之カ研究實現ノ時期迄留保シ其ノ間代表刑務所ハ勿論軍部所在刑務所ニ於テ可及的軍部ニ依賴シ若シ刑務所作業トシテ有効適切ナル註文品ヲ引受ケタル場合ニ於テハ十分ナル作業訓練ヲ施シ一朝有事ノ際ハ刑務作業ヲシテ軍部動員計劃ノ一部ニ加ヘラレ重大ナル使命ヲ果サンコトヲ期スヘキモノト認ム

二、軍需作業ニ就業セシムヘキ受刑者ノ指導及補充方法如何

決　議

1、受刑者ノ指導

A代表刑務所若クハ註文引受刑務所ニ於テ技能訓練ノ爲受刑者ヲ區内ヨリ集容シ軍部當局ヨリ專門ノ技術者派遣ヲ求メ之ニ實地指導ヲ請フコト

B代表刑務所ヘ軍需品專門ノ技術者ヲ配置シ區内各刑務所ノ作業巡回指導ニ當ラシムルコト

C軍需作業分賦ノ際ハ可及的軍部當局ノ專門技手ヲ事前檢査ノ爲派遣ヲ求ムルコト

2、補充

A代表刑務所若クハ特ニ必要ヲ認メタル刑務所ニ於テ軍需作業訓練所ヲ設置シ常時軍需作業ノ技能養成ニ努ムルコト

B各刑務所ニ於テ自所ノ作業設備ニ適應セル要員補充ヲ容易ナラシムル爲常時相當ノ技能者養成ニ努ムルコト

三、作業統制上代表刑務所ト區内刑務所間ノ連絡ヲ緊密ナラシムル方策如何

決　議

1各區ニ於テハ少クトモ毎年一回區内ノ作業主任協議會ヲ開催シ作業統制ニ必要ナル事項ノ打合ヲ遂クルコト

尙其ノ際ハ本省當局ヨリ局長、書記官等列席セラレタシ

2作業分賦ノ機會ヲ利用シ區内相互ニ會合シ作業事務上ノ連絡協調ヲ圖ルコト

四、昭和九年度作業資金ニ對スル責任回收率十六割八分ヲ確保スヘキ方策如何

決　議　（各所作業主任ヨリ答申）

1現在ニ於ケル官司作業中註文者ヨリ材料提供ノ方法ヲ講セシメ得ルモノニ對シテハ之ヲ委託作業ニ轉換シ極力作業資金ノ節減ヲ期スルコト

2作業材料ハ可成地理的關係等ヲ考慮シ一ヶ所ニ取纏大量安價購入ノ方途ヲ講シ以テ生産費ノ低廉ヲ圖ルコト

3主要都市所在刑務所ニ於テ極力委託作業ヲ物色シ地方刑務所ニ之ヲ分配シ可及的地方刑務所ノ仕入品其ノ他死藏品作製ノ防止ニ努メ地方刑務所ノ作業ヲ經濟的有利ニ轉換セシメ得ル方途ヲ講スルコト

4可成小額ナル資金ヲ以テ比較的加工費ニ多クヲ要スル作業引受ニ努ムルコト

5特別高價ナル器具機械ハ可成區内共同使用ノ方法ヲ講シ器具機械費ノ節減ヲ圖ルコト

敍任及辭令

瑞西國ベるんニ於テ開催ノ國際刑法並監獄常設委員會ヘ委員トシテ出張ヲ命ス
歐米各國ヘ出張ヲ命ス
司法書記官　岡　五朗
（七月二日）
敍勳八等　司法屬　鹽見市郎（行刑局）
（七月四日）
敍正八位　教誨師　太田界亮（水戸）
（七月二日）
檢　事（名古屋控訴院檢事長）　行刑局長　鹽野季彦
行刑局長　檢事　東京控訴院檢事　岩松玄十
（七月十四日）
普通試驗委員ヲ命ス
文官普通懲戒委員ヲ命ス
司法官試補考試委員ヲ命ス
行刑局長　岩松玄十
（七月十六日）
願免　所長　典獄　佐野佳夫（神戸）
（七月二十一日）
典　獄（金澤）七等七級　支所長　典獄補　上田清三良（福井）

同　（七月二十五日）　司法屬（行刑局）　五級　牟田初太郎（岡山）
同　玉島支所長　支所長兼看守長　宮本秀夫（豐岡支）
同　岡山兼看守長　大島市三郎（長野）
同　豐岡支所長兼看守長　岡崎重太郎（八日市場支）
同　神戸兼看守長　寺崎與太郎（山口）
同　免本職　支所長　茂（松江）
同　長野看守長　大木清市（福岡）
同　岡崎小年所長　三宅定男（行刑局）
同　八日市場支所長　三宅定男　秋保謹四郎（名古屋）
同　同　蝦名末太郎（高岡支）　双木文四郎（中京區支）
同　高岡支所長兼看守長　高城守人（神戸）
同　金澤兼看守長　山本茂（松江）　工東寅信（豐多摩）
同　山口同　湯淺芳治（佐賀支）　福山福太郎（小菅）
同　松江同　村松萬壽治（市谷）　草野勝之助（長崎）
同　福岡同　木宮進（小菅）　七等七級　畠山雲平（京都）
同　横濱同　增山喜三郎（札幌）　七等七級　玉井策郎（八王子少）
同　札幌同　三宅定男（行刑局）　七等七級　武子喜久治（横濱）
同　小菅同　三宅定男　七〇圓　野村瀧雄（名古屋）
同　司法屬　七〇圓　七等七級　立川達文（高松）
同　願免　保健技師（小菅）十二級　秋保謹四郎（名古屋）　中野五平（水戸）
同　大阪作業技師（小菅）十二級　高城守人（神戸）　馬場敬藏（長崎）
同　名古屋同　工東寅信（豐多摩）　橫柳邊海（德島）
同　神戸同　福山福太郎（小菅）　岩花辰次（市谷）
同　豐多摩同　草野勝之助（長崎）　大坪春治（同）
同　願免　保健技師　七等七級　畠山雲平（京都）　岡田悌一（千葉）
同　典獄補（小倉支所長看守長）　七等七級　玉井策郎（八王子少）　山本祐助（大阪）
同　（旭川支所長）　支所長看守長　七等七級　武子喜久治（橫濱）　渡邊勝巳（橫濱）
同　（札幌）七等九級　看守長　內山隆治（巢鴨）　野村瀧雄（名古屋）　大森佐登美（市谷）
同　（廣島）七等九級　鈴木英三郎（豐多摩）　七〇圓　安東荒喜（同）
同　所長　典獄　藤居虎（奈良）　七等七級　野崎重雄（同）
同　同　伊江朝睦（沖繩）　荻生治雄（同）
同　典獄補　佐藤備六郎（廣島）　河西武夫（同）
同　支所長　典獄補　本間勘吉（小倉支）　白濱佐一（鹿兒島）
同　所長　典獄　前田政之輔（新潟）　是松卓太（金澤）
同　典獄　千葉貢（網走）　原谷藏（岩國少）
同　所長　典獄　香椎豐次郎（釧路）　戶谷清助（青森）
同　支所長　典獄補　高橋健（旭川支）　六三圓　菅原鶴吉（弘前支）
同　所長　典獄　永田正之助（函館）
同　支所長　典獄補　高野瀨利衞（姬路少年）
同　所長　典獄　關毅（岡崎少年）
同　所長　典獄　佐藤重則（名古屋）
同　保健技手　三上顯（前橋）
同　保健技師　黑田常三郎（千葉）
同　（小倉支所長）看守長　桂榮三郎（小田原少）
同　（旭川支所長）看守長　嶋田正雄（岐阜）

同　岐阜　須藤元（札幌兼北海）
同　大阪　山本定次郎（神戸兼橋通支）
（七月二十七日）
死亡　所長　典獄　川村次郎（靜岡）
（七月二十八日）
靜岡所長　典獄　齋藤敬二（甲府）
甲府所長　支所長　典獄補　西岡三郎（小田原少年）
小田原少年所長　鍵山俊治（浦和支）
浦和支所長　典獄補　仁科正次（名古屋）
（七月三十日）
四級　司法屬兼看守長　中谷源一（行刑局）
五級　司法屬　鹽見市郎（同）
安東荒喜（同）
野崎重雄（同）
松富哲（同）
七級
荻生治雄（同）
河西武夫（同）
八級　看守長　白濱佐一（鹿兒島）
五級　同　是松卓太（金澤）
同　同　原谷藏（岩國少）
六級　同　戶谷清助（青森）
同　同　菅原鶴吉（弘前支）
同　同　柏榮壽（網走）
同　同　宮城昇（岡崎少）
同　通譯兼看守長　長谷川幹雄（豐多摩）
同　同　岡村保容（巢鴨）
同　看守長　松本貞男（米少留）
同　同　吉田益雄（小菅）
同　同　橫山和義（巢鴨）
同　同　彌永熊雄（浦和支）
同　同　西口龜之輔（大阪）
同　同　中克巳（函館）
同　同　源數一（汐見町支）
同　同　黑川武（廣島）
同　同　福山家賢（松山）
同　同　今里末作（市谷）
同　同　浦口市之進（大阪）
同　同　長谷場正壽（巢鴨）
同　同　美谷島正男（廣島）
同　同　松本茂（小倉支）
同　同　奧田寬（岡山）
同　同　在木武喜（宮城）
同　同　平良寬辰（沖繩）
同　同　川村卓郎（網走）
同　同　小泉泰策（釧路）
同　同　高橋七郎（旭川支）
同　同　英保初生（奧支）
同　同　高岡鄉藏（秋田）

八級　看守長　法元照夫（和歌山支）　同　同　石巻支所長　宮城兼務　四級　同　谷内庄太郎（小菅）
同　同　大島はり（宮津支）　同　同　看守長　佐久間勝治（豊多摩）　同　同　牛島　麟（水戸）
同　同　高橋　清（名古屋）　同　同　土谷正光（市谷）　同　同　豊多摩　同　同　伊江朝睦（奈良）
同　同　大井　久（廣島）　同　同　笠井一也（静岡）　同　同　市谷　同　同　赤城一雄（高知）
同　同　宮内精介（小田原少）　同　同　糸井輝一（德島）　同　同　六三圓　同　同　安東福男（三重）
同　同　濱田顯吉（奈良）　同　同　宮川長甫（岡崎少）　同　同　奈良　同　同　渡邊播太郎（高松）
同　同　鈴木秀次郎（巢鴨）　同　同　延原簡一（高松）　同　同　六〇圓　同　同　杉本虎吉（松江）
同　同　備　榮彦（福岡）　同　同　渡邊治三郎（洲本支）　同　同　看守長（德島）　同　同　松岡武四郎（滋賀）
同　同　村田耕作（室蘭支）　同　同　外山龜助（宇治山田支）　同　同　六〇圓　同　同　藤井武利（佐賀支）
同　同　赤塚　孝（小菅）　同　同　岡田久吉（京都）　同　同　看守　同　同　高橋　健（釧路）
同　同　岡田久吉（京都）　同　同　富樫　博（横濱）　同　同　中京區　三級　同　同　仁科正次（浦和支）
同　同　富樫　博（横濱）　同　同　前田幸之助（巢鴨）　同　同　支所長　七級　同　同　荒巻正修（大阪）
同　同　前田幸之助（巢鴨）　同　同　本田清一（横濱）　同　同　兔本職　同　同　佐藤備六郎（岡崎少）
同　同　本田清一（横濱）　同　同　泰野親夫（姫路少）　同　同　高松　同　同　都福常（岩國少）
同　同　泰野親夫（姫路少）　同　同　田淵繁一（米子支）　同　同　洲本支所　同　同　向井淺三郎（神戸）
同　同　田淵繁一（米子支）　同　同　藤原英藏（滋賀）　同　同　兼神戸　同　同　左座金藏（福岡）
同　同　藤原英藏（滋賀）　同　同　杉田勝久（前橋）　同　同　宇治山田支所長　三重兼　同　同　杉下學人（京都）
同　同　杉田勝久（前橋）　同　同　濱田　稔（小菅）　同　同　看守長　同　同　寺岡　辰（横濱）
同　同　濱田　稔（小菅）　同　同　公文　彪（市谷）　滋賀　同　長　五級　同　同　松村　務（浦上支）
同　同　公文　彪（市谷）　同　同　長谷場軍一（大阪）　小倉支　同　同　看守長　同　同　日下智性（神戸）
同　同　長谷場軍一（大阪）　同　同　稻葉　孝（青森）　德島　同　同　長嶺梅治郎（滋賀）　同　同　堀川實然（奈良）
同　同　稻葉　孝（青森）　同　同　藤田甚太郎（川越少）　岐阜　同　同　長谷川清十郎（小倉）　同　同　本多龍馬（姫路少）
同　同　藤田甚太郎（川越少）　同　同　山内嘉市（岡崎少）　福井支　同　同　橋本義二（德島）　同　同　楠　良譲（釧路）
同　同　山内嘉市（岡崎少）　五級　兔本職　同　同　佐藤久次郎（石巻支）　兔本職　並兼職　名古屋　支所長　同　同　中野久三（岐阜）　同　同　濱田大巖（網走）
五級　兔本職　同　同　佐藤久次郎（石巻支）　兔本職　並兼職　名古屋　看守長　同　同　東郷周吉（福井支）　同　同　兒玉義纘（名古屋）
兔本職　同　同　佐藤久次郎（石巻支）　兔本職　並兼職　名古屋　看守長　同　同　高井辰之亟（名古屋）　同　同　光弘靈雄（大阪）
京都　支所長　同　同　佐藤久次郎（石巻支）　兔本職　並兼職　名古屋　看守長　五級　同　同　酒田支兼　同　同　辻　敬助（大阪）　同　同　神崎　優

第八條　少年受刑者ニ對スル前條ノ成績等級並其配當點數ハ左記ニ依ル

考査項目＼點數	四	三	二	一	○	○
作業	科程十八割以上	同十五割以上	同十三割以上	同了以上	同七分以上	同七分未滿
成績	科程時間一人八分以上	一人五分以上	一人三分以上	一人以上	七分以上	七分以下
操行	善良	善良	良	普通	不良	／
責任觀念及意志	甲	乙	丙	丁	／	／

考査項目＼點數	三	二	一	○
作業	科程數量十五割以上	科程十三割以上	科程了以上	科程不了
成績	科程時間一人五分以上	一人三分以上	一人以上	一人未滿
學業	甲	乙	丙	丁
操行	善良	良	普通	不良
責任觀念及意志	甲	乙	丙	丁

第九條　成年受刑者ニシテ作業科程二十五割以上ノ成績ヲ擧ゲタル者並科程十五割以上廿五割未滿ノ成績者ニシテ著シク勤勉ナル者ニハ第七條ノ配當點數以外更ニ努力點トシテ一點又ハ二點ヲ其作業成績點ニ加算シ科程七分以上十五割未滿ノ成績者ニシテ著シク勤勉ナルモノニハ同ジク一點ヲ加算ス

前項ノ加算ハ刑務官會議ノ議ヲ經之ヲ決定ス

第十條　責任觀念及意志ノ强弱ハ觀點ヲ概ネ左ノ諸點ニ採リ別ニ定ムル考査標準ニ依リ其程度ヲ甲、乙、丙、丁ノ四段ニ査定ス

一、責任觀念ノ觀點
　正義觀念ノ强弱
　犧牲心ノ强弱
　協同心ノ强弱

二、意志强弱ノ觀點
　克己心及忍耐ノ程度
　反省ノ念慮
　發奮努力ノ意氣

第十一條　處遇令第廿七條ノ假進級ハ左ノ條件ヲ併有スル者ニ限リ情狀ニ因リ之ヲ認ム

一、操行不良ナラザル者

二、責任點數ノ四分ノ三以上ヲ消却シタル者

第十二條　假進級ノ條件ヲ期間ニ繫ハラシムルトキハ其期間ハ第二級ノ受刑者ニ對シテハ三月以內、第三級ノ受刑者ニ對シテハ二月以內、第四級ノ受刑者ニ對シテハ一月以內トス

第十三條　處遇令第廿八條ノ得點表（第三號書式）ヲ左ノ如ク定ム

得點表中其他ノ欄ニ屬スル點數ハ敎化又ハ處遇上必要ト認ムルトキハ其內容ト共ニ之ヲ本人ニ告示スベシ

第十四條　自己作業用具ノ滅失毀損ニ對シテハ之ヲ强制作業ニ使用シタル場合ト雖モ官ニ於テ何等賠償ノ責ニ任セズ且使用ノ對價ヲ支拂フコトナシ

第十五條　第一級ノ受刑者ニハ團體トシテ自己勞作ヲ認ムルコトヲ得、此ノ場合ノ自己勞作ハ因テ得タル收得ヲ金錢的ニ處分スルコトナク且團體員全部其利益ヲ享受シ得ル性質ノモノニ限ル

第十六條　自己作業用具ノ使用及自己勞作ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條　私本ノ閱讀ニ關スル制限左ノ如シ

一、居房ニ備有シ得ル冊數

第二級ノ受刑者

讀本　三冊以內、經典辭典、合シテ三冊以內

第一級ノ受刑者

讀本　四冊以內、經典辭典、合シテ三冊以內

官、私本ヲ併用スル場合ハ官本ノ冊數ヲ以上ノ制限ヨリ控

除シタル冊數トス

第一級ノ受刑者ノ讀本中ニハ一冊ヲ限リ雜誌又ハ講義錄ヲ認ム

二、私本ノ購求

第二級ノ受刑者

讀本、經典、辭典ヲ通シ在級中

第一類　四冊
第二類　六冊
第三類　十冊
第四類　廿冊

第一級ノ受刑者

讀本、經典、辭典ヲ通シ在級中

第一類　五冊
第二類　八冊
第三類　十五冊
第四類　三十冊

無期刑ノ受刑者ハ第二級ノ受刑者ニアリテハ廿四冊、第一級ノ受刑者ニアリテハ四十冊マデ購求スルコトヲ得

第十八條　私本ノ購求ハ毎年四回トシ毎回二冊ヲ限リ購求ヲ認ム雜誌及講義錄ハ毎號又ハ毎回ノ配本ヲ以テ各一冊トス

第十九條　第三級ノ受刑者ニハ月ニ三回、第二級ノ受刑者ニハ月ニ六回、第一級ノ受刑者ニハ月ニ九回、別菜ヲ給與ス

別菜ハ常菜以外ニ添加スルカ又ハ常菜ニ代ヘ之ヲ給與ス

第二十條　第二級以上ノ受刑者ニハ淺葱色ノ衣類ヲ着用セシム

第廿一條　處遇令第七十一條ノ花卉又ハ書畫ノ裝備員數ヲ左ノ如ク定ム

前項ノ花卉及書畫ハ受刑者ノ自辨トス但學習作タル書畫及農業實習用タル花卉ハ本條ノ制限外トシテ適當ノ員數ヲ特ニ貸與シ裝備ヲ認ムルコトヲ得

書畫ノ裝備及豫備員數ハ兩者ヲ通シタルモノトス

一、第一級ノ成年受刑者

花卉　二個以內
書畫　二個

豫備トシテ書畫二個ヲ保有スルコトヲ得

二、少年受刑者

花卉、第四級ノ受刑者乃至第二級ノ受刑者ニハ一個
第一級ノ受刑者ニハ二個

書畫、第四級ノ受刑者乃至第二級ノ受刑者ニハ一個
第一級ノ受刑者ニハ二個

豫備トシテ第三級ノ受刑者ハ一個、第二級ノ受刑者及第一級ノ受刑者ハ二個ノ書畫ヲ保有スルコトヲ得

第廿二條　前條ノ特遇ヲ認メラレタル受刑者ヲ雜居セシメタルトキハ花卉又ハ書畫ノ裝備員數ヲ適宜制限スルコトヲ得

第廿三條　處遇令第七十一條ノ居房ハ常態ニ於テ占居スル居室

ヲ謂フ

第廿四條　別ニ定メアルモノノ外自己ノ用途ニ使用スル物品ノ階級別品目數量ヲ左ノ如ク定ム

第廿五條　昭和八年四月達示第七號ノ管區會議ヲ以テ處遇令第七十四條ノ累進準備會ニ充ツ

附　則

第一條　本細則施行時現ニ屬スル階級ヲ左記ニ依リ處遇令第十六條ノ階級ニ對照變更ス但特別ノ情狀アリト認ムル者ニ付テハ特ニ刑務官會議ノ議ヲ經其所屬階級ヲ定ムルコトヲ得

現級	特別級	一級	二級	三級
改正級	一級	二級	三級	四級

第二條　處遇令第三十二條ノ特別用務ニ服スベキ受刑者ハ當分ノ間刑務所長之ヲ指名ス

前項ノ受刑者ハ就業人員五十名ニ對シ一名トス、但シ特ニ必要アルトキハ一名ヲ增スコトヲ得

第三條　處遇令第卅七條ノ代表受刑者ハ當分ノ間刑務所長之ヲ指名ス

第四條　處遇令第四十三條ノ自己作業用具ノ使用及同令第四十六條ノ自己勞作ハ當分ノ間刑務官會議ノ議ヲ經第一級ノ受刑者ニ限リ許可ス

處遇令{第二十三條 / 第十條}ニ依ル責任觀念ノ考査標準細則

責任觀念ノ考査標準

一、正義觀念

甲	乙	丙	丁
一、正邪ノ判斷中正ヲ得	正邪ノ判斷中正ヲ得	正邪ノ判斷中正ヲ得ズ	正邪ヲ斷ゼントスル志向ナシ

二、甘ジテ正義ノ前ニ屈従ス　多少ノ辯解ヲ求ム

三、破邪顯正ノ勇アリ　獨リ憤ミ他ヲ律スル勇氣ナシ

四、悔悟的ニ受刑ヲ觀念ス　贖罪的ニ受刑ヲ觀念ス

五、賠償ノ意圖強シ　賠償ノ意圖普通

二、犧牲心

甲	乙	丙	了
一、責任ヲ自覺ス	責任ヲ理解ス	自己ニ責任ヲ理解セズ	責任ヲ自覺セズ
二、然諸シテ難ニ赴ク	進デ難ニ當ル勇氣ナシ	對等ノ報酬ナクシテハ自己ノ力ヲ致サザルモノ	我利我執
三、責務履行ニ全力ヲ傾倒ス（自己宥恕ノ趣ナシ）	一般社會通念ニ自己宥恕ノ限界ヲ求ム	自己ノ便宜悦樂ヲ先ニシ責務履行ヲ後ニス	無關心
四、責任轉嫁ノ所爲ナシ	前項ノ範圍ニ於ケル責任轉嫁アリ	責任轉嫁ヲ意トセズ	機會ヲ得テ責任ヲ轉嫁セントスルモノ

自發的ニ忍從ノ趣ヲ缺キモノ　外部的力ノ加ハルニアラザレバ正邪ノ別ヲ無視セントスルモノ

努メテ己ヲ憤ムコトナシ　正義ヲ對象トスルコトナシ

應報的ニ受刑ヲ觀念ス　不運事トシテ受刑ヲ輕視ス

賠償ノ意圖薄弱　賠償ノ意圖ナシ

三、協同心

甲	乙	丙	丁
一、社交融和性豊ナリ	稍朋黨的偏局性ヲ認ム	進テ交際ヲ求メズ又朋黨的ニモ相許ス親交者ナシ	狷介獨自ニ過ギ融和ヲ缺ク
二、應對ニ對シ他ニ好感ヲ與フ	對者ノ感情普通	對者ノ感情普通	對者ニ好感ヲ與ヘズ
三、全部對一部ノ關係ヲ理解ス	全部對一部ノ理解稍薄シ	全部對一部ノ理解利己的ナリ	反撥本能强ク謀反氣アリ
四、和シテ同セズ己ノ獨自性ヲ確保ス	和シテ同スル嫌アリ	附和雷同	阿諛便佞

意志强弱ノ査定標準

一、克己心及忍耐ノ程度

甲	乙	丙	丁
一、他ヲ包容スル寛度アリ、大我ヲ仰ギ齷齪セズ	寛恕ヲ理解スルモ小我ヲ捨ツル能ハズ	忍從ニ被壓抑觀ヲ多分ニ內感スルモノ	小我ニ跼蹐シテ事理ヲ逸ス
二、感情ヲ統制シ謙讓己ヲ持ス	感情ノ統制アルモ謙讓ヲ缺ク	感情ノ發露々骨ニシテ之ヲ以テ自ラ快ヲ遣ラントスルモノ	破壞性强ク感情不安ノモノ
三、誘惑ヲ克服ス	普通ノ誘惑ヲ克服ス	誘惑ヲ克服シ得ザルモノ	墮落傾向ノ顯著ナルモノ放逸ニシテ更ニ自制ナシ

二、反省ノ念慮

甲	乙	丙	丁
一、感恩奉謝ノ念厚シ	感恩ノ念對象的ナリ	己ヲ知ルモ弱點ノ矯正ニ努力セズ	自惚心強ク己ヲ知ラズ
二、平素反省ニ努ム	内省ノ念アルモ斷續的ニシテ永續セズ	常態トシテ内省スルガ如キコトナシ	自己ノ不良性癖ヲ是認シ敢テ改メントスル意思ナシ
三、向上ノ志向強シ	向上ノ志向アルモ力行之ニ伴ハズ	向上ノ志向薄シ	自己充實ニ付キ全然無關心ノモノ
四、態度慇懃ニシテ誠意アリ	態度普通	態度節制ヲ缺ク	態度驕慢不遜

三、發奮努力ノ意氣

甲	乙	丙	丁
一、豫メ事ノ成否ニ豫斷ヲ構ヘズ	事前ニ豫斷ヲ構ヘ稍努力ノ意氣ヲ缺ク	未ダ爲サザルニ其結果ヲ云爲シ行動打算的ナリ	無爲彷徨行動ニ一定ノ目的觀念ナシ
二、刺戟ニ對シ彈力强シ	彈力アルモ斷續的ナリ	彈力弱シ	彈力ナシ
三、努力堅實ニシテ永續的ナリ	氣分的努力ニシテ執着力ナシ	未ダ努力ノ眞價ヲ體得セズ	努力セントスル意志ナシ
四、目的達成ニ思索工風ス	思索工風足ラズ	思慮研究ノ熱意ナシ、	徒ニ踏襲ヲ事トシ更ニ思慮ヲ拂ハズ

處遇令第四十六條〕ニ依ル自己勞作取扱規程
細則第十六條〕

自己勞作取扱規程

第一條　第一級ノ受刑者ニシテ技能特ニ優秀且作業成績優良ナルモノ自己勞作ヲ爲サンコトヲ請フトキハ當該管區長ニ於テ其事情ヲ調査シタル上之ヲ管區會議ニ諮リ自己勞作ヲ爲サシムルノ適否ニ付審査スベシ

第二條　管區會議ニ於テ前條ノ審査ヲ遂ゲタルトキハ管區長ハ其會議ニ於ケル經過錄ヲ作成シ之ヲ刑務所長ニ提出スベシ

第三條　自己勞作ノ種類ハ當該受刑者ノ現在スル刑務所ニ於テ施行中ノ作業種目ト同一若クハ類似ノモノニ限ル但シ刑務所長ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ範圍ヲ制限シ又ハ擴張シテ許可スルコトアルベシ

第四條　自己勞作ノ日時ハ左ノ如シ

一、一般就業日ニ在テハ每日作業時間經過後ノ一時間

二、免業日ニ在テハ晝間ニ於ケル四時間

前項ノ時間ハ一般動作上必要ナル時限外ニ於テ之ヲ配當スルモノトス

第五條　刑務所長勞作ノ種類又ハ工作上ノ都合ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ勞作時間ヲ適宜伸縮又ハ變更スルコトアルベシ

第六條　自己勞作ハ本人ノ居房內ニ於テ之ヲ爲サシム但シ拘禁其他ノ都合ニ依リ現ニ雜居房ニ收容中ノ者ナルトキハ其勞作ニ從事セシムル間之ヲ特定ノ居房其他ノ場所ニ移ス

刑務所長ニ於テ勞作ノ種類其他ノ都合ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ臨時前項ノ勞作場所ヲ變更スルコトアルベシ

第七條　自己勞作ニ從事スル者ハ其間特ニ規律及衞生ヲ重ンジ殊ニ物品ノ整理整頓並其保管上ニ付格段ノ注意ヲ拂フベシ

第八條　自己勞作ニ從事スル者前條ノ義務ヲ怠リ又ハ其他ノ事由ニ因リ自己勞作ヲ爲サシムルニ適セズト認メタルトキハ刑務所長ハ直ニ其勞作ヲ中止セシメ若クハ許可ヲ取消スコトアルベシ

第九條　自己勞作ニ必要ナル器具器械ハ總テ自辨トス但シ刑務所長ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ刑務所又ハ所轄ノ保護會ニ於テ設備スル器具器械ヲ貸與シ若クハ其管理ニ屬スル土地ノ使用ヲ許スコトアルベシ

第十條　器具器械ノ自辨及勞作用品ノ調達ニ關シテハ總テ一般自辨物品ノ例ニ依ル

第十一條　自己勞作ニ從事スル者自己ノ不注意又ハ過失ニ因リ貸與セラレタル器具器械ヲ滅失破損シタルトキハ其損害ニ相當スル金額ヲ賠償セシム

第十二條　自己勞作ハ總テ自己ノ計算ニ於テ爲スベキモノトス但シ刑務所長ニ於テ特ニ許可シタルトキハ契約ニ依リ刑務所保護團體又ハ其他ノ委託品ノ製作、加工ヲ爲スコトヲ得

第十三條　自己勞作ニ因リ完成シタル自己ノ計算ニ依ル製品ハ總テ本人ニ於テ之ガ處置ニ付責任ヲ負フベキモノトス

第十四條　委託勞作ニ係ル提供素品及製品ノ授受ハ總テ刑務官吏ニ之ヲ委任セシム

刑務官吏前項ノ物品ヲ授受セントスルトキハ必要ナル事項ヲ一定ノ帳簿ニ記載シ其ノ授受ヲ明確ナラシムベシ

第十五條　自己勞作ニ因ル自己製品ノ處理ニ關シテハ總テ一般領置物ノ例ニ依ル

委託賃金ノ領收ニ付亦同ジ

處遇令細則　第七十三條）ニ依ル別表
　　第二十四條）

自己用途物品階級別品目數量

品目＼級別	一級	二級	三級	四級	備考
石鹸	一	一			
石鹸箱	一	一			
鏡（婦女ニ限ル）	櫛鏡一	櫛鏡一			
	櫛三	櫛三			
香油	一	一			
菓子又ハ水菓子ノ購入	月三回	月一回			一回五錢以下

自辨糧食ノ購入	月三回																							一回三十錢以下
算盤	一	一																						
紙製石盤	一	一																						
石筆	一	一																						
齒磨粉	一	一																						
齒楊子	一	一																						
萬年筆	一	一																						
インキ	一	一																						
手拭	一	一																						
ノート	一	一																						
足袋	一																							
地下足袋	一	一																						集團散歩又ハ運動用
帽子	一																							同
下駄	一																							
草履	一																							
箸及箸箱	一																							

襯衣（上下）　二

扇子　一　白扇

手箱　一　一　刑務所製品ニ限ル

敷布　二

褌　二　二

毛布　一

處遇令細則　第七十四條）ニ依ルモノ
　　第二十五條）

達示第七號

行刑ノ適正執務ノ敏活確實ヲ期スル爲メ管區制ヲ設ク

一、管區々分並其ノ所轄範圍

第一條　行刑區域ヲ次ノ管區ニ分チ其所轄範圍ヲ左ノ通リ定ム

管區＼所轄	看守長	教誨師	保健技師及保健技手	區域
第壹管區				四、五、六、七、八、九工場、雜居八、九、十舍、戒護事務室、浴場、中門、教誨堂、見張、事務廳舍一圓、表門、裁判所留置場、賄夫、委託理髮夫、運搬夫

第二條　各管區ニ看守長一名及必要ト認ムル職員ヲ配屬ス

看守長ヲ以テ管區長トス

第三條　管區長ハ配屬職員ト協力シ特ニ團體能力ノ運用ヲ圖リ行刑ノ充實成績ノ向上ニ努ムベシ

第四條　管區長ハ配屬戒護職員ノ勤務配置ヲナスベシ

第五條　前條ノ勤務配置ニ當リテハ常ニ深甚ノ注意ヲ拂ヒ執務ノ適切圓滑ヲ期スルトトモニ持ニ勤務ノ均等及適當ナル休養ヲ考慮スベシ

二、職員

第貳管區	第參管區	第四管區
十二、甲十三、乙十三、十四、十五、十六、十七工場、病舍、醫務室、第十二工場前釜場、鍛冶及洗濯場、耕耘夫及構外掃夫、耕耘地及官舍一圓、官舍門、第十四工場裏、第十六工場裏見張	一、二、三、十、十一工場一獨居、雜居一、二、三、四、五、六、七舍、薫蒸室構內掃夫、南東非常門見張	二獨居、拘置場、女拘置場炊場及其ノ一圓、東北隅見張、炊場裏見張

第六條　收容者ノ運動、接見、認書、其他日常ノ同伴連行等ニ伴フ戒護勤務ハ所轄職員其ノ任ニ當ルベシ

第七條　管區長ハ常ニ所轄區域内ノ建築物並ニ給水、排水、照明、通信、交通ニ關スル一切ノ工作物及器具器械其他供用物品ノ保存、保管並ニ修理ニ注意スベシ

第八條　管區長ハ所管事務ニ關スル帳簿書類ノ作成整理保管ノ責ニ任ズ

前項ノ帳簿及書類ハ別ニ之ヲ定ム

第九條　管區長ハ所管事務ノ實績ニ徴シ將來ノ改善ヲ圖リ其都度企劃意見ヲ書面ヲ以テ戒護主任ヲ經由シ所長ニ提出スベシ

前項計劃實施ノ成績報告ニ付亦同シ

第十條　管區長ハ平素非常時變ニ對スル應急處理方策ヲ考究確立シ之ヲ配屬職員ニ周知シ時々練習ヲ行フベシ

三、管區會議

第十一條　管區長ハ自ラ司會者トナリ毎月一回以上配屬教誨師作業技手、看守部長及關係看守ヲ集メ管區會議ヲ開キ重要ナル所管事務ヲ審議スベシ

管區長ハ必要ニ應ジ配屬以外ノ職員ニ對シ會議ニ參加ヲ求ルコトヲ得

第十二條　左ノ各項ハ管區會議ノ議ニ付スベシ

一、收容者ノ個性調査

一、收容者ノ作業成績ノ審査

一、累進處遇ニヨル階級異動ノ準備調査

一、賞遇並ニ假釋放ノ準備査定

一、收容者ノ作業並ニ拘禁ノ變更

一、雜業夫及常用夫ノ選定

一、收容者ノ動作時間ニ關スル事項

一、收容者ノ移管ニ關スル事項

一、其他管區長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十三條　管區會議ノ經過ハ之ヲ議事錄ニ摘錄スベシ

細則三條一號書式

指作定業	生將業來	業作及歷經刑受	特技能	史業
	作希業望	刑務所名		
		業種		
		期間		
		業種		
		期間		
		備考		

| 性適 | | |

適性識別基準

	忍耐力	勤勉心	能率	巧拙	發案力
優良	依頼心ナク困難モ興味少キコトモ嫌ハズニ努力スルモノ	眞面目自主的ニ作業ニ精勵スルモノ	正確機敏ニシテ仕事ノ量ヲ多ク爲スモノ	手先器用或ハ身體活動巧妙ニシテ手際ヨク仕事ノ仕上ナスモノ	考案ニ熱心ニシテ新機軸ヲ出ス能力アルモノ
良	困難ニシテ興味少キコトニモ拘ラズ從事シテ不平ナキモノ	眞面目ニ割當ラレタル仕事ヲ片付クルモノ	叮嚀ニシテ稍敏速普通以上ノ量ヲ擧グルモノ	手先或ハ身體稍器用ニシテ仕事ヲ一通リ爲シ遂グルモノ	仕事ノ方法ヲ巧ニ考案シテ應用ノ處置ヲ採ルモノ
普通	普通	普通	普通	普通	普通
不良	依頼心アリテ仕事ニ飽キ易キ爲抛棄スルモノ	怠惰ニシテ誠意ヲ以テ仕事ニ從事セザルモノ及就業ヲセザルモノ	粗笨無頓着遲鈍ニシテ量ノ擧ガラザルモノ及不能ノモノ	手先或ハ身體ノ活動不器用拙劣ナルモノ及體質上缺陷アルモノ	老案ニ興味ヲ有セズ機械的ナルモノ及思考力ニ缺陷アルモノ

第一號樣式

處遇表	1

細則四條二號書式

時在 犯現 年齡 氏名 ◈

本籍	現住所	罪名 刑期	生活及職業史	不良 經歷	思想 信仰	兵役 教育	教育程度
縣	縣	懲役 年 月		釋放ヨリ本犯ニ至ル期間 年 月	宗派	兵役	
市郡	市郡	入					
町村	町村						

犯罪及被害者ニ對スル感念	犯罪特異性	被害人物ノ
賠償		

犯由	事實	被害額
犯共		

起算	入所	滿期
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

家庭並ニ其ノ良否	釋放後ノ生計方針	保護者及保護能力	保護對策	勞働能力	豫定生業

遺傳	健康	總評	理由	疾病	程度

精神狀態						
意志	感情	智能				
		判斷	思索聯想	記憶注意	領會	覺智

總評

希望關心事項

處遇要目	分類	拘禁移送	作業	保健	就學	職業訓練	早期釋放	備考
	第　類						豫定上申期 昭和　年　月　旬	

ロノ一四ノ一

細則十三條三號書式

得點表

第　類　　第　級

稱呼番號	責任點
第　番	

年／月	作業	操行	其他	繰越點

法曹會編纂

大審院判例要旨

〔民事〕〔刑事〕 全二冊

定價金二十二圓

送費 內地 六十九錢 臺朝支 九十四錢

分賣 〔民事〕金十二圓 〔刑事〕金十圓

送費各冊 內地 四十五錢 臺朝支 七十五錢

菊判背革上製函入

本文九ポイント及六號活字組

總紙數三千三百餘頁

▲〔民事〕再版愈出來！ 乞卽刻申込

本書は本會發行の大審院判例集（第一卷乃至第十一卷）及大審院判決抄錄（全九十三卷）登載判例の要旨を各關係法令の章節法條に分類編纂したるものにかかり、民事は民法實施以後、刑事は裁判所構成法實施以後昭和七年末に至る四十年間に於ける判例を網羅し、一瞥其の梗概を知悉するを得ると共に更に判決の全貌を調査する便宜の爲、判例集及判決抄錄登載の判例について は大審院判決錄登載の卷頁數を附記し、判決抄錄登載の判例について決錄の三者に通ずる總索引たる用をも兼ね備へたるものにして、之れが編纂に關しては特に其の完璧を期する爲め大審院部長以下判檢事十數氏を編纂委員に囑託し以て之れが適正統一を圖りたり。朝野法曹、銀行會社、其の他識者必備の書たるは蓋し贅言を待たざるところにして、本會は本書普及の爲前記特別廉價を以て提供することとなし、且大方の利便を慮り民事刑事各冊分賣の方法を設けたり。

發行所 東京市麹町區司法省構內 財團法人 法曹會

振替 東京一五六七〇番

法學論叢

京都帝國大學法學會

昭和九年八月 八月號
第三十一卷 第二號

發行所 京都帝國大學法學會

發賣所 東京有斐閣

權利能力なき社團……石田文次郎
共犯規定の發展……佐伯千仞
——獨逸豫備草案より我刑法草案迄——
極東モンロー主義に就て(下)……末廣重雄
コンツエルン形成と株式會社法上の諸問題(二・完)……大隅健一郎
米國普通法の Restatement の意義(二・完)……田中保太郎

批評と紹介
毛戸勝元氏『統一手形法論』……大橋光雄
フウバア『經濟行政法』……須貝脩一

民事判例研究
辨濟金額の不足と債權證書の返還・卽時取得と消費貸借の成立……田島順
不在者の置きたる財產管理人と裁判上の行爲・隱居者の責任……近藤英吉

刑事判例研究
私行——名譽毀損——侮辱……宮本英脩

第三十六卷 第七號
昭和九年七月一日發行

法學志林

東京 法政大學發行

法律における信義の要請と保護……牧野英一
□何故に所有權の概念を定立することは困難なるか
行刑を基點として考察したる不定期刑……正木亮
日本中世寺院法に於ける入會權……細川龜市
ケルゼンの法律解釋論……木村龜二
商事判例研究……小町谷操三
□發起人の株式引受の時期、株式申込證の形式
法史瑣談……宮下嘉三郎
新刊批評及思想概觀
□自然法の非宗教性と宗教性(牧野英一)
□累進制における責任と希望との原理(大塚鄕二)
□新らしい監獄の建設(武藤文雄)
□新刊批評
判例 民事二十二件 刑事二十七件 行政三件
歐文 理法の非宗教性と宗教性(佛文)(牧野英一)

刑政第47巻第8号
矯正図書館

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十四卷第八號　昭和九年八月

危險負擔論……講師岩田新
經營罰に關する若干の考察……講師中村武
ゲオポリテイークの概念……教授川原次吉郎
著欽政……小早川欣吾
獨逸法律類語異同辨（七）……講師三潴信三
新手形法の諸問題（四）……藥師寺志光
刑事判例研究（二八）……講師草野豹一郎
横領罪に於ける領得の意思
民事判例研究（三一）……判例研究會
附屬建物に對する抵當權の效力（片山金章）
創立總會の權限と發起人への出損決議（升本重夫）
外國判例研究（二）……講師岩田新
新法令——近着外國雜誌法律論題要目

法學協會雜誌

第五十二卷第八號
八月一日發行
東京帝大　法學協會發行

論說
法律行爲論に關して佛國判例に及ぼせる社會的思想の影響（佛文及び譯文）……巴里法科學教授　ド・フ・モンジュス
多數決の社會的機能……東京帝國大學助教授　矢部貞治
自由刑に於ける累進制度……法學士　正木亮
資料
海員の保護に關する統一法運動……東京帝國大學助教授　石井照久
「法學提要希臘義解」第二卷邦譯……東京帝國大學助教授　原田慶吉
紹介
田中誠二著、增訂會社法提要（鈴木竹雄）榛村專一著、新聞法制論（田中二郎）
判例研究
民事訴訟法判例批評……法學博士　加藤正治
民事法判例研究錄（昭和七年度・一六）
雜報
法理研究會記事

編輯餘錄

□ われらの最も敬愛する鹽野行刑局長を送ることになつた。鹽野氏の在職は三年十一月。その事業としては假釋放審査規程、行刑累進處遇令及び少年行刑教育令がある。又全國の作業を統制して長年の赤字を脫して收入豫算を遙かに增加せしめられたことは特筆大書すべき事蹟である。

□ われらは令名ある岩松玄十氏を新局長として迎へる。氏が從來の如く、否、從來以上に囚人の改化遷善につくされるであらうことは吾人の信じて疑はざるところである。從てわれわれは各各誠實を旨とし今日までの方針を繼續善處しなければならぬと思ふ。

□ 小原司法大臣が朝日新聞紙上に於て看守七、八百名を增員してその激務を緩和せねばならぬと言つて居られる。事實看守諸君は早出晩歸家庭愛の一點をもつかみ得ないほど哀れなる境遇に直面して居るのである。今にして救はずんば恨は長い。司法大臣閣下願はくばその言を空語に終らしめざらんことを。

□ 岡書記官が愈々ベルヌに向つて出發された。八月二十日より數日間來年の本會議準備の爲に大に健闘される筈である。

□ 編輯子は今や局長の更迭に會ひ同僚岡書記官の渡歐を送り加ふるに本誌の編輯期に於て急に一文を草せざるべからざるに至り困憊その極に達した。本誌の發行遲延その他に關し欠缺するところあらば特に御宥恕を願ひ度い。

昭和九年七月二十二日夜
——あき羅——

定價　一冊（稅共）　金二十五錢
　　六冊（稅共）　金一圓五十錢
　　十二冊（稅共）　金三圓
廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓
注文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年八月三日印刷納本
昭和九年八月八日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座一三四四・三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第47巻第8号

矯正図書館

47e Année N° 8 Août 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Masaki, A.— De l'éducation pénitentiaire des délinquants juvéniles.

Mouvement des idées à l'étranger :

G. R. Mursell, The new penal system.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice